

福祉

Chapter 03
分野別検証

期	第1期	第2期	第3期	第4期
国 等 の 動 向	<p>【社会福祉施設等（高齢者、障害者）】 〈感染拡大の防止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策に係る国通知 ・感染防止に係る施設の改修等を支援する補助金事業の創設 ・高齢者施設等でのPCR検査実施要請 <p>〈事業継続の支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等への応援職員の派遣体制の構築を要請 ・感染者が発生した事業者のサービス継続を支援する補助金の創設 ・社会福祉施設の従事者に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した慰労金の支給を都道府県に要請 ・障害者支援施設、介護サービス事業所等の人員基準等の臨時的な取扱い <p>〈衛生資材の確保・備蓄〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等に対する布製マスク、防護具等の配布 	<p>【社会福祉施設等（高齢者、障害者）】 〈入院待機高齢者への対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院患者の介護施設における適切な受入等について通知 ・退院者を受入れた際の介護報酬の加算の枠組みを拡充（通常1回→30日間算定可） <p>〈従事者に対する集中的検査の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗原簡易キットの配布 ・高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について、まん延防止等重点措置の適用地域以外の対象地域や対象施設を地域の実情に応じて指定すること等を要請 <p>〈感染防止対策の周知徹底〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策に係る国通知 ・社会福祉施設等における面会等の実施の留意点について通知 	<p>【社会福祉施設等（高齢者、障害者）】 同左</p>	<p>【社会福祉施設等（高齢者、障害者）】 〈医療機関の協力による往診支援等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5類移行後も医療機関やかかりつけ医との連携の確保等を高齢者施設等に要請 <p>〈感染者発生時の対応力強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策に係る国通知 <p>〈従事者に対する定期的な検査の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等の従事者等に対する検査の強化（抗原定性検査の実施回数等の拡充等） <p>〈ワクチン接種の促進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等の入所者及び従事者等への接種勧奨について要請
	<p>【社会福祉施設等(こども)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策に係る国通知 ・介護施設等への布製マスクの配布【再掲】 ・保育所等の保護者に向けた助成金 ・緊急事態宣言時の保育所等の対応の提示 	<p>【社会福祉施設等(こども)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策に係る国通知 <p>【生活困窮者・社会的孤立への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間延長(生活福祉資金) ・支給要件等緩和(住居確保給付金) ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給の実施。(R3.4.) 	<p>【社会福祉施設等(こども)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策に係る国通知 ・保育所等への簡易検査キット配布 	<p>【社会福祉施設等(こども)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策に係る国通知（随時） ・保育所等におけるマスク着用の考え方の見直し
	<p>【生活困窮者・社会的孤立への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金特例貸付の実施 ・支給要件等緩和(住居確保給付金) ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給の実施 (R2.7) ・住宅を失った者の公営住宅への入居にかかる国通知 		<p>【生活困窮者・社会的孤立への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間延長(生活福祉資金) ・支給要件等緩和(住居確保給付金) ・申請期間等延長(自立支援金) ・コロナ禍等を踏まえた「新たな自殺総合対策大綱」の閣議決定 (R4.10.14) 	

期	第1期	第2期	第3期	第4期
県 の 取 組	<p>【社会福祉施設等（高齢者、障害者）】 〈感染拡大の防止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染経路の遮断、感染防止対策の徹底を要請 ・個室化改修や施設内での感染拡大を防止するための簡易陰圧装置等の設置費用を支援 ・職員研修に活用できる感染防止対策の動画等の周知 ・新規就労職員及び新規入所者へのPCR検査の実施 ・施設内感染対策等に係る相談窓口を県看護協会に設置 ・障害者施設における濃厚接触の施設入所者を受入れる一時避難所に要する経費を助成 <p>〈事業継続の支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の協力を得て、応援職員の派遣を行う「応援スキーム」を全国に先駆けて構築 ・感染者等が発生した事業者のサービス継続を支援する補助金の支給 ・感染者が発生した施設や感染症対策に一定の役割を果たした従事者に対する慰労金の支給 <p>〈衛生資材の確保・備蓄〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね2ヶ月分の使用量のマスク・消毒液等を図ったうえで、更に概ね2ヶ月分の使用量相当を県が保管 	<p>【社会福祉施設等（高齢者、障害者）】 〈入院待機高齢者への対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金により、回復者の退院受入れを支援 ・医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援 ・入院調整中のため自宅待機中の要介護者等の介護サービス確保のため、訪問看護・介護事業者等へ協力金を支給 <p>〈従事者に対する集中的検査の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、従事者に対する集中的検査を強化し、対象地域、事業者を拡充 <p>〈感染防止対策の周知徹底〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染管理認定看護師等による個別訪問時の研修、助言を強化 ・感染拡大リスクのある行為等を具体的に示すポスターやチェックリストの作成 ・感染状況を踏まえた面会方針の周知 	<p>【社会福祉施設等（高齢者、障害者）】 〈医療機関の協力による往診支援等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス継続の支援や医療機関の協力による円滑な往診医師の派遣など、福祉・医療ニーズへの総合的な支援 ・5類移行後の医療ひっ迫に備え、往診応援可能医師を紹介する相談窓口や医療機関への協力金を支給する仕組みを構築 <p>〈感染者発生時の対応力強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家や県医師会の協力を得て、施設の配置医師や管理者等に対する研修会を開催 <p>〈従事者に対する定期的な検査の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染の早期発見によるクラスター発生防止のため、検査回数等を拡充（抗原定性検査：週2回） <p>〈ワクチン接種の促進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者への早期接種勧奨を周知（集団接種、個別接種の勧奨と接種状況の把握） 	
	<p>【社会福祉施設等(こども)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理体制の強化 ・従事者慰労金の支給 ・相談窓口の設置 ・子育て世帯への経済的支援 ・一時保護所サテライトの設置 	<p>【社会福祉施設等(こども)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策のための簡易な改修 ・事業継続のためのかかりまし経費 ・保育施設における感染防止対策 ・ひょうご放課後児童プラン等におけるICT化の推進 ・一時保護所サテライトの設置【拡】 		
	<p>【生活困窮者・社会的孤立への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金 ・住居確保給付金 ・ひとり親世帯臨時特別給付金 ・県営住宅の一時住居 ・ネットカフェ難民への無償一時提供 ・公社賃貸住宅の提供 ・夜間法律電話相談 	<p>【生活困窮者・社会的孤立への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金【拡】 ・住居確保給付金【拡】 ・高等職業訓練促進給付金 ・住宅支援資金貸付 ・県営住宅の一時住居【拡】 ・ひょうご女性サポートホットライン 	<p>【生活困窮者・社会的孤立への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金【拡】 ・住居確保給付金【拡】 ・生活困窮者自立支援金 ・ひょうご女性サポートホットライン ・薬剤師のための自殺ハイリスク者対応力向上研修 ・自死遺族地域支援者研修会 	

1 社会福祉施設等（高齢者、障害者）

（分野）福祉（項目）社会福祉施設等：第1期

【主な取組等】

● 重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大への懸念

→感染拡大防止の取組を徹底するとともに、事業者の事業継続に必要な支援を実施

項目	内容
感染拡大防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・感染経路の遮断、感染防止対策の徹底を要請（手指消毒、マスク着用、換気等） ・施設内で感染経路を遮断するために必要な個室化改修[R2.3月～]や施設内での感染拡大を防止するための簡易陰圧装置等の設置[R2.4月～]に要する費用を支援 ・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策等の指導・研修[R2.6月～] ・職員研修に活用できる感染防止対策の動画等の周知 ・新規就労職員及び新規入所者へのPCR検査の実施[R2.12月～] ・障害者施設における濃厚接触の施設入所者を受入れる一時避難所に要する費用を助成 ・施設内感染対策等に係る相談窓口を県看護協会に設置
事業継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者発生に伴う職員不足に対応できるよう、関係団体の協力を得て、応援職員の派遣を行う「応援スキーム」を全国に先駆けて構築[R2.3月～] ・利用者や職員に感染者等が発生した事業者において、サービス継続に必要な費用(かかりまし費用)が生じた場合、その費用の一部を支援[サービス継続支援事業、R2.12月～] ・感染者が発生した施設や感染症対策に一定の役割を果たした事業者等の従事者に対する慰労金の支給[R2.7月]
衛生資材の確保・備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね2ヶ月分の使用量のマスク・消毒液等を図ったうえで、更に概ね2ヶ月分の使用量相当を県が保管

【有効であった対応】

- ①不足していた衛生資材の確保、供給
- ②サービス継続支援事業による経済的支援

【教訓・課題】

- ①感染症に対する防護体制の不足
(平時からの備え：計画、訓練、物資の備え、応援体制)

【今後の感染症に生かすこと】

感染症への平時からの備え

1 社会福祉施設等（高齢者、障害者）

（分野）福祉（項目）社会福祉施設等：第2期～第3期

【主な取組等】

●重症化リスクは低下傾向も、患者数が増加し医療体制がひっ迫

→施設内での療養者対応を支援するとともに、感染拡大を防ぐ取組を強化

項目	内容
入院待機高齢者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金により、回復者の退院受入れを支援 特別なコロナ対応が必要でない場合は施設で療養し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援 入院調整中のため自宅待機中の要介護者等の介護サービス確保のため、訪問看護・介護事業者等へ協力金を支給
従事者に対する集中的検査の実施	R3.3月 感染多数地域で高齢者等が長期入所する施設の従事者を対象に3月中に集中的に実施 （検査方法：核酸増幅検査 → R4.1月～PCR検査 → R4.6月～抗原定性検査(検査キットの無料配布)）
	R3.4月 対象地域を全県(保健所設置市除く)とし、有料老人ホーム等を含む入所系施設に対象を拡充 実施期間をR3.6月まで延長
	R3.7月 対象に通所系を追加し、継続実施
感染防止対策の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> クラスターが多い従来型施設(多床室)を中心に、感染管理認定看護師等による個別訪問時の研修、助言を強化 感染拡大リスクのある行為等を具体的に示すポスターやチェックリストの作成 感染状況を踏まえた面会方針の周知

【有効であった対応】

- ①集中的検査による陽性者の早期発見
- ②協力金や経費支援により多くの事業者が入院待機高齢者等の対応に協力

【教訓・課題】

- ①感染から入院までの医療的対応
- ②コロナ禍の長期化による面会制限が及ぼした影響
 （心身への影響、QOLの低下等）
- ③従事者の感染による事業所の一時的閉鎖や利用者の減少等による経営への影響

【今後の感染症に生かすこと】

施設内療養者への対応力強化や感染防止対策への取組、オンラインを活用した面会の実施

1 社会福祉施設等（高齢者、障害者）

（分野）福祉（項目）社会福祉施設等：第4期

【主な取組等】

- 重症化リスクは高くないが感染力が非常に強い新たな変異株の流行により、多数のクラスターが発生
→ 往診支援に加え、施設内療養者への対応力を強化
あわせて、感染拡大防止を図るための定期的な検査、重度化防止を図るワクチン接種を促進

項目	内容						
医療機関の協力による往診支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス継続の支援や医療機関の協力による円滑な往診医師の派遣など、福祉・医療ニーズへの総合的な支援 [R4.3月～] ・5類移行後の医療ひっ迫に備え、往診応援可能医師を紹介する相談窓口や医療機関への協力金を支給する仕組みを構築 [R5.3月～(感染状況を踏まえ実施検討)] 						
感染者発生時の対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家や県医師会の協力を得て、施設の配置医師や管理者等に対する研修会を開催 [R4.8月] 						
従事者に対する定期的な検査の強化	<table border="1"> <tr> <td>回数</td> <td>2週に1回 → 週1回[R4.6月～] → 週2回[R4.11月～]</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>PCR検査 → 抗原定性検査[R4.6月～]</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>入所・通所 → 訪問系を対象に追加[R4.8月～]</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・感染の早期発見によるクラスター発生防止のため、検査回数等を拡充 	回数	2週に1回 → 週1回[R4.6月～] → 週2回[R4.11月～]	方法	PCR検査 → 抗原定性検査[R4.6月～]	対象	入所・通所 → 訪問系を対象に追加[R4.8月～]
回数	2週に1回 → 週1回[R4.6月～] → 週2回[R4.11月～]						
方法	PCR検査 → 抗原定性検査[R4.6月～]						
対象	入所・通所 → 訪問系を対象に追加[R4.8月～]						
ワクチン接種の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者への早期接種勧奨を周知（集団接種、個別接種の勧奨と接種状況の把握） 						

【有効であった対応】

- ①施設内療養に対する理解と対応力の向上
- ②検査キットの無料配布による積極的な検査の実施
- ③ワクチン接種による重度化防止の効果

【教訓・課題】

- ①感染者発生時の医療機関との連携体制の構築
- ②施設内療養者の大幅増加時の施設の対応

【今後の感染症に生かすこと】

新たな感染症の発生も含め、入所者・従事者に感染者が発生した場合の円滑な業務継続に向けた対応力強化（介護保険法において、R6年度から業務継続計画(BCP)に基づく研修・訓練等が義務づけ）

2 社会福祉施設等（こども）

（分野）福祉（項目）社会福祉施設等：第1期

【主な取組等】

- 保育所・放課後児童クラブ等への感染防止対策等のための支援を実施
- 保護者が新型コロナウイルスに感染し、保護者以外に養育できる親族等がない要保護児童を、サテライト用に一部改良した施設において一時保護を実施

	項目	内容
保育所・放課後児童クラブ等	衛生管理体制の強化	施設の感染症拡大防止に必要なマスク、消毒液などの衛生用品等の購入やかかり増し経費を支援
	従事者慰労金の支給	相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感をもって業務に従事された施設職員に対して、県独自の慰労金を支給
	相談窓口の設置	市町が設置する、①感染症防止対策等に関する相談窓口、②施設・事業所等への感染症対策専門家等の派遣指導、③職員のメンタルヘルス相談窓口に要する経費を支援
	子育て世帯への経済的支援 （第1期～第4期）	小学校の臨時休業に伴い、午前中からの開所等を行うための追加経費を支援するとともに、放課後児童クラブを臨時休業させた場合、市町が保護者へ返還する日割り利用料を財政支援 小学校の臨時休校等に伴い利用したファミリー・サポート・センター事業利用料を市町が支援した場合に生じる費用を財政支援
一時保護所サテライト	一時保護所サテライトの設置 （第1期～第4期）	一時保護所のサテライトとして、県内の宿泊施設等において一時保護を実施し、対象を3歳以上から乳児及び2歳児まで拡大

【有効であった対応】

- ①登園自粛に対する利用者負担額の減免等支援
- ②学校臨時休業中の居場所確保
- ③一時保護所サテライトの迅速な立ち上げが可能な体制（施設・備品の設置・職員勤務計画作成等）の整備

【教訓・課題】

- ①職員への支援（衛生物資の優先支給、感染症に関する研修等）や感染症発生に備えた衛生物資の確保
- ②こども家庭センター職員がサテライトに勤務することによる、通常業務への影響

【今後の感染症に生かすこと】

感染リスクを抱えながら勤務する職員への迅速な支援（衛生物資の優先支給、心のケア等）

2 社会福祉施設等（こども）

（分野）福祉（項目）社会福祉施設等：第2期～第4期

【主な取組等】

- 保育所・放課後児童クラブ等への感染防止対策等のための支援を実施
- 保護者が新型コロナウイルスに感染し、保護者以外に養育できる親族等がない要保護児童を、サテライト用に一部改良した施設において一時保護を実施

	項目	内容
保育所・放課後児童クラブ等	地域子ども・子育て支援事業の感染防止対策	
	感染症対策のための簡易な改修	感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等簡易な改修）を支援
	事業継続のためのかかりまし経費	サービス継続に必要な費用（かかりまし経費、衛生資材等）を支援
	保育施設における感染防止対策	認可外保育施設にかかるマスク等衛生資機材の購入を支援 ※保育所、認定こども園等は市町にて支援 ※子どものマスクの取扱いについて周知
	ひょうご放課後児童プラン等におけるICT化の推進（第2期～第4期）	利用児童等の入退出管理のためのICT機器等のICT環境整備経費及び研修のオンライン化に必要なシステム導入経費を支援
一時保護所サテライト	一時保護所サテライトの設置【拡】	一時保護所のサテライトとして、県内の宿泊施設等において一時保護を実施 また、継続的な設置を可能とするため職員勤務体制を見直しを実施し、県有施設において、サテライトを実施できる体制を整備

【有効であった対応】

- ① 空気清浄機やマスク消毒液の購入経費の支援
- ② 現場の負担感を減らすための体制（勤務形態）の適切な見直し

【教訓・課題】

- ① 3密対策（スペースや人材面で課題あり）
- ② 夏季の熱中症対策と換気の両立
- ③ 保育所等における感染発生時の協力体制の構築

【今後の感染症に生かすこと】

感染防止対策は必要であるが、過度な制限による児童の成長への影響に留意する必要

3 生活困窮者・社会的孤立への支援

(分野) 福祉 (項目) 社会福祉施設等：第1期

【主な取組等】

- 収入が減少した生活困窮世帯を対象に、貸付や給付金の支給を実施
- ひとり親世帯等を対象に、生活支援特別給付金の支給を実施
- 解雇、離職等による収入減少者等を対象に、県営住宅、公社賃貸住宅を提供
- 悩みを抱える人が適切な相談窓口につながるための取組を推進

	項目	内容
生活困窮者	生活福祉資金（第1期～第4期）	県社会福祉協議会へ原資を助成し、一時的な資金が必要な方へ緊急貸付
	住居確保給付金（第1期～第4期）	離職・廃業等により住宅を失った又はそのおそれがある生活困窮者に対し、家賃相当分を給付
ひとり親家庭	ひとり親世帯臨時特別給付金（第1期～第4期）	経済的負担が大きくなっているひとり親世帯等に対し、臨時特別給付金をプッシュ型等により支給
県営住宅等	県営住宅の一時入居（第1期～第4期） ネットカフェ難民への無償一時提供	・解雇・離職者や収入減少者を対象に入居要件を緩和し県営住宅を一時的に提供 ・ネットカフェ難民を対象に、県営住宅を一時的に無償提供
	公社賃貸住宅の提供（第1期～第4期）	解雇・減給となった方を対象に、公社賃貸住宅を入居要件の緩和等で支援
自殺対策	夜間法律電話相談（第1期～第4期） （経済問題等心の悩み相談体制）	・経済生活問題への対応を強化するため、休日夜間開設日を増 ・コロナ関連相談対応のため平日夜間相談を実施

【有効であった対応】

- ① 償還免除要件の予告や支給期間等の変更(生活)
- ② 国によるコールセンターの設置(ひとり親)
- ③ 敷金免除等による初期費用の負担軽減(住宅)
- ④ コロナ情勢を踏まえた相談体制強化(自殺)

【教訓・課題】

- ① 申請の増加に対応したマニュアル整備、申請の簡素化(生活)
- ② 敷金、連帯保証人免除に伴う滞納時の対応(住宅)
- ③ 相談室における感染症対策(自殺)

【今後の感染症に生かすこと】

各種申請等の急増を見越した受付・問い合わせ対応の整備(生活、ひとり親)

3 生活困窮者・社会的孤立への支援

(分野) 福祉 (項目) 社会福祉施設等：第2期

【主な取組等】

- 収入が減少した生活困窮世帯を対象に、貸付や給付金の支給を実施
- ひとり親世帯等を対象に、生活支援特別給付金等の支給を実施
- 解雇、離職等による収入減少者等を対象に、県営住宅、公社賃貸住宅を提供
- 悩みを抱える人が適切な相談窓口につながるための取組を推進

	項目	内容
生活困窮者	生活福祉資金【拡】	申請期間を延長 (R3.6末からR3.8まで延長)
	住居確保給付金【拡】	・支給期間の変更 (R3.9.30まで最大9ヶ月+再支給3ヶ月) ・支給要件の緩和
ひとり親家庭	高等職業訓練促進給付金 (第2期～第4期)	ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間における本給付金を支給
	住宅支援資金貸付 (第2期～第4期)	生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を推進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付
県営住宅	県営住宅の一時入居【拡】	家賃減免等の入居支援を拡充
自殺対策	ひょうご女性サポートホットライン～ここふれ～ (第2期～第4期)	生活・社会情勢の変化の影響を受けやすい女性の自殺リスクに対応するため相談事業を開始

【有効であった対応】

- ① 申請期間等の延長、HP等での周知徹底(生活、ひとり親)
- ② 生活保護、住居確保給付金の窓口を案内するなど市町の福祉部局等との連携(住宅)
- ③ コロナ情勢に応じた女性対応等の相談体制強化(自殺)

【教訓・課題】

- ① コールセンターにつながりにくい状況の改善(生活)
- ② 受付・問い合わせ対応の整備(ひとり親)
- ③ 生活が困窮している入居希望者は引越費用の負担が困難(住宅)

【今後の感染症に生かすこと】

生活が困窮している方を迅速に支援するためのプッシュ型による支給の推進 (生活、ひとり親)

3 生活困窮者・社会的孤立への支援

(分野) 福祉 (項目) 社会福祉施設等：第3期～第4期

【主な取組等】

- 収入が減少した生活困窮世帯を対象に、貸付や給付金の支給を実施
- 悩みを抱える人が適切な相談窓口につながるための取組や研修を推進

	項目	内容
生活困窮者	生活福祉資金【拡】	申請期間を延長 (R4.3末まで延長)
	住居確保給付金【拡】	・支給期間変更 (R5.3末まで最大9ヶ月+再支給3ヶ月) ・支給要件緩和
	生活困窮者自立支援金 (第3期～第4期)	生活福祉資金の貸付が終了し、一定の所得要件を満たす世帯に対し支給
自殺対策	ひょうご女性サポートホットライン ～ここふれ～【拡】	相談開設時間の増
	薬剤師のための自殺ハイリスク者対応力向上研修 (第2期～第4期)	自殺の原因の一つである健康問題への対応を強化するため、調剤薬局の薬剤師に向けたゲートキーパー研修を開始
	自死遺族地域支援者研修会 (第3期～第4期)	自殺者増に伴い、自殺ハイリスク者である自死遺族が増加する可能性があることから、支援者への研修を開始

【有効であった対応】

- ①支給期間等の延長(生活)
- ②対象者へのプッシュ型の通知送付(生活、ひとり親)
- ③コロナ情勢に応じた、健康問題、自死遺族等の相談体制の強化 (自殺)
- ④感染状況に応じた、オンライン手法での研修開催(自殺)

【教訓・課題】

- ①コールセンターにつながりにくい状況の改善(生活)
- ②円滑な事業遂行に向けた正確な情報の周知(生活)
- ③感染拡大に伴い、相談員が急遽従事できなくなった場合のフォロー体制の検討(自殺)

【今後の感染症に生かすこと】

自殺者増につながる可能性がある社会・経済情勢の変化等を踏まえたタイムリーな施策の検討

III 経済

Chapter 03
分野別検証

総括表【経済】

期	第1期	第2期	第3期	第4期
国等の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛等の協力要請 ・飲食店への休業要請・営業時間短縮の要請 ・在宅勤務（テレワーク）の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出・移動の自粛 ・飲食店への休業要請・営業時間短縮の要請 ・在宅勤務（テレワーク）を更に徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出・移動の自粛 ・飲食店への休業要請・営業時間短縮の要請 ・在宅勤務（テレワーク）の更なる徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高い場所等への外出・移動の自粛 ・飲食店への営業時間短縮の要請
県の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・休業要請事業者経営継続支援金 ・中小企業事業再開支援事業 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ・がんばるお店・お宿応援事業（第1弾） ・商店街お買い物券・ポイント事業（第1弾） ・新型コロナウイルス対策貸付 ・経営活性化資金 ・借換等貸付 ・新型コロナウイルス危機対応貸付 ・新型コロナウイルス感染症対応資金 ・新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付 ・美しい村づくり・豊かな海づくり資金の拡充 ・美味いもん情報まとめサイト「御食国ひょうご」の創設 ・県産水産物の学校給食提供の支援 ・県産農林水産物直売・消費応援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・がんばるお店・お宿対応事業（第2弾） ・伴走型経営支援特別貸付 ・山田錦等酒米生産応援事業の実施 ・県産酒米消費拡大キャンペーン事業の実施 ・美しい村づくり・豊かな海づくり資金の拡充（再掲） ・美味いもん情報まとめサイト「御食国ひょうご」の創設（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街お買い物券・ポイント事業（第2弾） ・中小企業新事業展開応援事業（第1弾） ・ひょうごを旅しようキャンペーン ・県産ブランド牛肉の消費拡大 ・県産水産物の消費拡大 ・県産農産物等におけるECサイト活用販売への支援 ・美しい村づくり・豊かな海づくり資金の拡充（再掲） ・美味いもん情報まとめサイト「御食国ひょうご」の創設（再掲） ・県産酒米消費拡大キャンペーン事業の実施（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業新事業展開応援事業（第2弾）+【特別枠】 ・ひょうごを旅しようキャンペーン ・中小法人等事業継続一時支援金 ・がんばろう商店街・お買い物キャンペーン ・ひょうごで食べようキャンペーン ・経営改善・成長力強化への支援 ・農林水産物の競争力強化 ・県内直売所における消費拡大 ・但馬牛生産基盤の強化 ・森林林業における緊急整備事業の実施 ・美しい村づくり・豊かな海づくり資金の拡充（再掲） ・美味いもん情報まとめサイト「御食国ひょうご」の創設（再掲） ・県産酒米消費拡大キャンペーン事業の実施（再掲） ・県産農産物等におけるECサイト活用販売への支援（再掲）

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第1期①

【主な取組等】

- 緊急事態宣言に基づく休業要請を受け、中小事業者等が売上減少に直面したことから、地域経済への影響を緩和するため、各種支援金等を給付

【休業要請に応じた事業者への支援】

対策名	期間	概要	実績
休業要請事業者経営継続支援金	R2.4/15～ 5/6	施設の使用停止や時間短縮の要請に応じた中小法人・個人事業主を対象に、事業の継続を支えるための支援金を支給	支給件数:43,605件 支給金額:10,167百万円
中小企業事業再開支援事業	R2.6/30～ 9/30	新しい生活様式（ひょうごスタイル）にあわせて、事業者が従業員の労働環境確保のために取り組む感染防止対策等を支援	支給件数：35,277件 支給金額：2,091百万円
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	R3.1/12～ R4.3/21	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、県からの休業又は営業時間の短縮要請に応じた事業者に協力金を支給	支給件数：272,176件 支給金額：341,203百万円 ※第3波～第6波まで断続的に支給

【有効であった対応】

- ① コロナ初期の事業者支援では、全庁で応援体制を構築して審査事務等を実施したことにより、迅速な支給を実現した。（休業要請支援金:R2.4～5）
- ② 事業者支援の長期化が見込まれたことを踏まえ、途中で審査・支給業務を民間事業者への委託に切り替えたことにより、人員の確保など、安定的な事務局体制が構築され、支援が長期間に及んだにも関わらず、迅速な支給を継続して実現した。（協力金:R3.1～R4.3）
- ③ 一度提出した書類は、次回以降提出が省略できる等、申請の簡略化により、申請者の負担軽減や迅速な支給に寄与した。（協力金）

【教訓・課題】

- ① コロナ初期の事業者支援では、審査事務等を県職員が対応したため業務量が増加し、通常業務に支障が発生した。（休業支援金）
- ② 迅速な支給実現のため、予算成立から事業開始までの期間を短縮したことで、事業者への周知期間が十分ではなく、申請期間を知らずに申請できなかった事業者が多数発生した。（協力金）
- ③ 支給要件を見直し場合は、申請様式に適切に反映すべきところ、一部は審査担当者間の情報共有で済ませたことから、確認漏れによる過払いが発生した。（協力金）

【今後の感染症に生かすこと】

緊急時の迅速な支援では、民間事業者への委託による、早期の安定的な事務局体制の構築が有効
申請期間が短期間の場合は、特に各種団体をはじめ最大限のネットワークを活用して、迅速かつ幅広い周知に努めることが重要
審査誤り防止のため、支給要件の見直し内容は、申請様式への反映等の徹底が重要

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第1期②

【主な取組等】

- 外出自粛による消費の落ち込みを回復し、事業者の売上回復を図るため、飲食店等へ各種支援を実施

【休業要請期間中の事業展開への支援】

対策名	期間	概要	実績
がんばるお店・お宿応援事業 (第1弾)	R2.5/12～ 6/10	外出自粛要請等により、売上が減少している飲食店、宿泊施設、小売店によるテイクアウト・デリバリー等新商品開発など、新たな事業展開を支援	支給件数：4,728件 支給金額：468百万円
商店街お買い物券・ポイントシール事業 (第1弾)	R2.7/1～ R3.2/28	消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定プレミアム付商品券の発行やポイントシール事業を支援	支給件数：30市町・280商店街 支給金額：1,257百万円 (うち838百万円県負担) ※市町随伴事業

【有効であった対応】

- ① 店舗内飲食が前提だった業態の転換の一つとしてデリバリー等へ参入した事業者へ支援をした。(がんばるお店応援事業)

【教訓・課題】

- ① 早期事業着手するため、予算成立から事業開始までの期間を短縮したことで、適切な周知が不足した。(がんばるお店応援事業)

【今後の感染症に生かすこと】

業界団体等へ周知をすることで、事業者への迅速な情報提供を行うことが重要 (がんばるお店事業)

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第1期③

【主な取組等】

- 令和2年2月以降、順次新型コロナウイルス対策資金を創設、5月に「新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無保証料）」を開始するとともに、令和2年4月補正で1兆円、9月補正で1兆3,000億円の融資枠を確保するなど中小企業者の資金繰りを支援

【資金繰り支援】

貸付名 (取扱期間)	概要	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)	貸付実績 (R2.3/1~R3.2/28)
①新型コロナウイルス対策貸付 (R2.2/25~)	セーフティネット保証の別枠を利用した融資	0.70% (0.80%)※	2.8億円	10年(2年)以内	件数：3,266件 金額：66,648百万円
②経営活性化資金 (R2.3/16~)	迅速な融資・保証審査	金融機関所定 (0.80%)※	5,000万円	10年(1年)以内	件数：605件 金額：18,184百万円
③借換等貸付 (R2.3/16~)	既往債務の返済負担軽減	0.70% (0.80%)※	2.8億円	10年(1年)以内	件数：161件 金額：5,166百万円
④新型コロナウイルス危機対応貸付 (R2.3/16~R3.12/31)	危機関連保証を利用した融資(①の別枠)	0.70% (0.80%)	2.8億円	10年(2年)以内	件数：1,288件 金額：48,969万円
⑤新型コロナウイルス感染症貸付資金(無利子・無保証料) (R2.5/1~R3.5/31)	最大で当初3年間無利子、保証料免除	当初3年間 0.00% 4年目以降 0.70% (最大0.00%)	3,000万円 →4,000万円 →6,000万円	10年(5年)以内	件数：48,651件 金額：791,458百万円
⑥新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付 (R2.6/22~R3.5/31)	⑤を超える資金需要に対応(保証料全額免除)	0.70% (0.00%)	5,000万円	10年(2年)以内	件数：2,615件 金額：82,399百万円

【有効であった対応】

- ①金融機関や保証協会との連携による迅速な融資審査・実行の構築
- ②必要な融資枠を迅速に確保

【教訓・課題】

- ①無利子無保証料の融資により過剰債務を抱えた事業者が増加

※セーフティネット保証を利用の場合

【今後の感染症に生かすこと】

多くの融資先を抱える金融機関の支援体制の強化が必要

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第1期④

【主な取組等】

- 外食需要の減退等により影響を受けた農林水産事業者に対し、経営継続に向けた資金繰りを支援したほか、ECサイトを活用した県産農林水産物の販売やPR、学校給食への提供支援等の需要喚起対策を実施

【農林水産業への支援】

対策名	期間	概要	実績
美しい村づくり・豊かな海づくり資金の拡充	R2.4/24～	農業者及び水産加工業者等の資金繰りを支援するため、貸付期間の延長、融資限度額の引上げ、利子補給による貸付利率の無利子化を実施	件数：279件 金額：1,686百万円
美味しいもん情報まとめサイト「御食国ひょうご」の創設	R2.10/19～	県内の農畜水産物等の購入を促すため、県内農畜水産団体等が運営するECサイトの情報が1カ所で閲覧できるまとめサイトを創設	閲覧数(月平均)：16,677 掲載食品数：353食品
県産水産物の学校給食提供の支援	R2.7/6～ R3.3/10	県産水産物の需要を増加させるため、希望のあった小中学校等の給食での県産水産物の提供や食育活動を支援	提供数：2,095,599食 補助事業費：196百万円
県産農林水産物直売・消費応援事業の実施	R2.11/1～ R3.2/28	県産農林水産物の需要喚起のため、直売所での農林水産物購入時に、次回利用できる金券を配布するキャンペーンを実施	配布枚数：480,997枚 補助事業費：223百万円

【有効であった対応】

- ①JA等融資機関を通じた資金ニーズの調査、県HPでの融資情報の発信
- ②教育委員会と連携した周知により給食食材の提供を希望する学校園等を速やかに把握
- ③事業の実施が生産者支援だけでなく、地産地消や食育推進に大きく寄与

【教訓・課題】

- ①個々の農林水産事業者への制度周知
- ②新たな生活様式の広がりを見据えた県産品の販売促進・需要喚起対策
- ③ECサイト利用者増などに対応した多様な供給体制の構築

【今後の感染症に生かすこと】

移動制限がある中で、直売所等の地域の核となる拠点が必要

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第2期①

【主な取組等】

- 新たな事業展開の支援等により、地域経済の活性化を支援

【休業要請期間中の事業展開への支援】

対策名	期間	概要	実績
がんばるお店・お宿応援事業 (第2弾)	R3.4/1~7/31	コロナ禍の影響を受け、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開やパーティション等の感染防止対策を支援	支給件数：11,182件 支給金額：1,240百万円

【有効であった対応】

- ① 申請受付業務を関係団体へ委託し、人員の確保など、迅速に事務局体制を構築したことにより、早期支給を実現

【教訓・課題】

- ① 早期事業着手するため、予算成立から事業開始までの期間を短縮したことで、申請が集中し事務が煩雑化

【今後の感染症に生かすこと】

申請が集中することから、関係団体の活用や民間企業への委託などによる必要な人員の確保など、安定的な事務局体制構築が必要

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第2期②

【主な取組等】

- R3年度当初予算で8,000億円の融資枠を確保するとともに、金融機関の伴走支援を受け経営改善等に取り組む中小企業者を対象とした融資制度等を新設

【資金繰り支援】

貸付名 (取扱期間)	概要	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)	貸付実績 (R3.4.1～R3.6.30)
伴走型経営支援特別貸付 (R3.4/1～)	金融機関が継続的な伴走支援を行う融資	0.90% (0.20%)	60百万円	10年(5年) 以内	件数：39件 金額：720百万円

【有効であった対応】

- ①金融機関が中小企業へ伴走支援する融資制度により、企業の経営改善に寄与

【教訓・課題】

- ①平時を大きく超える事業者(融資先)を抱えた金融機関の支援体制の強化

【今後の感染症に生かすこと】

多くの融資先を抱える金融機関の支援体制の強化が必要

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第2期③

【主な取組等】

- 新たに県産酒米の消費拡大キャンペーンを実施するなど、県産農林水産物の需要喚起対策を実施

【農林水産業への支援】

対策名	期間	概要	実績
山田錦等酒米生産応援事業の実施	R3.3	県産山田錦の産地維持のため、令和2年産酒米を酒用として販売した価格と酒以外の他用途利用向けに販売した価格差を支援	他用途販売：124t 支援金額：10百万円
県産酒米消費拡大キャンペーン事業の実施	R3.5/1～8/31 R3.11/1～R4.2/15	日本酒の消費低迷による県産山田錦の需要拡大を図るため、直売所と連携した消費拡大キャンペーンを実施	金券配布枚数：196,596枚 補助事業費：37百万円

【有効であった対応】

- ①業務用需要の急激な減少に対して、緊急的な価格差補填により生産者の経営維持の早期支援を実現
- ②地域間移動が制限される中、地域で身近な直売所での日本酒販売の強化により、巣ごもり需要に対応

【教訓・課題】

- ①酒米の米粉など、酒以外の新たな需要開拓
- ②短期間での実施により、直売所での金券配布枚数の把握などの事務が集中し、支援金の算定事務が繁雑化

【今後の感染症に生かすこと】

平時から新たな需要開拓を模索しつつ、県内直売所等の販売拠点との連携強化が必要

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第3期①

【主な取組等】

- 中小事業者等の新事業展開への支援に加え、旅行支援等により消費を喚起

【休業要請期間中の事業展開への支援、消費喚起支援】

対策名	期間	概要	実績
商店街お買い物券・ポイントシール事業 (第2弾)	R3.7/1～ R4.1/31	消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定プレミアム付商品券の発行やポイントシール事業の第2弾を展開	支給件数：23市町・243商店街 支給金額：1,336百万円 (うち791百万円県負担) ※市町随伴事業
中小企業新事業展開応援事業 (第1弾)	R3.9/1～ R4.1/31	コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業の取組を支援	支給件数：925件 支給金額：629百万円
ひょうごを旅しようキャンペーン	R3.7/5～ R4.10/10	需要の落ち込んだ県内宿泊旅行業の回復を支援するため、感染状況を見極めつつ、新たな観光需要の創出に向けた取組を実施	支援対象人数：147.1万人・泊 割引支援額：71億円 クーポン券利用額：17.2億円

【有効であった対応】

- ①書類の簡素化をすることで、早期支給を実現 (中小企業新事業展開)
- ②中小・零細企業にとって事業規模 (150万円程度) が適正であり、事業再構築に繋がりがやすい。 (中小企業新事業展開)
- ③高い支援水準により県内全体の観光需要を喚起した。(ひょうごを旅しようキャンペーン)

【教訓・課題】

- ①審査事務等を県職員等で対応したため、業務が集中し通常業務に支障が生じた。(中小企業新事業展開)
- ②補助金の手続きに不慣れな事業者から、申請内容が分かりにくいという意見があった。(中小企業新事業展開)
- ③実施主体が都道府県のため、都道府県毎に制度が異なることから、旅行・宿泊会社、利用者の混乱を招いた。(ひょうごを旅しようキャンペーン)

【今後の感染症に生かすこと】

申請が集中することから、関係団体の活用等による必要な人員の確保など、安定的な事務局体制構築が必要 (中小企業新事業展開応援事業)
補助金申請に不慣れな事業者が現れるため、コールセンターだけでなく、身近な相談窓口場所が必要 (中小企業新事業展開応援事業)
都道府県の感染状況に応じた国の一元的な支援策の実施が必要 (ひょうごを旅しようキャンペーン)

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第3期①

【主な取組等】

- 県産ブランド牛肉等の消費拡大キャンペーン等による需要喚起に加え、業務用・飲食店向け販路が失われた農林水産事業者に対し、ECサイトを活用した販路開拓を支援

【農林水産業への支援】

対策名	期間	概要	実績
県産ブランド牛肉の消費拡大	R3.9/1～10/31	県産ブランド牛肉購入者に5千円のビーフ券を進呈	発行枚数：1,760枚 ビーフ券利用額：8,800千円
県産水産物の消費拡大	R3.6/9～R4.2/22	県産生鮮水産物購入者に1千円相当の水産物加工品等を進呈	応募者数：563 補助事業費：2,423千円
県産農産物等におけるECサイト活用販売への支援	R3.10/6～R4.3/31	業務用・飲食店向け等の販路が失われている事業者に対して、ECサイトを活用した販路開拓等を支援	支援事業者数：20 支援額：2,623千円

【有効であった対応】

- ① ECサイトの整備支援による販売ルートの多様化

【教訓・課題】

- ① 継続した利用を促すためには、ECサイトの魅力及び利便性の向上を図ることが必要
- ② 単にビーフ券を配布するだけでなく、SNS等を活用した情報発信によりブランド力の向上に繋げる仕組みづくりが必要

【今後の感染症に生かすこと】

ECサイトを通じた販路を継続させるため、平時からサイトの魅力や利便性の向上を図ることが必要
消費動向や相場等を注視し、対策事業を速やかに打ち出していくことが必要

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第4期①

【主な取組等】

● 中小事業者等の新事業展開への支援に加え、旅行支援等により消費を喚起

【休業要請期間中の事業展開への支援、消費喚起支援】

対策名	期間	概要	実績
中小企業新事業展開応援事業（第2弾）+【特別枠】	R4.8/1～ R5.1/31	コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業の取組を支援	支給件数：559件 支給金額：375百万円
ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド	R4.10/11～ R5.6/30	需要の落ち込んだ県内宿泊旅行業の回復を支援するため、感染状況を見極めつつ、新たな観光需要の創出に向けた取組を実施	支援対象人数：282.6万人・泊 割引支援額：110.6億円 クーポン券利用額：65.9億円
中小法人等事業継続一時支援金	R4.1/17～ R4.2/28	コロナ禍からの回復期に足かせとなる原油価格や原材料価格高騰などへの対策として、中小法人・個人事業主等に一時支援金を支給	支給件数：42,284件 支給額：4,925百万円
がんばろう商店街・お買い物キャンペーン	R4.7/1～ R4.10/31	消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定プレミアム付き商品券発行等を支援	支給件数：25市町・287商店街 支給金額：1,750百万円 (うち988百万円県負担) ※市町随伴事業
ひょうごで食べようキャンペーン	R4.12/19～ R5.2/28	プレミアム付き食事券の発行により、物価高騰に直面する県民生活及び原材料調達コスト上昇の影響を受ける飲食店を支援、	販売数：17万5,258セット 販売額：2,191百万円

【有効であった対応】

- ①プレミアム付食事券の発行により、コロナで売上が減少した飲食店を下支え（ひょうごで食べようキャンペーン事業）
- ②県、金融機関や信用保証協会、商工団体等の支援機関が一体となって伴走支援の推進に向けた事業を実施（中小企業経営改善・成長力強化支援事業）
- ③国事業の受給を申請要件としたことで、申請書類の簡素化が可能となり、迅速な支給を実現（一時支援金）
- ④審査・支給業務を民間事業者へ委託したことにより、人員の確保など、安定的な事務局体制が構築され、迅速な支給を実現（一時支援金）
- ⑤オンラインによる申請に限定したため、申請から支給までの円滑な事務処理を実現（一時支援金）
- ⑥高い支援水準により、県内全体の観光需要を喚起（ひょうごを旅しようキャンペーン）

【教訓・課題】

- ①早期事業着手するため、予算成立から事業開始までの期間を短縮したことで、広報等が不足し、参加できない店舗や利用できなかった県民が続出（ひょうごで食べようキャンペーン事業）
- ②伴走支援の質の更なる向上（中小企業経営改善・成長力強化支援事業）
- ③迅速な支給実現のため、予算成立から事業開始までの期間を短縮したことで、事業者への周知期間が十分ではなく、申請期間を知らずに申請できなかった事業者が多数発生（一時支援金）
- ④実施主体が都道府県のため、都道府県毎に制度が異なることから、旅行・宿泊会社、利用者が混乱（ひょうごを旅しようキャンペーン）

【今後の感染症に生かすこと】

SNS・インターネット広告や、動画広告等のプッシュ型の広報を用いることにより、県民や店舗への周知を強化することが必要（ひょうごで食べようキャンペーン事業）

申請期間が短期間の場合は、特に各種団体をはじめ最大限のネットワークを活用して、迅速かつ幅広い周知に努めることが重要（一時支援金）

都道府県の感染状況に応じた国の一元的な支援策の実施が必要（ひょうごを旅しようキャンペーン）

1 事業活動支援、雇用、貸付制度

(分野) 経済 (項目) 事業活動支援、雇用、貸付制度：第4期②

Chapter 03

分野別検証

134

【主な取組等】

- R4年度当初予算で、急激な経済状況の悪化等のリスクに備え5,000億円の融資枠を確保するなど、資金繰り支援に万全を期すとともに、県・金融機関が協調して事業者の経営改善を促進する制度を創設
- ポストコロナを見据え、農林水産業の生産を継続・拡大できる環境を整備するため、園芸用施設や牛舎等の整備支援、高性能林業機械等の導入支援など、生産基盤や産地競争力の強化を推進

【中小企業等における経営改善・成長力強化への支援】

対策名	概要	実績
経営改善・成長力強化への支援	地域の中小企業支援機関（金融機関）による事業者への伴走支援に補助を行い、事業者の経営力強化を促進	参加金融機関：24機関 伴走支援を受ける中小企業：12,241者

【農林水産業への支援】

対策名	期間	概要	実績
農林水産業の競争力強化	R4.4～R5.3	産地競争力の強化を図るため、農業用機械・施設整備等を支援	共同育苗施設等の整備 補助事業費：365百万円
県内直売所における消費拡大	R4.11/19～ R5.1/31	食費高騰の影響を受ける県民を支援するとともに、肥料・燃料等の高騰で経営が圧迫されている生産者を支援するため、県産農産物の購入支援・販売促進を実施	金券配布枚数：468,080枚 補助事業費：210百万円
但馬牛生産基盤の強化	R4.3/31～ R5.3/31	収益力強化や規模拡大に取り組む畜産クラスターの中心的経営体に対し、牛舎整備等に関する経費を支援	繁殖牛舎：184頭規模 肥育牛舎：1,000頭規模
森林林業における緊急整備事業の実施	R4.4/7～ R5.3/30	間伐、路網整備、高性能林業機械等の整備を実施する事業体を支援	事業体数：18社 補助金額：148百万円

【有効であった対応】

- ①金券配付により直売所の売り上げが約1割増加するなど、県産農産物の消費拡大に大きく寄与

【教訓・課題】

- ①外出自粛が長期にわたる中で、関係機関間のコミュニケーションが不足
- ②キャンペーンは、野菜等の収穫期や閑散期を踏まえ、実施時期を設定する必要がある

【今後の感染症に生かすこと】

補助事業に不慣れな事業主体もあるため、事務手続きをサポートする体制の構築など、事業主体の負担軽減が必要

IV生活

Chapter 03
分野別検証

期	第1期	第2期	第3期	第4期
国等の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛等の協力要請 ・医療従事者等への先行・優先接種の開始 ・ワクチンの供給開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出・移動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出・移動の自粛 ・ワクチン3回目接種開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高い場所等への外出・移動の自粛 ・ワクチン4回目接種開始 ・オミクロン株対応ワクチンの接種開始 ・マスク着用を個人の判断に委ねることを基本とする取扱いに変更
県の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予制度の特例 ・自動車税環境性能割の臨時的軽減 ・寄付金税額控除の適用 ・個別税目の特例措置適用要件緩和 ・窓口等への来庁者等集中回避等 ・県営水道の料金免除 ・なやみ相談の開設 ・ひょうご女性ネットSNSこころちゃっとの開設 ・オンライン居場所の開設 ・生理用品の無料配布 ・多様な媒体を活用した人権啓発 ・ひょうご・オンライン人権フェアの開催 ・インターネット・モニタリング事業の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・なやみ相談の開設【再掲】 ・ひょうご女性ネットSNSこころちゃっとの開設【再掲】 ・オンライン居場所の開設【再掲】 ・生理用品の無料配布【再掲】 ・多様な媒体を活用した人権啓発【再掲】 ・ひょうご・オンライン人権フェアの開催【再掲】 ・インターネット・モニタリング事業の強化【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・なやみ相談の開設【再掲】 ・ひょうご女性ネットSNSこころちゃっとの開設【再掲】 ・オンライン居場所の開設【再掲】 ・生理用品の無料配布【再掲】 ・新型コロナウイルス感染症に関する差別的扱いと誹謗中傷を防止する共同行動宣言 ・多様な媒体を活用した人権啓発【再掲】 ・ひょうご・オンライン人権フェアの開催【再掲】 ・インターネット・モニタリング事業の強化【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・なやみ相談の開設【再掲】 ・ひょうご女性ネットSNSこころちゃっとの開設【再掲】 ・オンライン居場所の開設【再掲】 ・生理用品の無料配布【再掲】 ・コロナ差別に関する弁護士相談窓口の設置 ・多様な媒体を活用した人権啓発【再掲】 ・ひょうご・オンライン人権フェアの開催【再掲】 ・インターネット・モニタリング事業の強化【再掲】

1 税制上の対応

(分野) 生活 (項目) 県民生活：第1期

【主な取組等】

- 国の緊急経済対策として講じられた徴収猶予特例等の措置を速やかに実施
- 感染症まん延防止による経済活動の制限で厳しい状況におかれた県民を税制上の措置により支援

対応	内容	実績
徴収猶予制度の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年2月以降の1か月以上の期間の収入が前年同期▲20%以上で、一時に納付するのが困難なもの ・ 納期限が令和3年2月1日までに到来する県税徴収金について、1年間猶予 	許可実績(累計) 3,544件 3,615百万円
自動車税環境性能割の臨時的軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用乗用車取得の税率▲1%の適用期限を令和3年12月31日まで15か月延長 	税込▲2,409百万円 (R2.10～R3.12)
寄附金税額控除の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の自粛要請を踏まえて中止した一定の文化芸術・スポーツイベントの入場料等の払戻金を放棄した場合を控除対象に追加 	—
個別税目の特例措置適用要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人住民税：住宅ローン控除適用の入居期日要件を緩和 ・ 不動産取得税：耐震改修の特例適用の入居期日要件を緩和 	—
窓口等への来庁者等集中回避等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税身体障がい者減免の弾力的取扱い (提出期限を1ヶ月延長(令和2、3年度)、郵送での申請書受付の実施) ・ 納付方法の多様化推進・周知(コンビニ、クレジットカード、スマホ決済、ペイジー) ・ 問い合わせ集中の緩和(ホームページのQ&Aの充実等) 	—

【有効であった対応】

- ① 感染症で悪化した景気を踏まえた資金繰り支援
- ② 感染症で悪化した景気に対する需要喚起
- ③ 行動制限下での行政への申請手段等確保

【教訓・課題】

- ① 効果検証に資する実績把握の方法検討
- ② 通常業務への移行時期の検討
- ③ 申請・納付等の多様化・電子化推進

【今後の感染症に生かすこと】

国の示す方針に則った運用を行うとともに、県独自の対応が求められる納付方法・窓口等の運用においては、申請・納付方法等の多様化・電子化を積極的に推進していく必要がある

2 兵庫県営水道の料金免除

(分野) 生活 (項目) 県民生活：第1期

【主な取組等】

- 新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済や家計の影響に対応するため、市町が水道料金の減免を行う場合、県営水道の料金（平均供給単価120円/m³）を3ヶ月間免除

① 実施方法

市町が新型コロナウイルス感染症対策として、水道料金 A を減免する場合、県営水道の料金 B を免除（A の減免額合計 ≧ B が必要）

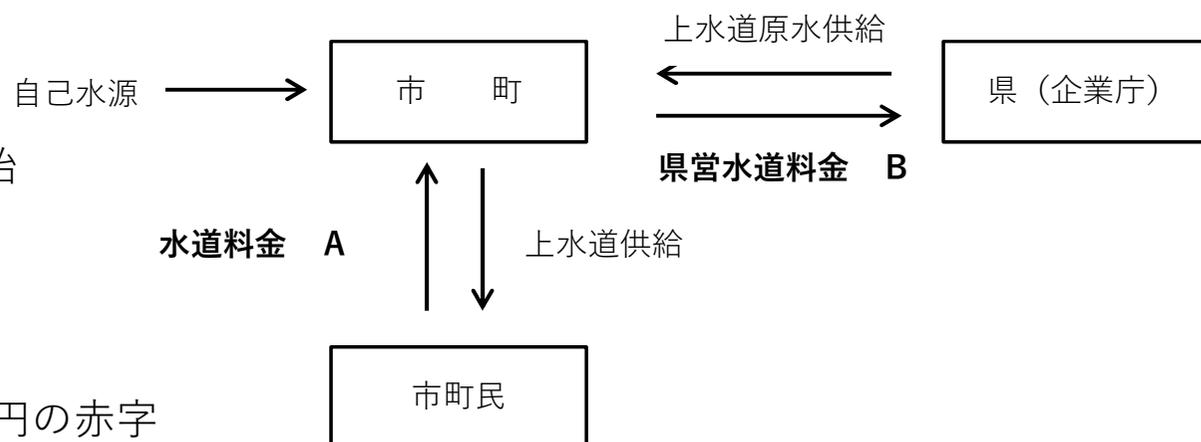
【事業スキーム】

② 免除期間

3カ月間（令和2年5月～9月までに減免を開始した場合）
※市町により異なる

③ 免除額

3,043百万円
※R2年度決算で278百万円の赤字



【有効であった対応】

- ① 当時、国のコロナ交付金制度が使用できるか不透明であったことから、市町の水道料金減免を促すために実施

【教訓・課題】

- ① 減免が受水市町に限定されること及び受水市町においても県水依存率に差があり、不公平
- ② 減免の実施により、赤字を計上

【今後の感染症に生かすこと】

3 女性に対する支援

(分野) 生活 (項目) 県民生活：第1期～第4期

【主な取組等】

- 様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、男女共同参画センターにおいて、女性のための悩み相談を実施するほか、NPO法人と連携し、SNS等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を実施

名称	実施場所	手法	対象・支援内容等
なやみ相談	男女共同参画センター	電話・面接	家族・職場の人間関係や、自分に自信がない、将来が不安など、女性の様々な悩み
ひょうご女性ネットSNS こころちゃっと	NPO法人	SNS	気持ちの整理の支援など
オンライン居場所	NPO法人	ZOOM	女性同士が様々な悩みを打ち明ける居場所を開設し、一歩踏み出す気持ちを応援
生理用品の無料配付	男女共同参画センター ・マザーズハローワーク等	対面	経済的に困窮する希望者に生理用品を配付

【有効であった対応】

- ①電話・SNS・面接など、様々なニーズに応じた相談体制を構築

【教訓・課題】

- ①多岐にわたる相談内容に対応するための体制の確立

【今後の感染症に生かすこと】

社会・経済情勢の変化等を踏まえたタイムリーな施策の検討

4 人権侵害の防止

(分野) 生活 (項目) 県民生活：第1期～第2期

【主な取組等】

- コロナによる差別を防止するため、特設サイトを開設するなど、様々な啓発活動を実施

項目	詳細
多様な媒体を活用した人権啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご人権ジャーナルきずな（毎月発行） ・啓発ラジオ放送「ハートフル・フィーリング」（ラジオ関西 毎週火曜日） ・新聞広告（神戸新聞朝刊 R2年8月、12月） ・大型ビジョン（神戸国際会館、三宮センター街、神戸ハーバーランド R2年8月～）
ひょうご・オンライン人権フェアの開催（R2年8月～）	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上にコロナ差別の防止を訴える人権メッセージなど多彩な啓発動画等を配信し、人権の大切さを学べる機会を提供
インターネット・モニタリング事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別、ヘイトスピーチに加え、新型コロナウイルス感染症に関する悪質な書き込みを対象に加え、監視を強化

【有効であった対応】

- ①多様な媒体の活用による幅広い継続的な啓発
- ②インターネット・モニタリング事業を活用した人権侵害抑止の強化

【教訓・課題】

- ①オンラインを活用した啓発活動
- ②インターネット上の人権侵害への対応
- ③関係機関と連携した人権侵害の防止と早急な法整備

【今後の感染症に生かすこと】

- ・オンラインを活用した効率的・効果的な情報発信
- ・インターネット上の人権侵害について、啓発活動に加えて、人権擁護のための対策の強化が必要

4 人権侵害の防止

(分野) 生活 (項目) 県民生活：第3期～第4期

【主な取組等】

- 様々な啓発活動に加え、相談窓口の開設など、被害者の支援に繋がる取組を実施

項目	詳細
新型コロナウイルス感染症に関する差別的扱いと誹謗中傷を防止する共同行動宣言(R3年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県、神戸地方法務局、兵庫労働局、兵庫県弁護士会の4者が署名 ・新型コロナウイルス感染症に関する地域や職域における差別的取扱いや誹謗中傷について、これらを防ぐとともに、その被害者等に寄り添い、支援する取組を進めた。
コロナ差別に関する弁護士相談窓口の開設 (R4年1月～)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱いと誹謗中傷に関しこれらを防ぐとともに、その被害者に寄り添い、支援する取り組みを進めるため、専門的知識を生かした相談窓口を開設した
多様な媒体を活用した人権啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご人権ジャーナルきずな (毎月発行) ・啓発ラジオ放送「ハートフル・フィーリング」 (ラジオ関西 毎週火曜日) ・新聞広告 (神戸新聞朝刊 R3年12月) ・県ホームページによる情報提供 ・啓発グッズ (紙製ファイル) の作成
インターネット・モニタリング事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する悪質な書き込みを監視し、人権侵害の抑止を強化

【有効であった対応】

- ①多様な媒体の活用による幅広い継続的な啓発
- ②インターネット・モニタリング事業を活用した人権侵害抑止の強化
- ③関係機関と連携した事業の実施

【教訓・課題】

- ①オンラインを活用した啓発活動
- ②SNS上での誹謗中傷など、インターネット上での人権侵害が深刻化
- ③関係機関と連携した人権侵害の防止と早急な法整備

【今後の感染症に生かすこと】

- ・オンラインを活用した効率的・効果的な情報発信
- ・SNS上での誹謗中傷などを防止するための条例制定に向けた検討を進めるとともに、早急な方法整備を国に要望

V 社会活動

Chapter 03

分野別検証

総括表【社会活動】

期	第1期	第2期	第3期	第4期
国等の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛等の協力要請 ・飲食店への休業要請・営業時間短縮の要請 ・在宅勤務（テレワーク）の推進 ・催物（イベント）開催の制限の要請 ・医療従事者等への先行・優先接種の開始 ・ワクチンの供給開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出・移動の自粛 ・飲食店への休業要請・営業時間短縮の要請 ・在宅勤務（テレワーク）を更に徹底 ・催物（イベント）開催の制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出・移動の自粛 ・飲食店への休業要請・営業時間短縮の要請 ・在宅勤務（テレワーク）の更なる徹底 ・イベント主催者に対して、規模要件に沿った開催、営業時間短縮の要請 ・ワクチン3回目接種開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高い場所等への外出・移動の自粛 ・飲食店への営業時間短縮の要請 ・ワクチン4回目接種開始 ・オミクロン株対応ワクチンの接種開始 ・マスク着用を個人の判断に委ねることを基本とする取扱いに変更
県の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛要請の呼びかけ（第1波、第3波） ・バスにおける感染症防止対策への支援 ・地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援 ・タクシー事業者感染防止対策の支援 ・飲食店等への休業・時短要請 ・催物の開催制限 ・出勤抑制 ・第10回神戸マラソンの延期 ・県立施設の休館・開館時間の短縮 ・県立都市公園一律閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛要請の呼びかけ（第4波） ・バスにおける感染症防止対策への支援【再掲】 ・地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援【再掲】 ・タクシー事業者感染防止対策の支援【再掲】 ・飲食店への休業・時短要請【再掲】 ・飲食店等の見回り ・第三者認証制度による飲食店等の認証 ・出勤抑制【再掲】 ・第10回神戸マラソンの再延期 ・県立施設の休館・開館時間の短縮【再掲】 ・県立都市公園一律閉鎖【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策徹底の呼びかけ（第5波） ・バスにおける感染症防止対策への支援【再掲】 ・地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援【再掲】 ・タクシー事業者感染防止対策の支援【再掲】 ・出勤抑制 ・飲食店への休業・時短要請【再掲】 ・第三者認証制度による飲食店等の認証【再掲】 ・県立施設の休館・開館時間の短縮【再掲】 ・県立都市公園一律閉鎖【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスにおける感染症防止対策への支援【再掲】 ・地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援【再掲】 ・タクシー事業者感染防止対策の支援【再掲】 ・県立施設の休館・開館時間の短縮【再掲】

1 社会活動制限

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第1期①

【主な取組等】

- 感染拡大防止に向けた外出自粛や催物の開催制限等を実施

【緊急事態宣言】

期間	R2.4.15～R2.5.21	R3.1.14～R3.2.28
区域	県内全域	県内全域
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛を要請 ○施設の使用制限 <ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設、劇場、集会場、運動施設等については、休業を要請 ・社会生活を継続するうえで必要な医療施設、飲食店(20時までの営業時間短縮、酒類の提供は19時まで)、宿泊施設等の事業継続を要請 ○出勤抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請 ○施設の使用制限 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店の20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請 ・劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかけ ○出勤抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請

パチンコ店の規制 (R2.4.15～R2.5.22) について

パチンコ店は、業務の性質上、他府県からの利用者も含め「3密(密閉・密集・密接)」となり、感染拡大につながるおそれが高かったため、国の対処基本方針に基づき、また兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議委員からの意見聴取のうえ、重点的な休業要請等の要請を行ったが、クラスター発生施設や各地域の患者発生の状況を考慮の上、同要請を段階的に解除

1 社会活動制限

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第1期②

【催物の開催制限】

期間	R2.4.15～R2.7.9	R2.7.10～R3.11.24
対象	屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのある催物、パーティ等	全国的な移動を伴う催物 又は 参加者が1,000人を超える催物
対応	—	事前相談開始
開催制限	停止・自粛要請	【収容率】 屋内：50% 屋外：十分な間隔(2m) 【人数上限】 5,000人

【有効であった対応】

- ①接触機会低減のための外出自粛等を要請
- ②同一交流圏である大阪府・京都府と整合を図ったうえで、外出自粛等を要請
- ③感染状況に応じた柔軟な開催制限

【教訓・課題】

- ①感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各種要請について、明確なエビデンスがない中で国の指針を踏まえつつ、現場の状況に応じた期間や内容等により実施
- ②感染対策等に対する専門家の助言を得られる体制の確立

【今後の感染症に生かすこと】

エビデンスに基づいて各種要請等を実施できるよう、専門家の助言を得られる体制を確立

1 社会活動制限

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第2期①

【主な取組等】

- 各種要請の実施に伴い、飲食店等への見回り、第三者認証制度の導入など、要請の実効性を担保する取り組みを実施

【まん延防止等重点措置区域】

期間	R3.4.5～R3.4.24	R3.6.21～R3.7.11
区域	兵庫県全域	兵庫県全域
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛を要請 ○飲食店等への時短要請等 <ul style="list-style-type: none"> 【神戸・阪神南地域、阪神北地域・明石市(4/22～)】 <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時までの営業時間短縮を要請 ・酒類提供は11時～19時までを要請 【東播磨地域(明石市除く)・中播磨地域、神戸・阪神南地域、阪神北地域・明石市(～4/21)】 <ul style="list-style-type: none"> ・5時～21時までの営業時間短縮を要請 ・酒類提供は11時～20時半までを要請 ○出勤抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛を要請 ○飲食店等への時短要請等 <ul style="list-style-type: none"> 【神戸・阪神南地域、阪神北地域・東播磨地域、姫路市】 <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時までの営業時間短縮を要請 ・平日の酒類提供は11時～19時までを要請、土日祝日は酒類提供を禁止 【北播磨・中播磨地域(姫路市除く)・西播磨地域、但馬・丹波・淡路地域】 <ul style="list-style-type: none"> ・5時～21時までの営業時間短縮を要請 ・酒類提供は11時～20時までを要請 ○出勤抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤数7割削減の実施状況の公表を要請

【緊急事態宣言】

期間	R3.4.25～R3.6.20
区域	兵庫県全域
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛を要請 ○飲食店等への休業要請・時短要請 <ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時) ○出勤抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進、大型連休中の休暇取得の促進を要請 ・事業者に対し、出勤数7割削減の実施状況の公表を要請

1 社会活動制限

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第2期②

【飲食店の見回り】

期間	R3.4.5～R3.5.11
主な対応	まん延防止等重点措置に係る指定区域4市の飲食店の時短営業及び感染防止対策の徹底を図るため、「飲食店等見回り連携チーム」を設置(延べ258人) 見回り実施状況：4/5～5/11 約27,000件 新型いんフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の命令数及び過料通知数 命令：52施設 過料通知：40施設

【第三者認証制度】

期間	R3.6.21～R5.5.7
趣旨	コロナ対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、認証し公表
対象	県内にある客席を設ける飲食店及び喫茶店
インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ掲載 ・各種補助事業の要件



認証店ステッカー

【有効であった対応】

- ①感染対策の徹底
- ②要請を受け入れた店舗との公平感
- ③各種補助事業の要件にしたことで、認証店となる店舗が増加
- ④感染拡大防止に一定の効果

【教訓・課題】

- ①現地確認時のみ感染対策を実施する店舗の感染対策の担保
- ②危険な店舗への現地確認時の警察との連携
- ③飲食店等への理解

【今後の感染症に生かすこと】

- ・事業者や県民に理解を得た上での各種体制の実施
- ・緊急事態宣言の発令等は、国が疫学的根拠に基づき判断するよう、国に要望

1 社会活動制限

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第3期①

【主な取組等】

- 全国的な移動による感染リスクの拡散、催物前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、催物の開催制限を実施。
- 地域の感染状況や催物の性質等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様、有無を判断。

【まん延防止等重点措置区域】

期間	R3.8.2～R3.8.19
区域	兵庫県全域
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛を要請 ○飲食店等への時短要請等 【但馬地域を除く】 <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供を行わないことを要請 ・カラオケ設備の利用自粛を要請 【但馬地域】 <ul style="list-style-type: none"> ・5時～21時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供は11時～20時とすることを要請 ・カラオケ設備の利用自粛を要請 ○出勤抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤数7割削減の実施状況の公表を要請

【緊急事態宣言】

期間	R3.8.20～R3.9.30
区域	兵庫県全域
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛を要請 ・混雑した場所等への外出の半減を要請 ○飲食店等への休業要請・時短要請 <ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時) ○出勤抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤数7割削減の実施状況の公表を要請

1 社会活動制限

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第3期②

【催物の開催制限 (R3.11.25~R5.5.7)】

- 大規模イベント等における上限人数等の緩和を行う条件として感染防止安全計画を策定

区 分	制限等		開催にあたって必要な手続き
	収容率	人数上限	
参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント	100%以内	収容定員まで	感染防止安全計画を策定し、県に提出
上記以外のイベント	100%以内	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	イベント開催前にチェックリストを作成し、公表

感染防止安全計画策定実績

区 分	R3年度	R4年度	R5年度
屋外スポーツ観戦	5件	27件	0件
コンサート・舞台鑑賞	5件	22件	1件
学会・展示会	0件	1件	1件
祭(花火大会含む)ほか	2件	40件	1件
合 計	12件	90件	3件

【有効であった対応】

- ①感染状況やイベントの規模に応じ、柔軟に開催を制限するなど適切なリスクアセスメントを実施
- ②手指消毒などの基本的な感染対策の徹底
- ③催物主催者への個別連絡を含めた広報

【教訓・課題】

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項による要請の検討を含めた協力を得られない主催者への対応
- ②感染対策等に対する専門家の助言を得られる体制の確立
- ③国に対し計画策定の催事の規模(5,000人)の基準の検討を要望

1 社会活動制限

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第3期③

【ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査適用事業者登録】

- 飲食店等の事業者が入店者等の「ワクチン接種歴」や「検査結果の陰性」のいずれかを確認することで、感染リスクを低減させ、行動制限を緩和

区分	内容
期間	R3.12.22～R4.8.31
対象	新型コロナ対策適正店認証店のうち、登録を希望する店舗
インセンティブ	県内に行動制限が課された際、人数制限等の緩和が可能



【有効であった対応】

- ①感染対策の徹底
- ②各種補助事業の要件にしたことで、認証店となる店舗が増加
- ③感染拡大防止に一定の効果

【教訓・課題】

- ①現地確認時のみ感染対策を実施する店舗への感染対策の担保
- ②飲食店等への理解

【今後の感染症に生かすこと】

イベント主催者等の負担の軽減や、事務手続きをサポートする体制構築

1 社会活動制限

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第4期

【主な取組等】

- 重症化率の低いオミクロン株の特性を踏まえ、社会経済活動と両立可能な制限内容に移行
- 感染症法上の5類感染症への移行（R5.5.8～）に伴い、社会活動制限を一律に求める取り組みは終了

項目	主な取組み等	5類移行後の対応
社会活動制限	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置（R4.1.27～R4.3.21） ・飲食店等の時短・人数制限を廃止（R4.6.1～）するなど、感染拡大防止と社会経済活動を両立 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種要請等は終了し、個人や事業者の判断を基本
催物開催制限	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針に基づく制限を引き続き実施 ・地域の実情に応じ、現場に即した具体的な考え方等を情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催制限は廃止し、事業者や業界団体の自主的取組へ移行
認証店制度	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対し、認証店の利用を引き続き推奨 ・認証店に対する対策の継続及び非認証店に対する認証の獲得を引き続き呼びかけるとともに、効果的な換気等の実施を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度は廃止し、事業者や業界団体の自主的取組へ移行

【有効であった対応】

- ①社会経済活動と両立可能な制限内容(飲食店等の時短・人数制限廃止など)への移行
- ②地域の賑わいを取り戻すための適切な情報発信

【教訓・課題】

- ①ウイルスの毒性が弱く重症化率が低い状況下では、社会経済活動と感染防止の両立が可能
- ②5類移行後、個人や事業者等が感染対策を自主的に実施するため、引き続き適切な情報提供の実施が必要

【今後の感染症に生かすこと】

感染対策で社会活動の両立に向けた柔軟な対応や情報提供

2 外出自粛要請の呼びかけ

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第1期～第3期

【主な取組等】

- 本県が緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、歓楽街等における外出自粛要請や感染防止対策徹底の呼びかけ、路上飲み自粛要請等を実施

【外出自粛要請の呼びかけ】

	時期	時間	場所及び備考
第1波	R2.4.17～5/9までの週末等	18時～19時	三宮北部地域(客引き行為禁止区域)4.17・18・24・5.1・7・8・9 尼崎市神田新道地域4/9 姫路駅前・魚町・塩町地域4/25 福原・新開地地域4/26 全日、県警と共同実施
第3波	R3.1.15～3/5の各土曜日		三宮北部地域(客引き行為禁止区域)
第4波	R3.4.9～5.6の水・日を除く毎日 R3.5.7～6.30の水・日を除く毎日	18時～19時	三宮北部地域(客引き行為禁止区域) 4/9.16.23.30は県警共同実施 5/7.14.21.28.6/4.11.25は県警共同実施 この期間以降、路上飲み自粛要請を追加
第5波	R3.7.1～9.30の水・日を除く毎日 R3.8.27 R3.8.28・29 R3.9.3・10 R3.9.4・5・11・12	18時～19時 19時～20時30分 13時～17時 18時～19時30分 17時～18時30分	三宮北部地域 メリケンパーク・元町商店街 メリケンパーク・HAT神戸(なぎさ公園) メリケンパーク・元町商店街 メリケンパーク 7/9.16.30.8/6.20.27.9/10.24県警共同実施 県警と共同実施 県警と共同実施 県警及び神戸市と共同実施 県警及び神戸市と共同実施

【有効であった対応】

- ①県民への直接の呼びかけ
- ②報道等で取り上げられ、要請内容が幅広く周知

【教訓・課題】

- ①県民への継続的な呼びかけ、周知徹底

【今後の感染症に生かすこと】

効果的な情報発信に向けて、関係機関との連携が必要

3 公共交通の事業継続

(分野) 社会活動 (項目) 社会活動制限：第1～4期

【主な取組等】

- 公共交通事業者に対して、車内等の密度を上げないよう便数等に配慮した運行に要する経費や、感染防止設備の導入経費を支援

【支援の概要】

支援事業	時期	対象	内容	支援実績
バスにおける感染症防止対策への支援	R2年度	民営バス事業者	①運転席感染防止設備（ビニールカーテン等）の導入に要する経費を支援 ②非接触型体温計の購入に要する経費を支援（貸切バスのみ）	① 7事業者 ② 3事業者
地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	R2～4年度	①地域鉄道事業者 ②路線バス事業者 ③航路事業者	車内等の密度を上げないよう便数等に配慮した運行に要する経費（燃料費、人経費等）を支援	① 4事業者 ② 14事業者 ③ 4事業者
タクシー事業者感染防止対策の支援	R3～4年度	県内タクシー事業者	①高性能な空気清浄機導入等の感染防止対策に要する経費を支援（R3～R4） ②消毒液購入費等の感染防止対策に要する経費に対し7,000円/台を支援（R3）	① 6事業者 ② 255事業者

【有効であった対応】

- ①車内等の密度を上げないよう便数等に配慮した運行による感染拡大防止
- ②感染防止設備の導入等による安心安全な公共交通の利用環境整備

【教訓・課題】

- ①テレワーク、WEB会議の浸透などライフスタイルの変化に伴う公共交通機関利用者の減少への対応

【今後の感染症に生かすこと】

4 社会活動制限（イベント・神戸マラソン）

（分野）社会活動（項目）社会活動制限：第1～4期

【主な取組等】

- 第10回神戸マラソンを2度延期し、ランニングイベント等代替イベントを通じ、次年度大会の機運を醸成

区分	実施内容		
R2年度	R2.11.15に予定していた第10回神戸マラソンを1年程度延期 感染拡大防止対策が可能な範囲での「ランニングイベント」等を開催		
	ランナー応援プロジェクト	R2.9～11	ランニング教室やリレマラソン等を実施
	オンラインマラソン	R2.11	アシックス(株)が提供するアプリと連携して実施
R3年度	R3.11.21に予定していた第10回神戸マラソンを再延期 感染拡大防止対策が可能な範囲での「ランニングイベント」等を開催		
	ランニング教室	R3.9～11	ランニング教室やリレマラソン等を実施
	オンラインマラソン	R3.11～12	アシックス(株)が提供するアプリと連携して実施
R4年度	R4.11.20に3年ぶりに第10回神戸マラソンを開催		



【有効であった対応】

- ①感染症対策を反映した各種計画、マニュアル等に基づいた大会運営
- ②スタートブロック拡大によるランナー密集の回避、2万人の検温
- ③開催延期に伴う代替イベントを通じたランニング機会の提供

【教訓・課題】

- ①感染症の動向に合わせた適切な医事・救護計画の策定
- ②感染症の動向に合わせたスタッフの配置や、スタートブロック、ゴールの再検討

【今後の感染症に生かすこと】

医療従事者等、専門家の意見を聴取する機会の設定

5 社会活動制限（イベント）

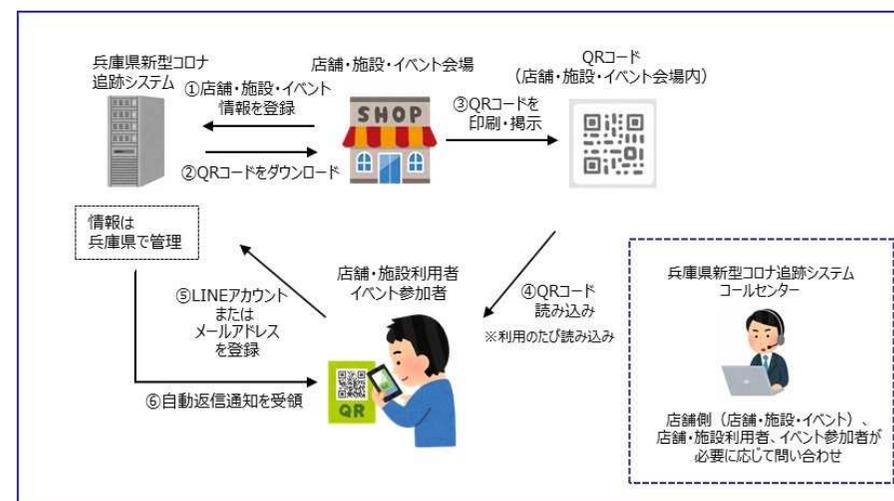
（分野）社会活動（項目）社会活動制限：第1～4期

【主な取組等】

- 店舗・施設やイベント会場における感染拡大防止を図るため、クラスター発生時等に迅速に利用者への注意喚起状況を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を構築・運用

【兵庫県新型コロナ追跡システム】

- 利用者(県民)が店舗等ごとに掲示されるQRコードを読み取り、メールアドレス等を登録した場合に、当該利用者に対して、クラスター発生時等に県から注意喚起情報を提供
- コロナへの感染対策の充実・強化に加え、行動制限の緩和に向けた「ワクチン・検査パッケージ・対象者全員検査」の開始を踏まえ、国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）に基づく全国共通の取組に引継ぎ、運用を終了



【有効であった対応】

- ①濃厚接触者を特定できない場合の万一の備え
- ②事業者等が感染防止対策を講じていることの発信に活用

【教訓・課題】

- ①普及に向けた運用の工夫
(通知を受けた利用者へのメリット等)

【今後の感染症に生かすこと】

円滑かつ迅速な情報共有につなげる新しいシステムの活用

6 社会教育施設・体育施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第1期①

【主な取組等】

- 国の緊急事態宣言を受け、休館
- 県の対処方針、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施した上で、開館

【社会教育施設・体育施設】

休館休業の対応 (範囲・期間)

県内での患者確認以降	国の緊急事態宣言(R2.4.7～5.21)	国の緊急事態宣言解除後
県主催事業 R2.3.3～15 自粛 R2.3.16～23 中止または延期 貸館事業 R2.3.3～4.7 主催者の自主判断 (R2.4.1～ 実施の場合は感染症予防措置を講じる)	R2.4.8～ 美術館、ホール・劇場、社会体育施設の休館 (屋外施設の利用は可)	R2.5.18～ 西播磨、但馬、丹波地域所在の施設について、感染症防止対策を整え順次開館 R2.5.22～ 美術館、ホール・劇場について、感染症防止対策を整え順次開館

※ 国のガイドラインが明示 (R2.4.13) されるまで、県独自の基準に基づき要請イベント中止や来場見送りには、キャンセル料免除、チケット払戻の対応

【有効であった対応】

- ① 緊急事態宣言を踏まえた施設の休館、主催事業の自粛
- ② 休館中の感染拡大防止対策の強化
- ③ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底は施設再開にあたり有効

【教訓・課題】

- ① 急な休館時の広報・周知方法について検討が必要
- ② 貸館事業は主催者の自主判断であったため、混乱が生じた

【今後の感染症に生かすこと】

6 社会教育施設・体育施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第1期②

【社会教育施設・体育施設】

- 施設再開後の感染防止対策
 - ・ 飛沫感染や密接を生む行事（講演会、解説、体験学習等）は中止
 - ・ 来館者多数の場合の入場制限
 - ・ 発熱チェック、サーモグラフィー等の整備
 - ・ マスク装着の徹底
 - ・ 消毒液、アクリル板の設置
 - ・ 事前予約制の導入
 - ・ 入館者の氏名・連絡先等の把握 など
- 各施設のPR動画作成、施設案内や収蔵品の音声ガイドが利用できるアプリの作成（R2）

【有効であった対応】

- ①感染症予防ガイドラインに基づくサーモグラフィー、非接触型体温計などによる発熱チェック、マスク装着の徹底、消毒液の設置などの感染防止対策の徹底

【教訓・課題】

- ①窓口対応で今まで以上の時間を要したため、対応が必要
- ②来館者の安全性を保ちつつ、満足感を得られるよう、映像等を活用した非接触型の解説や接触の少ない体験学習メニューの開発等の検討が必要

【今後の感染症に生かすこと】

施設における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、施設を継続して運営

6 社会教育施設・体育施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第2期①

【主な取組等】

- 県の対処方針、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施した上で、開館

【社会教育施設・体育施設】

- 感染防止対策を実施した上で開館
 - ・ 催物の開催制限及び開館時間の短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛」および「施設の使用制限による取扱い」の徹底
 - ・ 来館者多数の場合の入場制限
 - ・ 発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
 - ・ マスク装着の徹底、消毒液の設置
 - ・ 演者と観客との一定の距離の確保（2 m）
 - ・ 密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
 - ・ 入館者の氏名・連絡先等の把握
 - ・ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ など

【有効であった対応】

- ① 入場者制限、イベント定員制限
- ② 各施設での取組状況をホームページで周知

【教訓・課題】

- ① 消毒用薬品等の調達、備蓄について、計画的な管理や供給ルートの確保が必要

【今後の感染症に生かすこと】

施設における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、施設を継続して運営【再掲】

6 社会教育施設・体育施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第2期②

【社会教育施設・体育施設】

● 緊急事態措置実施期間（R3.4.25～5.11）の対応

施設		内容
社会教育施設		<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則臨時休業 ・ 図書館については、入場整理のうえ、開館（開館時間は最長20時まで）
体育施設	屋内施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上の施設は、原則臨時休業 ・ 中体連、高体連等の公式戦（全国大会につながる公式戦）については、無観客での利用可 ・ 1,000㎡以下の施設は、入場整理のうえ、開館（営業時間は20時まで）
	屋外施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理のうえ、無観客での利用可 ・ 飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用の自粛

【有効であった対応】

①一部施設の休館、県主催事業の自粛や中止延期、大規模イベントの無観客開催による感染拡大防止

【教訓・課題】

①公演・展示の中止に伴う貸館事業主催者に対するキャンセル料の徴収・返金、主催事業に係るチケット払戻の取扱い等について事前に設定しておく必要
②スムーズな予約方法の検討

【今後の感染症に生かすこと】

施設における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、施設を継続して運営【再掲】

6 社会教育施設・体育施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第3期

【主な取組等】

- 県の対処方針、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施した上で、開館

【社会教育施設・体育施設】

- 感染防止対策を実施した上で開館
 - ・催物の開催制限は、対処方針の「イベントの開催自粛」の徹底
 - ・来館者多数の場合の入場制限（～R4.11）
 - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
 - ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
 - ・演者と観客との一定の距離の確保（2 m）
 - ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
 - ・入館者の氏名・連絡先等の把握
 - ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ（～R4.3） 等

【有効であった対応】

- ①各施設の対応状況をきめ細かく情報提供することにより、取組に対する理解と協力を得た

【教訓・課題】

- ①施設で感染者が出た場合の休業手順、従業員の確保等のマニュアルの整備が必要
- ②利用者の減少による減収補償

【今後の感染症に生かすこと】

施設における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、施設を継続して運営【再掲】

6 社会教育施設・体育施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第4期

【主な取組等】

- 県の対処方針、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施した上で、開館

【社会教育施設・体育施設】

- 感染防止対策を実施した上で開館
 - ・ 催物の開催制限は、対処方針の「イベントの開催自粛」の徹底
 - ・ 発熱チェック
 - ・ 発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
 - ・ マスク装着、消毒液の設置
 - ・ 演者と観客との一定の距離の確保（2 m）
 - ・ 密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）

【有効であった対応】

- ① 県の対処方針を踏まえながら、県主催事業における出演・出展団体との調整、貸館事業主催者に対する県の対応状況の情報提供等を適切に行うことによる円滑な事業運営

【教訓・課題】

- ① 感染拡大や新たな感染症に対して、医療体制と連動させた段階的な規制ルールと、民間事業者への自粛要請との整合性を図ることが必要
- ② 数年間のイベント中止によるノウハウの一部喪失

【今後の感染症に生かすこと】

施設における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、施設を継続して運営【再掲】

7 県立都市公園における対応

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第1期

【主な取組等】

- イベント等の自粛のほか、公園駐車場や屋外施設の一律閉鎖を実施
公共交通機関や徒歩で来園可能な公園に人が集中し、屋外であるが密な状況が発生

【対策本部会議結果に基づく主な対応】

通知日	内容
R2.3.13	不特定多数の者や高齢者の集うイベントや開催の自粛・要請 換気が悪い屋内施設の使用の自粛（貸切利用は主催者判断）
R2.4.8	集客イベントの中止・延期を要請 屋内施設自粛を要請（屋外施設は利用可、4/10～屋外も自粛要請）
R2.4.24	遊具・駐車場の閉鎖（大型連休を見据えた対策強化）
R2.5.5	駐車場の開放（大型連休終了に伴う駐車場開放）
R2.5.22	各施設を順次解放(但し、スポーツジムは5/26～解除) 一部イベントの再会（屋内100人以下、屋外200人以下）
R3.1.13	延床面積1,000㎡を超える屋内運動施設は20時以降閉鎖 イベント開催要件の変更
R3.2.26	延床面積1,000㎡を超える屋内運動施設は21時以降閉鎖 イベント開催要件の変更

- イベント開催要件の緩和及び変更は随時実施（R2.5～ R3.2 計4回）

【有効であった対応】

- ① 駐車場や運動施設閉鎖による利用者の制限
- ② 「3密」を回避しながら公園機能を適正に発揮するための公園のHP等による呼びかけ

【教訓・課題】

- ① 公共交通機関や徒歩で来園可能な公園に人が集中
- ② 県境を越えた移動の増加

【今後の感染症に生かすこと】

感染症の特性に応じた適切な感染防止・安全対策の実施

7 県立都市公園における対応

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第2期～第4期

【主な取組等】

- イベント等の自粛のほか、公園駐車場や屋外施設の一律閉鎖を実施
- 公共交通機関や徒歩で来園可能な公園に人が集中し、屋外であるが密な状況が発生

【対策本部会議結果に基づく主な対応】

通知日	内容
R3.3.5	屋内運動施設の時短終了、イベント開催要件変更
R3.4.23	運動施設等は県対処方針どおり使用制限等を実施、イベントは原則無観客開催のみ可 舞子・明石・甲山・西猪名・尼崎の森は駐車場を閉鎖 (緊急事態宣言再発令)
R3.5.7	閉鎖していた駐車場をすべて開放等実施、イベント開催要件の変更 (緊急事態宣言の延長)
R3.9.28	運動施設等は県対処方針どおり使用制限等を実施、イベント開催要件の変更 (緊急事態宣言の解除)
R4.3.17	運動施設やイベント等の条件付利用制限緩和 (まん延防止等重点措置の解除)

- イベント開催要件の緩和及び変更は随時実施 (R3.3～ R5.3 計15回)

【有効であった対応】

- ① 駐車場や遊具の使用制限を最小限とすることにより、都市部の人流を広大なオープンスペースである公園に誘導

【教訓・課題】

- ① 公共交通機関や徒歩で来園可能な公園に人が集中【再掲】
- ② 県境を越えた移動の増加【再掲】

【今後の感染症に生かすこと】

可能な限り公園や運動施設を開放し、県民の健康づくりの場を提供

8 県立施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第1期①

【主な取組等】

- 感染状況や国からの緊急事態宣言等の発令状況等を勘案し、適宜、施設の休館や利用制限等を実施

【生活創造センター・文化会館・高齢者大学等】

- 生活創造センター（神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター、丹波の森公苑）
- 文化会館等（嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨文化会館、淡路文化会館）
- 高齢者大学等（いなみ野学園、阪神シアカレッジ、ふるさとひょうご創生塾、生涯学習情報コーナー、各地域高齢者大学）

期間	対応等
令和2年3月3日から緊急事態宣言（令和2年4月7日）発令まで	新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインを策定し、感染防止等の観点から、施設の管理運営やイベント実施の際における取扱いを周知徹底
緊急事態宣言発令期間（令和2年4月7日～5月21日）	施設の休館（講座の休講）もしくは開館時間の短縮を実施
緊急事態宣言解除（5月22日）以降	感染症防止対策を施しながら通常運営
緊急事態宣言発令（令和3年1月14日から2月28日）	施設の休館（講座の休講）もしくは開館時間の短縮を実施

【芸術文化施設】

- 美術館（兵庫陶芸美術館、横尾忠則美術館）
- ホール/劇場（芸術文化センター、ピッコロシアター、原田の森ギャラリー、県民会館）

期間	対応等
令和2年3月3日から緊急事態宣言（令和2年4月7日）発令まで	県主催の行事：中止や自粛、延期等に対応 貸館事業：主催者の自主判断に任せ、実施する場合には感染予防措置のもとで実施
緊急事態宣言発令期間（令和2年4月7日～5月21日）	休館（5/18から西播磨、但馬、丹波地域にて感染防止対策を整えて順次開館）
緊急事態宣言解除（5月22日）以降	感染症防止対策を整え順次開館 陶芸(5/26～)、県民会館(6/1～)、横尾・芸術文化センター・ピッコロシアター・原田の森(6/2～)
緊急事態宣言発令（令和3年1月14日から2月28日）	施設利用制限：20時までの利用 ※1/13以前の申込みは適用外 公演等催物開催：20時までの開催(500人以下、屋内収容率50%未満) ※周知期間1/17までは適用外

8 県立施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第1期②

【社会教育施設 (子ども・青少年関係)】

- 神出学園・山の学校・こどもの館・いえしま自然体験センター

期間	対応等
令和2年3月3日から 緊急事態宣言 (令和2年4月7日) 発令まで	神出学園：臨時休校(3/2～) 山の学校：臨時休校(3/2～3/5)、簡素化した修了式(3/6)、春季休業(3.7～) こども：イベントの中止(3/2～)、全館臨時休館(3/7～3/15)、館外とフリースペース等開館(3/16～) いえしま：ガイドラインをもとに施設内での感染症対策の徹底(体調確認チェックシート義務付け)
緊急事態宣言発令期間 (令和2年4月7日～ 5月21日)	神出学園：臨時休校、感染防止対策マニュアル作成し感染症対策を実施 山の学校：臨時休校、感染防止対策マニュアル作成し感染症対策を実施 こども：館外とフリースペース等開館(3/16～)、書籍消毒器購入し図書の宅配を開始 いえしま：ガイドラインをもとに施設内での感染症対策を実施(体調確認チェックシート義務付け)
緊急事態宣言解除 (5月22日)以降	神出学園：学校再開(6/1～)、道具消毒や食堂でのパーティション等感染症対策を徹底 山の学校：登校日(5/22、5/28～29)、学校再開(6/1)、健康観察カードやアクリル板等感染症対策の徹底 こども：館内一部会館(6/1～)、利用中止継続(親子遊戯室、伝承あそびのひろば、工作室等) いえしま：ガイドラインをもとに施設内での感染症対策の徹底(体調確認チェックシート義務付け)
緊急事態宣言発令 (令和3年1月14日 から2月28日)	神出学園：感染症対策を実施しながら運営(道具消毒や食堂でのパーティション等感染症対策を徹底) 山の学校：感染症対策を実施しながら運営(健康観察カードやアクリル板等感染症対策の徹底) こども：(R2年12/8～大規模修繕により閉館) いえしま：ガイドラインをもとに施設内での感染症対策の徹底(体調確認チェックシート義務付け)

【有効であった対応】

- ① ロッジ、テント、シャワー、食堂、密になる部屋やアクティビティの利用
- ② 中止や制限、道具の消毒、間隔をあける、交代で使う等の対策
- ③ 利用者の健康観察による感染防止への意識付け
- ④ 消毒液の設置

【教訓・課題】

- ① 高齢者大学等高齢者利用が多い施設は方針等について特に迅速な意思決定・周知が必要
- ② 寮など生活を共にする施設は接触機会が多く感染拡大の懸念が高い
- ③ 離島では島の医療体制へ与える影響が重大。水際対策が重要
- ④ 利用者の特性に応じ感染症対策専門家の助言を得る機会が必要

【今後の感染症に生かすこと】

- ・ 感染症等における状況下でも、可能な限り通常通りの施設の運営を可能とする仕組みの検討(事業等のオンライン実施の検討等)
- ・ 家島は離島であり、島の医師に感染すると島民の医療が滞る。出来る限り島内へ感染症を持ち込ませない対策が初期段階から必要
- ・ 施設利用者は島民の足である定期船に同乗し来島することから、来島前段階での感染者確認対応を行うことが必要
- ・ 離島の宿泊施設で感染者が出た場合の帰宅・搬送に利用可能な公共交通機関の確認

8 県立施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第2期①

【主な取組等】

● 感染状況や国からの緊急事態宣言等の発令状況等を勘案し、適宜、施設の休館や利用制限等を実施。

【生活創造センター・文化会館・高齢者大学等】

- 生活創造センター（神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター、丹波の森公苑）
- 文化会館等（嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨文化会館、淡路文化会館）
- 高齢者大学等（いなみ野学園、阪神シアカレッジ、ふるさとひょうご創生塾、生涯学習情報コーナー、各地域高齢者大学）

期間	対応等
まん延防止等重点措置実施期間 (令和3年4月5日～24日)	施設の開館時間の短縮もしくは一部スペース開館時間の短縮、感染防止対策を施しながら通常運営を実施。
緊急事態宣言発令 (令和3年4月25日～6月20日)	施設の休館(講座の休講)もしくは開館時間の短縮、感染防止対策を施しながらの通常運営を実施
まん延防止等重点措置実施期間 (令和3年6月21日～7月11日)	施設の開館時間の短縮もしくは一部スペース開館時間の短縮、感染防止対策を施しながら通常運営を実施。

【芸術文化施設】

- 美術館（兵庫陶芸美術館、横尾忠則美術館）
- ホール/劇場（芸術文化センター、ピッコロシアター、原田の森ギャラリー、県民会館）

期間	対応等
まん延防止等重点措置 実施期間（令和3年4月5 日～24日）	利用制限：20時までの利用(神戸・阪神地域) 催物開催：5千人以下、大声なし(屋内収容率100%)、大声あり(屋内収容率50%以内)
緊急事態宣言発令 (令和3年4月25日～6月 20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/25～5/11 休館 ※無観客の利用は可 ・ 5/12～5/31 ①利用制限：20時までの利用 ②催物開催：21時までの開催(5千人以下、屋内収容率50%以内※チケット販売済の場合除外あり) ・ 6/1～6/20 ①利用制限：20時までの利用 ②催物開催：21時までの開催(5千人以下、大声なし(屋内収容率100%)大声あり(屋内収容率50%以内))
まん延防止等重点措置 実施期間（令和3年6月21 日～7月11日）	利用制限：20時までの利用(神戸・阪神・東播磨・姫路)、21時までの利用(その他地域) 催物開催：21時までの開催 (5千人以下、大声なし(屋内収容率100%)、大声あり(屋内収容率50%以内))

8 県立施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第2期②

【社会教育施設 (子ども・青少年関係)】

● 神出学園・山の学校・こどもの館・いえしま自然体験センター

期間	対応等
まん延防止等重点措置実施期間 (令和3年4月5日～24日)	神出学園：感染症対策を実施しながら運営（毎朝の消毒作業、用具の随時消毒の徹底、パーティション、入学式制限等）
緊急事態宣言発令 (令和3年4月25日～6月20日)	山の学校：感染症対策を実施しながら運営（健康観察カードの運用徹底（帰寮時、起床時、就寝前等））
まん延防止等重点措置実施期間 (令和3年6月21日～7月11日)	こども：（～R3年8/27大規模修繕により閉館） いえしま：ガイドラインをもとに施設内での感染症対策の徹底（利用者共用の水道蛇口を非接触型自動水栓に変更）

【有効であった対応】

- ①検温、スタッフによる消毒作業、きめ細やかな道具の消毒
- ②共同生活の場面での感染症対策（寮での入浴を交代制にする、食堂でパーティション利用等）

【教訓・課題】

- ①高齢者大学等高齢者利用が多い施設は、方針等について特に迅速な意思決定・周知が必要
- ②寮など生活を共にする施設は接触機会が多く、感染拡大の懸念が高い
- ③離島では島の医療体制へ与える影響が重大であり、水際対策が重要
- ④利用者の特性に応じ感染症対策専門家の助言を得る機会が必要

【今後の感染症に生かすこと】

- ・感染症等における状況下でも、可能な限り通常通りの施設の運営を可能とする仕組みの検討（事業等のオンライン実施の検討等）
- ・デジタルデバイスに応じた情報伝達
- ・家島は離島であり、島の医師に感染すると島民の医療が滞る。出来る限り島内へ感染症を持ち込ませない対策が初期段階から必要
- ・施設利用者は島民の足である定期船に同乗し来島されることから、来島前段階での感染者確認対応を行うことが必要
- ・海水浴場のアクティビティの非設置など、密になることを回避する非接触型運営の推進

8 県立施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第3期①

【主な取組等】

● 感染状況や国からの緊急事態宣言等の発令状況等を勘案し、適宜、施設の休館や利用制限等を実施。

【生活創造センター・文化会館・高齢者大学等】

● 生活創造センター（神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター、丹波の森公苑）

● 文化会館等（嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨文化会館、淡路文化会館）

● 高齢者大学等（いなみ野学園、阪神シアカレッジ、ふるさとひょうご創生塾、生涯学習情報コーナー、各地域高齢者大学）

期間	対応等
まん延防止等重点措置実施期間 (令和3年8月2日～8月19日)	開館時間の短縮もしくは感染防止対策を施しながらの通常運営を実施
緊急事態宣言発令 (令和3年8月20日～9月12日) 宣言延長 (9月13日～9月30日)	

【芸術文化施設】

● 美術館（兵庫陶芸美術館、横尾忠則美術館）

● ホール/劇場（芸術文化センター、ピッコロシアター、原田の森ギャラリー、県民会館）

期間	対応等
感染リバウンド防止対策期間 (令和3年7月12日～31日)	利用制限：20時30分までの利用(神戸・阪神・東播磨・姫路)、21時30分までの利用(その他地域) 催物開催：21時までの開催(5千人以下、大声なし(屋内収容率100%)、大声あり(屋内収容率50%以内))
まん延防止等重点措置実施期間 (令和3年8月2日～8月19日)	施設利用：20時までの利用(神戸・阪神・東播磨・姫路)、21時までの利用(その他地域) 催物開催：21時までの開催(5千人以下、大声なし(屋内収容率100%)、大声あり(屋内収容率50%以内))
緊急事態宣言発令 (令和3年8月20日～9月12日) 宣言延長 (9月13日～9月30日)	利用制限：20時までの利用(県全域) 催物開催：21時までの開催(5千人以下、大声なし(屋内収容率100%)、大声あり(屋内収容率50%以内))
緊急事態宣言解除以降 (令和3年10月1日～12月29日)	・10/1～10/21 ①利用制限：21時までの利用(県全域) ②催物開催：21時までの開催(5千人以下、大声なし(屋内収容率100%)、大声あり(屋内収容率50%以内)) ・10/22～12/29 ①利用制限：制限なし ②催物開催：5千人以下、大声なし(屋内収容率100%)、大声あり(屋内収容率50%以内)) ※5千人超かつ屋内収容率50%超のイベントは「感染防止安全計画」を策定し、県に提出

8 県立施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第3期②

【社会教育施設 (子ども・青少年関係)】

● 神出学園・山の学校・こどもの館・いえしま自然体験センター

期間	対応等
まん延防止等重点措置実施期間 (令和3年8月2日～8月19日)	神出学園：感染症対策を実施しながら運営（毎朝の消毒作業、用具の随時消毒の徹底、） 山の学校：感染症対策を実施しながら運営（健康観察カードの運用徹底（帰寮時、起床時、就寝前）、10月の研修旅行までにワクチン接種を推奨）
緊急事態宣言発令 (令和3年8月20日～9月12日) 宣言延長（9月13日～9月30日）	こども：（～R3年8/27大規模修繕により閉館）感染症対策を実施しながら運営、一部施設の 利用制限 いえしま：ガイドラインをもとに施設内での感染症対策の徹底（利用者共用の水道蛇口を非 接触型自動水栓に変更）

【有効であった対応】

- ①検温、スタッフによる消毒作業、きめ細やかな道具の消毒
- ②共同生活の場面での感染症対策（寮での入浴を交代制にする、食堂でパーティション利用、食堂での昼食提供を弁当に変更等）

【教訓・課題】

- ①高齢者大学等高齢者利用が多い施設は、方針等について特に迅速な意思決定・周知が必要
- ②寮など生活を共にする施設は接触機会が多く、感染拡大の懸念が高い
- ③離島では島の医療体制へ与える影響が重大であり、水際対策が重要
- ④利用者の特性に応じ感染症対策専門家の助言を得る機会が必要

【今後の感染症に生かすこと】

- ・感染防止対策の慣れによる意識の低下を防ぐ指導の徹底
- ・感染症等における状況下でも、通常通りの文化会館等の運営を可能とする仕組みの検討（事業等のオンライン実施の検討、密になる状況を避ける運営の継続等）
- ・デジタルデバインドに応じた情報伝達
- ・家島は離島であり、島の医師に感染すると島民の医療が滞る。出来る限り島内へ感染症を持ち込ませない対策が初期段階から必要
- ・施設利用者は島民の足である定期船に同乗し来島することから、来島前段階での感染者確認対応を行うことが必要

8 県立施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第4期①

【主な取組等】

- 感染状況や国からの緊急事態宣言等の発令状況等を勘案し、適宜、施設の休館や利用制限等を実施

【生活創造センター・文化会館・高齢者大学等】

- 生活創造センター（神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター、丹波の森公苑）
- 文化会館等（嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨文化会館、淡路文化会館）
- 高齢者大学等（いなみ野学園、阪神ニアレッジ、ふるさとひょうご創生塾、生涯学習情報コーナー、各地域高齢者大学）

期間	対応等
まん延防止等重点措置実施期間 (令和4年1月27日～3月21日)	感染防止対策を施しながらの通常運営を実施

【芸術文化施設】

- ・ 美術館（兵庫陶芸美術館、横尾忠則美術館）
- ・ ホール/劇場（芸術文化センター、ピッコロシアター、原田の森ギャラリー、県民会館）

期間	対応等
まん延防止等重点措置実施期間 (令和4年1月27日～3月21日)	利用制限：制限なし 催物開催：2万人以下、大声なし（屋内収容率100%）、 大声あり（屋内収容率50%以内） ※5000人超かつ屋内収容率50%超のイベントは「感染防止安全計画」を策定し、県に提出

8 県立施設

(分野) 社会活動 (項目) 県立施設等：第4期②

【社会教育施設 (子ども・青少年関係)】

- 神出学園・山の学校・こどもの館・いえしま自然体験センター

期間	対応等
まん延防止等重点措置実施期間 (令和4年1月27日～3月21日)	感染防止対策を施しながら通常運営を実施。

【有効であった対応】

- ①検温、スタッフによる消毒作業、きめ細やかな道具の消毒
- ②抗ウイルスコーティングの実施
- ③健康観察による感染防止への意識付け

【教訓・課題】

- ①高齢者大学等高齢者利用が多い施設は方針等について特に迅速な意思決定・周知が必要
- ②利用者の特性に応じ感染症対策専門家の助言を得る機会が必要

【今後の感染症に生かすこと】

- ・感染症等における状況下でも、通常通りの文化会館等の運営を可能とする仕組みの検討 (事業等のオンライン実施の検討等)
- ・デジタルデバイドに応じた情報伝達
- ・家島は離島であり、島の医師に感染すると島民の医療が滞る。出来る限り島内へ感染症を持ち込ませない対策が初期段階から必要
- ・施設利用者は島民の足である定期船に同乗し来島されることから、県立施設としては来島前段階での感染者確認対応を行うことが必要
- ・抗ウイルスコーティング施工、非接触型水道の増設など施設整備における対策

VI教育

Chapter 03

分野別検証

期	第1期	第2期	第3期	第4期
国等の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・国の要請による臨時休業 (R2.3.3～3.23) ・私立学校等感染症対策に係る国通知(随時) ・学校に対する国支援 <ul style="list-style-type: none"> ①マスク等購入支援 ②感染症対策・学習保障等支援 ③家庭学習・遠隔学習環境充実 ④修学旅行キャンセル料等支援 ・専修学校(高等課程)に対する国支援 <ul style="list-style-type: none"> ①学校再開に伴う感染症対策等の支援 ②遠隔授業環境の整備支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校等感染症対策に係る国通知(随時) ・学校に対する国支援 <ul style="list-style-type: none"> ①感染症対策・学習保障等支援 ②家庭学習・遠隔授業環境充実 ・専修学校等に対する国支援 <ul style="list-style-type: none"> ①安全安心な学習環境確保及び学校教育活動継続支援 ②遠隔授業環境の整備支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校等感染症対策に係る国通知(随時) ・学校に対する国支援 <ul style="list-style-type: none"> ①感染症対策・学習保障等支援 ②遠隔授業等授業環境高度化等 ・抗原検査キットの学校への配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校等感染症対策に係る国通知(随時) ・学校に対する国支援 <ul style="list-style-type: none"> ①学校等の感染症対策等支援 ②感染症流行下における学校教育活動体制整備支援 ・専修学校等に対する国支援 <ul style="list-style-type: none"> ①学校等の感染症対策等支援 ②感染症流行下における学校教育活動体制整備支援

期	第1期	第2期	第3期	第4期
県の取組	<ul style="list-style-type: none"> 「教育委員会新型コロナウイルス対策会議」の設置、開催 <ol style="list-style-type: none"> 公立学校 <ul style="list-style-type: none"> 国の要請による臨時休業 緊急事態宣言を受けた臨時休業 基本的感染対策の徹底 県内大学 <ul style="list-style-type: none"> 休業要請や感染防止対策の呼びかけ 県立大学 <ul style="list-style-type: none"> マニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等 私立学校 <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言発令等に伴う休校を要請 県立学校と同様の対応を要請 感染症対策・学校再開に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援 私立幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の要件の緩和 保健衛生用品の購入費用等の支援 専修学校・各種学校 <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言発令等に伴う休校を要請 県内大学と同様の対応を要請 感染症対策・学校再開に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援 農業大学校・森林大学校 <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を呼びかけ マニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等 	<ol style="list-style-type: none"> 公立学校 <ul style="list-style-type: none"> 十分な感染防止対策の実施 活動を制限しながら、教育活動等を継続 県内大学 <ul style="list-style-type: none"> 休業要請や感染防止対策の呼びかけ 県立大学・芸術文化観光専門職大学 <ul style="list-style-type: none"> マニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等 私立学校 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校と同様の対応を要請 感染症対策・ICT環境の充実に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援 私立幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の要件の緩和 保健衛生用品の購入費用等の支援 専修学校・各種学校 <ul style="list-style-type: none"> 県内大学と同様の対応を要請 感染症対策・ICT環境の充実に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援 農業大学校・森林大学校 <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を呼びかけ マニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等 	<ol style="list-style-type: none"> 公立学校 <ul style="list-style-type: none"> 十分な感染防止対策の実施 活動を制限しながら、教育活動等を継続 県内大学 <ul style="list-style-type: none"> 休業要請や感染防止対策の呼びかけ 県立大学・芸術文化観光専門職大学 <ul style="list-style-type: none"> マニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等 私立学校 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校と同様の対応を要請 感染症対策・ICT環境の充実に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援 私立幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の要件の緩和 保健衛生用品の購入費用等の支援 専修学校・各種学校 <ul style="list-style-type: none"> 県内大学と同様の対応を要請 感染症対策に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援 農業大学校・森林大学校 <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を呼びかけ マニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等 	<ol style="list-style-type: none"> 公立学校 <ul style="list-style-type: none"> 十分な感染防止対策の実施 活動を制限しながら、教育活動等を継続 県内大学 <ul style="list-style-type: none"> 休業要請や感染防止対策の呼びかけ 県立大学・芸術文化観光専門職大学 <ul style="list-style-type: none"> マニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等 私立学校 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校と同様の対応を要請 感染症対策に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援 私立幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の要件の緩和 保健衛生用品の購入費用等の支援 専修学校・各種学校 <ul style="list-style-type: none"> 県内大学と同様の対応を要請 感染症対策に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援 農業大学校・森林大学校 <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を呼びかけ マニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等

1 学校等（教育委員会）

（分野）教育（項目）学校等：第1期～第4期

【主な取組等】

- 教育委員会事務局に「教育委員会新型コロナウイルス対策会議」を設置し、対応方針等を検討・協議

【教育委員会の体制】

- ・ 教育委員会事務局内に「教育委員会新型コロナウイルス対策会議」を設置・開催

項目	内容
構成	教育長 教育次長 総務課長、財務課長、教育企画課長、教職員課長、義務教育課長、特別支援教育課長、 高校教育課長、社会教育課長、文化財課長、体育保健課長 ※教育事務所長がオンライン参加のうえ、所管市町教育委員会に対し県の対応方針等を事前提供
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生状況が刻一刻と変化する中、様々な観点から課題と対応を検討 ・ 「対処方針」の改正案や、県立学校等に向けた通知文書案を作成
開催回数	延べ108回（R2年度：66回、R3年度：39回）

【有効であった対応】

- ① 教育委員会新型コロナウイルス対策会議の設置は、感染症の状況等が刻一刻と変化する中で、近隣府県等の情報を基に様々な観点から課題と対応を迅速に検討する上で機動性を発揮

【教訓・課題】

- ① 県の方針等について、県立学校、市町組合教育委員会に対し、迅速かつわかりやすく周知、伝達することが必要

【今後の感染症に生かすこと】

感染症の状況に応じ、迅速に対応するため、教育委員会事務局に対策会議を設置するなど機動性のある体制を構築

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期①

【主な取組等】

- 国の要請による臨時休業 (R2.3.3～3.23) ※ R2.3.24～4.8 長期休業期間
- 緊急事態宣言を受け臨時休業 (R2.4.9～5.31)
- 緊急事態宣言の解除を受け、学校再開 (R2.6.1～) ※ R2.6.1～6.14 分散登校、R2.6.15～通常どおり
- 以降、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動等を行う。
- 緊急事態措置実施期間においては、活動を制限しながら、教育活動等を継続

【公立学校】

1 感染防止対策

- 基本的感染対策の徹底
 - ・ 身体的距離の確保、マスク着用、換気
 - ・ 毎日の検温、手洗い
 - ・ 教室等の消毒
 - ・ 食事の際は会話を控える

【主な事業】

事業	内容
感染症対策備品等の購入支援	対象経費：換気対策備品（エアコン、サーキュレーター等） 感染予防備品（消毒液等消耗品、マスク、フェイスシールド等）等 支援対象：県立学校 164校
特別支援学校スクールバス 感染症対策の強化	3密を避けるため、スクールバスの増便等を行い、分乗を実施 対象経費：バス借り上げ料、介助員報酬 増車期間：R2 1学期中

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期②

2 教育活動

[臨時休業中]

①登校可能日の設定

- ・児童生徒の健康状態、家庭における学習の進捗状況の確認等を行うため、登校可能日を設定

※ 感染状況を考慮し、登校日は設定しなかった。

(R2.4.9～5.17)

項目	内容
登校可能日	週1日（第5学区は週2日上限）
登校時間	通勤時間帯を避けること
下校時間	午前中で下校
授業時間	実施しない
部活動	実施しない

R2.4.8 午前中：在校生説明会（学年別に時間を変えて実施）、午後：新入生説明会
いずれも最少人数で簡素化し、感染防止の措置を講じた上で実施

(R2.5.18～5.31)

区分		第5学区以外	第5学区（但馬地区）
登校可能日の 日数の上限	5.18～	週1日	週2日
	5.22～	週2日	
登校時間	通勤時間帯を避けること（分散登校）		
下校時間	16時までに全ての児童生徒は下校		
授業時間	実施しない		
部活動	実施しない		

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期③

② 学習支援

学校別	内 容
県立学校	<ul style="list-style-type: none"> オンラインを活用した学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒用タブレット端末の貸与を実施 ②全生徒を対象に学習支援アプリの導入
県立特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> 障害児児童生徒入出力支援装置の整備
市町組合立学校	<ul style="list-style-type: none"> （株）サンテレビと連携した学習支援番組（「みて・学ぼう！ひょうごっ子広場」～家庭での過ごし方編～）を放映（R2.5.18～20）

[学校再開後]

○県外活動

実施（実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などの検討）

○修学旅行

感染拡大地域への往来を自粛

【緊急事態措置期間（R3.1.14～2.28）】

・県外活動（修学旅行を含む、受検及び就職活動を除く）を行わない。

○兵庫型「体験教育」

実施日数の弾力化（各市町の判断により、通常の日数を基本に、1日単位での実施可）

○入試

感染防止対策を徹底のうえ、予定どおり実施

○卒業式

参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染防止対策を徹底のうえ、実施

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期④

【ICTを活用した学習支援のための環境整備】

学校別	内 容
県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学校に校内通信ネットワーク、無線LANを整備 ・ 全学校の普通教室に大型提示装置を整備 （高校：プロジェクター型、特別支援学校：電子黒板型） ・ 全学校に学習者用端末を配備 （高校：1学年1学級相当分、特別支援学校：小中学部全児童生徒） ・ 全学校の通信ネットワーク環境を充実（1 Gbps） ・ ICT技術者及び県立学校ICTサポーターの配置
市町組合立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習者用端末（1人1台端末）の共同調達の実施 ・ （株）サンテレビと連携した学習支援番組（「みて・学ぼう！ひょうごっ子広場」～つまづきポイント編～）を放映（R2.7.25～9.27）
県立・市町 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ HYOGOスクールエバンジェリスト（ICT活用を先導する教員）の養成 ・ 「ICT活用指導カステップアッププログラム」の実施

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期⑤

3 部活動

- ・R2.6.15以降、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施を基本とし、感染状況を考慮し、「活動場所」、「練習試合」、「合宿等宿泊」を制限して実施（第1～4期共通）

※R2.6.1～6.14（分散登校期間）は、活動場所を校内に限定し、平日2日、土日1日に90分を上限として実施

期間	活動場所			練習試合		合宿等宿泊		備考
	校内	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
R2.6.15～6.21	○	学区内	×	学区内	×	×	×	平日3日・土日1日ともに上限2時間
R2.6.22～7.8	○	○	×	○	×	×	×	
R2.7.9～7.31	○	○	×	○	×	○	×	
R2.8.1～11.30	○	○	○	○	○	○	○	
R2.12.21～R3.1.11	○	○	×	○	×	○	×	GoToトラベル一時停止、全国的移動自粛
R3.1.12～3.7	○	×	×	×	×	×	×	緊急事態措置期間（R3.1.14～2.28）
R3.3.8～3.23	○	○	×	○	○	○	○	
R3.3.24～4.4	○	○	○ ※	○	○	○	○	※緊急事態措置実施区域での活動×

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期⑥

4 心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応（第1～4期共通）
 - ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケア調査

精神的に不安定な状況にある児童生徒の状況を把握し、その心の理解とケアへの取組を充実

 - ・実施期間：第1回：R2.7月、第2回：R2.9月、第3回：R3.1月
 - ・調査対象：各市町（神戸市含む） 小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生）
 - ・調査結果：小・中学校ともにストレス反応を示している児童生徒が一定数存在することや、児童生徒と保護者の間でストレス等に関する認識にズレがあることを確認

- SNS悩み相談窓口の拡充

不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている児童生徒の心のケアに対応するため、SNS相談窓口の相談時間を拡充

 - ・期間：① R2.4.8～5.31、R2.7.27～8.31 ② R3.1.13～3.5
 - ・拡充時間：①（通常）平日 17:00～21:00 → 平日 12:00～21:00 ② → 平日 15:00～21:00

【有効であった対応】

- ①感染症対策、学習支援に必要な予算執行を学校長裁量で実施
- ②心のケア調査を実施により、小・中学校ともにストレス反応を示している児童生徒が一定数存在することや、児童生徒と保護者の間でストレス等に関する認識にズレがあることを確認

【教訓・課題】

- ①児童生徒に新型コロナウイルス感染症への正しい知識を身につけさせ、差別や偏見を防止するための指導等に取り組むことが必要
- ②日頃からICTを活用した授業を行う環境整備が必要。ICTを活用した授業ができることを教員の資質に位置づけスキルアップできる研修体制が必要

【今後の感染症に生かすこと】

感染症に関する正しい知識を基に、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続実施

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第2期①

【主な取組等】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動等を行う
- 緊急事態措置実施期間、まん延防止等重点措置実施期間においても、活動を制限しながら、教育活動等を継続

【公立学校】

1 感染防止対策

- 基本的感染対策の徹底（第2～4期共通）

[登校・出勤時]

- ・ 同居家族に症状がある場合は登校しないことを徹底

[教育活動時]

- ・ 身体的距離の確保、マスク着用、換気
- ・ 毎日の検温、手洗い
- ・ 教室等の消毒
- ・ 食事の際は会話を控える

2 教育活動

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで継続（第2～4期共通）

- 県外活動（修学旅行を含む）

- ・ 感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施（第2～4期共通）
- ・ まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域について慎重に選定

【緊急事態措置期間（R3.4.25～6.20）】

- ・ 県外活動（修学旅行を含む）は行わない。ただし、R2年度から延期している修学旅行及び既に計画済の修学旅行は、旅行先の感染状況を踏まえ各学校で実施の可否を判断
- ・ 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、実施の可否を判断

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第2期③

4 心のケア

- 新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケア調査
精神的に不安定な状況にある児童生徒の状況を把握し、その心の理解とケアへの取組を充実
 - ・実施期間：R3.5月（R3年度2回実施のうち、1回目）
 - ・調査対象：各市町（神戸市含む） 小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生） 各1学級抽出
 - ・調査結果：第1期同様、小・中学校ともにストレス反応を示している児童生徒が一定数存在することを確認
ストレスへの対処法の特別授業等の実施
- SNS悩み相談窓口の拡充
不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている児童生徒の心のケアに対応するため、SNS相談窓口の相談時間を拡充
 - ・期間：R3.4.26～5.31、R3.6.1～6.20 ※
 - ・拡充時間：（通常）17:00～21:00 → 平日 16:00～22:00（※は全日拡充）
- 個別相談等の充実を図る心のケア支援員の配置（～R4.3月）
- 経済的困窮に配慮し、女性用品を県立高校に配備（～R4.3月）

【有効であった対応】

- ①基本的な感染対策の徹底

【教訓・課題】

- ①学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続することが重要

【今後の感染症に生かすこと】

- 感染症に関する正しい知識を基に、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続実施【再掲】

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第3期①

【主な取組等】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動等を実施
- 緊急事態措置実施期間、まん延防止等重点措置実施期間においても、活動を制限しながら、教育活動等を継続

【公立学校】

1 感染防止対策

○基本的感染対策の徹底

- ・不織布マスク着用を奨励（第3～4期共通）

○ワクチン大規模接種会場における県立学校教職員の優先接種の実施（R3.7～8月）

2 教育活動

○県外活動（修学旅行を含む）

- ・感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施
- ・緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域など、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認のうえ実施
- ・修学旅行はキャンセル料を支援。感染状況を踏まえ、実施の時期・場所等を適切に判断

【緊急事態措置期間（R3.8.20～9.30）】

- ・県外活動（修学旅行を含む）は行わない。ただし、既に計画済の活動（修学旅行を含む）を実施する際には、旅行先の感染状況を踏まえ各学校で実施の可否を判断
- ・夏季休業中の補習や校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会等）は、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知。1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行ったうえで実施

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第3期③

4 心のケア

- 新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケア調査
精神的に不安定な状況にある児童生徒の状況を把握し、その心の理解とケアへの取組を実施
 - ・ 実施期間：R3.11月（R3年度2回実施のうち、2回目）
 - ・ 調査対象：各市町（神戸市含む）小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生）
 - ・ 調査結果：ストレスを抱える児童生徒の割合については、前回と比較して大きな変化は見られない。リラックス方法（新規調査項目）については、「テレビや動画を観たり、音楽を聴く」が小・中学校ともに最も多い。

- SNS悩み相談窓口の拡充
不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている児童生徒の心のケアに対応するため、SNS相談窓口の相談時間を拡充
 - ・ 期間：R3.8.23～9.10、R3.9.13～9.30
 - ・ 拡充時間：（通常）平日 17:00～21:00 → 平日 16:00～22:00

【有効であった対応】

- ① ワクチン大規模接種会場における県立学校教職員の優先接種の実施
- ② 修学旅行キャンセル料への支援による保護者の負担軽減

【教訓・課題】

- 学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続することが重要
【再掲】

【今後の感染症に生かすこと】

- 感染症に関する正しい知識を基に、学校における感染及びその感染のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続実施 【再掲】

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第4期①

【主な取組等】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動等を実施
- 緊急事態措置実施期間、まん延防止等重点措置実施期間においても、活動を制限しながら、教育活動等を継続

【公立学校】

1 感染防止対策

○ワクチン大規模接種会場における県立学校教職員の優先接種の実施（R4.2～3月）

○マスク着用の取扱い

	場 面	
R4.5月以降	着用が必要ない場面	① 十分な身体的距離（2m以上）が確保できる ② 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある ③ 体育の授業
	上記の場面のうち、着用が必要な場面	① 登下校時に公共交通機関を利用する場合 ② 体育の授業で、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合
	R4年度卒業式	・ 児童生徒及び教職員は式典全体を通じてマスクを外すことを基本 ・ 来賓や保護者等はマスクを着用、座席の距離を確保する
R5.4.1以降	児童生徒・教職員ともに、マスクの着用を求めないことを基本とする	
	着用が推奨される場面	① 登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する ② 校外学習等において医療期間や高齢者施設等を訪問する

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第4期②

2 教育活動

- 県外の活動は、実施地域の感染状況等を十分に確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施
- 宿泊を伴う活動は、県内外とも、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定
- 修学旅行については、行き先の感染状況等を十分に確認し、延期を含む実施の可否を適切に判断
- 季節性インフルエンザとの同時流行を踏まえた対応
 - ・発熱等の体調不良時は、新型コロナウイルスの検査結果が陰性であっても、出勤・登校させないことを徹底
- ICTを活用した学習支援のための環境整備（R4年度～）
 - 1人1台端末環境の実現に向けた県立高校におけるBYODの導入

【まん延防止等重点措置期間（R4.1.27～3.21）】

- ・保護者等を学校内に招く行事は行わず、必要に応じてオンラインで実施
- ・県外での活動は原則不可
- ・高校入試については、感染防止対策を徹底のうえ実施。検査当日に感染および濃厚接触者のうち、有症者を対象に、2月入試は特別選抜、3月入試は追検査を実施
- ・卒業式は、感染拡大防止対策に十分留意のうえ開催

2 学校等（公立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第4期③

3 部活動

期間	活動場所			練習試合		合宿等宿泊		備考
	校内	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
R4.1.18～1.31	○	○	×	× ※	×	×	×	※公式試合に向けた県内練習試合は○
R3.1.27～3.21	○	○	×	× ※	×	×	×	まん延防止等重点措置期間 (R4.1.27～3.21) ※公式試合に向けた県内練習試合は○
R4.3.22～	○	○	○	○	○	○ ※	○ ※	※宿泊は感染対策が確認できる施設に限定

4 心のケア

○ 新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケア調査

調査期間：R4.3月

調査対象：各市町 小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生）各1学級抽出

調査結果：第5波後に行った第2回調査と比較して、ストレス反応の平均値に大きな変化は見られないものの小学校におけるストレス反応の平均値が0.1ポイント（15点法）高くなった

【有効であった対応】

①基本的な感染対策の徹底

【教訓・課題】

- ① 学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続することが重要
- ② 感染防止対策における教職員の負担軽減策が必要（人員確保）

【今後の感染症に生かすこと】

感染症に関する正しい知識を基に、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続実施【再掲】

3 学校等（大学）

（分野）教育（項目）学校等：第1期

【主な取組等】

- 県内大学に対しては、フェーズに応じ、休業要請や感染防止対策を呼びかけ
- 県立大学に対しては、対応方針やマニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等を行った

【県内大学】

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県内大学・短期大学（49校）に対して授業内容を問わず休業を要請（期間：R2.4.7～5.15）
- ・ 県対処方針や知事メッセージ等を随時周知し、感染防止対策を呼びかけ

【県立大学】

- ・ フェーズごとの対応方針と「公立大学法人兵庫県立大学新型コロナウイルス感染症行動マニュアル」を策定
- ・ 教室用WEBカメラや貸出・配信用PC、回線・ソフトウェア等、遠隔授業ができる体制を整備し、R2.5.7よりオンライン授業を実施（対面授業も段階的に実施し、R2.10.1から原則対面授業）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的な支援が必要となっている学生に対する授業料減免制度の拡充などの支援を実施

【有効であった対応】

- ① 休業要請及び遠隔授業等の実施（県内・県立）
- ② 対応方針と行動マニュアルの策定（県立）
- ③ 授業料減免制度の拡充等学生への支援（県立）

【教訓・課題】

- ① 県対処方針等の円滑な連絡体制の確立（県内・県立）
- ② 対面授業の早期再開（県内・県立）
- ③ 授業料減免・給付金業務に関する体制整備（県立）

【今後の感染症に生かすこと】

行動指針や行動マニュアルを作成し、速やかに危機管理体制を構築
感染防止対策を徹底したうえで対面授業をできるだけ早期に再開

3 学校等（大学）

（分野）教育（項目）学校等：第2期

【主な取組等】

- 県内大学に対しては、フェーズに応じ、休業要請や感染防止対策を呼びかけ
- 県立大学に対しては、対応方針やマニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等を行った

【県内大学】

- ・若い世代の感染が増加している状況を踏まえ、入学式、始業式など年度初めの行事や教育活動の場において、知事メッセージや学生向け動画等を配信・送付することなどにより、大人数・長時間の飲食の自粛や、講義・授業や課外活動時における感染防止対策の徹底を学生に呼びかけることを要請
- ・部活・サークル活動の自粛を要請

【県立大学・芸観大】

- ・県立大学においては、入学宣誓式を、午前・午後の2部制で実施
- ・学長メッセージの発信や独自動画の作成等、学生への注意喚起を実施
- ・県立大学においては、R3.6.25から県の要請に応じて教育の質保証に留意しながらオンライン授業等を活用し、R3.6.20（緊急事態宣言の解除）以降は、十分な感染防止対策を施した上で順次対面授業を実施（芸観大は学生数や授業内容等を考慮し原則対面式授業を実施）

【有効であった対応】

- ①入学式等での知事メッセージや学生向け動画等の発信・送付（県内・県立）
- ②部活・サークル活動の自粛要請（県内・県立）

【教訓・課題】

- ①学生への効果的な感染対策周知方法の確立（県内・県立）
- ②対面授業の早期再開（県内・県立）

【今後の感染症に生かすこと】

迅速かつ効果的なオンライン教育の充実（外国人留学生向けオンライン授業や対面授業との併用など）
地域や社会に貢献し得る教員のコロナ関連研究の支援

3 学校等（大学）

（分野）教育（項目）学校等：第3期

【主な取組等】

- 県内大学に対しては、フェーズに応じ、休業要請や感染防止対策を呼びかけ
- 県立大学に対しては、対応方針やマニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等を行った

【県内大学】

- ・若い世代の感染が増加している状況を踏まえ、教育活動の場において、知事メッセージや学生向け動画等を配信・送付することなどにより、大人数・長時間の飲食の自粛や、講義・授業や課外活動時における感染防止対策の徹底を学生に呼びかけることを要請
- ・緊急事態宣言、まん延防止等措置区域を除き、部活・サークル活動を可能とした

【県立大学・芸観大】

- ・学長メッセージや独自動画の発信等、学生への注意喚起を実施
- ・県立大学、専門職大学の学生、教職員への新型コロナウイルスのワクチンの接種を促進するため、大学キャンパス内で接種を実施（被接種実績：約2,800人／回）

【有効であった対応】

- ①教育活動の場での知事メッセージや学生向け動画等の発信・送付（県内・県立）
- ②県立大学におけるワクチン接種の実施（県立）

【教訓・課題】

- ①学生への効果的な感染対策周知方法の確立（県内・県立）

【今後の感染症に生かすこと】

大学主体によるワクチン接種の実施（学生・教職員のほか、他機関への接種も実施）
看護分野における専門人材（教員や大学院生）による行政等への支援

3 学校等（大学）

（分野）教育（項目）学校等：第4期

【主な取組等】

- 県内大学に対しては、フェーズに応じ、休業要請や感染防止対策を呼びかけ
- 県立大学に対しては、対応方針やマニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等を行った

【県内大学】

- ・ 若い世代の感染が増加している状況を踏まえ、教育活動の場において、知事メッセージや学生向け動画等を配信・送付することなどにより、大人数・長時間の飲食の自粛や、講義・授業や課外活動時における感染防止対策の徹底を学生に呼びかけることを要請
- ・ 感染対策を強化しつつ、対面での授業や部活・サークル活動の自粛要請を段階的に緩和するなど、教育の質を確保
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進の呼びかけ

【県立大学・芸観大】

- ・ 学長メッセージや独自動画の発信等、学生への注意喚起を実施

【有効であった対応】

- ①教育活動の場での知事メッセージや学生向け動画等の発信・送付（県内・県立）
- ②対面授業や部活等の自粛要請の段階的な緩和（県内・県立）

【教訓・課題】

- ①学生への効果的な感染対策周知方法の確立（県内・県立）

【今後の感染症に生かすこと】

飲食や課外活動など、特に対策が必要な場面に対する注意喚起
学生生活の充実を図るため、社会の状況に応じた段階的な制限の緩和

4 学校等（私立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期

【主な取組等】

- 私立小学校・中学校・高等学校に対し、緊急事態宣言発令等に伴う休校を要請
- 国等の通知・県対処方針を周知し、県立学校と同様の対応を要請
- 感染症対策・学校再開に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援を実施

【私立学校】

- ・ 休校要請・感染症対策の徹底
- ・ 休業要請（要請期間：R2.3.3～5.31 ※春季休業期間を除く）、児童生徒等の感染者数の把握、国通知等の周知
- ・ 感染症対策・学校再開支援 ※①～④：国実施、⑤：県実施 [R2.2月補正]

支援区分	支援内容	実施校数
①マスク等購入支援	保健衛生用品（マスク、消毒液、非接触型体温計等）購入経費	72校/101校
②感染症対策・学習保障等支援	感染症対策・学習保障（家庭学習のための教材の購入等）経費	98校/101校
③家庭学習・遠隔学習環境充実	児童生徒1人1台端末、家庭学習・遠隔学習使用機器整備経費等	23校/101校
④修学旅行キャンセル料等支援	休業要請で中止した修学旅行のキャンセル料等の学校負担経費	7校/101校
⑤修学旅行キャンセル料等支援	不測の事態により修学旅行のキャンセル料等の学校負担経費	4校/101校

【有効であった対応】

- ①感染対策に係る国通知の県による適確な周知
- ②県に感染者数を報告することで、感染状況が可視化され、出校停止や休校等の判断に転用

【教訓・課題】

- ①休業期間中のオンライン授業等への対応など、学校間でICTの活用環境に差があり、学習保障の確保に工夫が必要
- ②感染者数の把握が教職員の加重負担となった学校もあり、スマホ等で人数集計できるソフト開発が必要

【今後の感染症に生かすこと】

前例のない感染症対策を行う場合、補助対象経費を限定的でなく、学校の実状に即し必要な物品等の入手が弾力的な運用とすることが必要

4 学校等（私立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第2期

【主な取組等】

- 私立小学校・中学校・高等学校に国等の通知・県対処方針を周知し、県立学校と同様の対応を要請
- 感染症対策・ICT環境の充実にに向けた支援、家計急変世帯等への修学支援を実施

【私立学校】

- 感染症対策の徹底
 - ・ 児童生徒、教職員の感染者数の把握
 - ・ 感染症対策に係る国通知・県の対処方針の周知（随時実施）
- 感染症対策・ICT環境の充実支援 ※ ①、②：国実施

支援区分	支援内容	実施校数
① 感染症対策・学習保障等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策経費（マスク、消毒液） ・ 学習保障（家庭学習のための教材の購入等）経費 ・ 教職員の資質向上のための研修等経費 	75校/100校
② 家庭学習・遠隔授業環境充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒1人1台端末※、家庭学習・遠隔学習使用機器整備経費等 ※従来の義務教育段階（小中学校）に高等学校段階を対象に拡充	22校/100校

- 低所得・家計急変世帯支援
 - ・ 授業料軽減臨時特別補助事業・奨学給付金事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への支援制度を継続 [R3年度当初]
 - ・ 奨学給付金事業の給付額を加算（対象:非課税世帯、加算額:12千円～26.1千円） [R2年度2月補正]

【有効であった対応】

- ① 国の補助金を活用し、消毒液の購入等の想定外の支出への対応が実現
- ② 国の補助金に教職員向けの研修等も対象となり、学校教育活動の継続実施に向けた体制整備に活用

【教訓・課題】

- ① 感染症流行時は対象機器などが品薄で納期に時間を要する。補助制度の効果的な活用のため、十分な申請期間の確保が必要

【今後の感染症に生かすこと】

感染症流行時は対象機器が入手困難となる可能性があるため、十分な申請期間を確保することが必要

4 学校等（私立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第3期

【主な取組等】

- 私立小学校・中学校・高等学校に国等の通知・県対処方針を周知し、県立学校と同様の対応を要請
- 感染症対策・ICT環境の充実に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援を実施

【私立学校】

- 感染症対策の徹底
 - ・ 児童・生徒、教職員の感染者数の把握
 - ・ 感染症対策に係る国通知・県の対処方針の周知（随時実施）、国による抗原検査キットの配布
- 感染症対策・ICT環境の充実支援 ※ ①、②：国実施、③、④：県実施

支援区分	支援内容	実施校数
① 感染症対策・学習保障等支援	① 感染症対策経費（マスク、消毒液） ② 学習保障（家庭学習のための教材の購入等）経費	91校/100校
② 遠隔授業等授業環境高度化等	児童生徒1人1台端末、家庭学習・遠隔学習使用機器整備経費等 ※ 遠隔授業等オンライン学習本格化に向けた機器整備等も対象に拡充	8校/100校
③ 抗原検査等実施支援	抗原検査キット及び抗原検査の実施に必要な物品等の購入経費	5校/100校
④ 修学旅行キャンセル料等支援	不測の事態により修学旅行のキャンセル料等の学校負担経費	16校/100校

※その他、感染予防やワクチン接種に関する理解促進のための説明会等への専門家派遣事業を県事業として予算化（実績なし）

【有効であった対応】

- ① 国の補助金を活用し、消毒液の購入等の想定外の支出への対応が実現
- ② 修学旅行キャンセル料の支援制度を継続することで、直前でも修学旅行のキャンセルが可能となり、保護者等の負担軽減や修学旅行の実施時期の見直しが可能な体制が実現

【教訓・課題】

- ① 感染症流行時は対象機器などが品薄で納期に時間を要するため、十分な申請期間の確保が必要
- ② 学校内で抗原検査等を実施する場合、事前に保護者の同意を得る必要があるなど、手続面で課題

【今後の感染症に生かすこと】

4 学校等（私立学校）

（分野）教育（項目）学校等：第4期

【主な取組等】

- 私立小学校・中学校・高等学校に国等の通知・県対処方針を周知し、県立学校と同様の対応を要請
- 感染症対策に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援を実施

【私立学校】

- 感染症対策の徹底
 - ・ 児童・生徒、教職員の感染者数の把握を終了（～R4.9月）
 - ・ 感染症対策への支援 ※ 国実施

支援区分	対象経費	実施校数
①学校等の感染症対策等支援	①感染症対策経費(保健衛生用品の追加的購入経費等) ②学習保障（家庭学習のための教材購入費等）	81校/100校
②感染症流行下における学校教育活動体制整備支援	①感染症対策経費(保健衛生用品の追加的購入経費等) ②学習保障（家庭学習のための教材購入費等）	38校/100校

- 低所得・家計急変世帯支援
 - ・ 授業料軽減臨時特別補助事業・奨学給付金事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への支援制度を継続 [R4年度当初]

【有効であった対応】

- ①抗菌カーテンの導入（衛生状況の改善）
- ②教室用換気扇の設置による室内換気

【教訓・課題】

- ①被災時に避難施設となる学校施設をはじめ、トイレ等の衛生環境の改善が必要

【今後の感染症に生かすこと】

自動照明、自動手洗、自動洗浄など、生徒が手を触れずに使用できるトイレ改修等の環境改善が必要

5 学校等（私立幼稚園）

（分野）教育（項目）学校等：第1期

【主な取組等】

- 小学校等への休業要請等を踏まえ、開園を自粛する私立幼稚園に対して補助事業の要件を緩和
- 私立幼稚園における感染防止対策を支援するため、保健衛生用品の購入費用等を支援

【私立幼稚園】

- 休校要請・感染症対策の徹底
 - ・ 緊急事態宣言に伴う休業要請の実施（要請期間：R2.4.7～5.31（預かり保育に限り実施可））
※その他、臨時休業要請期間（R2.3.3～3.23）は預かり保育があるため休業要請せず
 - ・ 感染症対策に係る国通知(教職員用マスク配布等) や県対処方針の周知、教職員等の感染者数の把握
- 円滑な事業実施・感染防止対策支援
 - ・ 補助事業の要件緩和（R2.3）
緊急事態宣言等の影響で、従来の補助要件（基準回数（日数））を満たさない場合でも実施回数（日数）に応じて補助が実施できるよう、要件緩和を実施（親子学級開設費補助ほか3事業）
 - ・ 感染拡大防止対策事業の実施
新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（マスク、消毒液、空気清浄器等）の購入に対する補助を実施

予算措置	予算額（対象園数）	補助額（実施園数）
令和2年度4月補正	95,000千円（190園）	74,394千円（162園）
令和2年度6月補正	95,000千円（190園）	79,147千円（162園）

【有効であった対応】

- ①緊急事態宣言下やクラスター発生に伴う休園
- ②毎日の検温（体調不良時は登園させない）
- ③基本的な感染対策の徹底

【教訓・課題】

- ①感染症対策用品の備蓄
- ②保護者への丁寧な説明の必要性を痛感
- ③正しい知識の情報収集

【今後の感染症に生かすこと】

必要な感染対策用品の備蓄
毎日の検温、基本的な感染対策の継続

5 学校等（私立幼稚園）

（分野）教育（項目）学校等：第2期

【主な取組等】

- まん延防止等重点措置(R3.4.5～)の施行等を踏まえた私立幼稚園への対応として補助事業の要件を緩和
- 私立の幼稚園における感染防止対策を支援するため、保健衛生用品の購入費用等の支援を継続

【私立幼稚園】

- 感染症対策の徹底
 - ・児童・教職員の感染者数の把握
 - ・感染症対策に係る国通知・県の対処方針の周知（随時実施）
- 円滑な事業実施・感染防止対策支援
 - ・補助事業の要件緩和
親子学級開設費補助事業について、まん延防止等重点措置(R3.4.5～)等の影響で、従来の補助要件（基準回数を満たさない場合でも、実施回数に応じて補助が実施できるよう、要件緩和を実施（年間14回以上→年間7回以上）
 - ・感染拡大防止対策事業の実施
新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（マスク、消毒液、空気清浄器等）の購入に対する補助を実施

予算措置	予算額（対象園数）	補助額（実施園数）
R3年度当初	88,669千円（182園）	64,168千円（149園）

【有効であった対応】

- ①分散登園・分散保育、行事の分散開催
- ②毎日の検温（体調不良時は登園させない）
- ③基本的な感染対策の徹底

【教訓・課題】

- ①マスク着用と熱中症対策のバランス
- ②保護者への丁寧な説明の必要性を痛感
- ③正しい知識の園内共有

【今後の感染症に生かすこと】

職員間の情報共有の徹底

5 学校等（私立幼稚園）

（分野）教育（項目）学校等：第3期

【主な取組等】

- 緊急事態宣言措置(R3.8.20～)等を踏まえた幼稚園への対応として補助事業の要件を緩和
- 私立の幼稚園における感染防止対策を支援するため、保健衛生用品の購入費用等の支援を継続

【私立幼稚園】

- 感染症対策の徹底
 - ・ 児童・教職員の感染者数の把握
 - ・ 感染症対策に係る国通知・県の対処方針の周知（随時実施）
- 円滑な事業実施・感染防止対策支援
 - ・ 補助事業の要件緩和
親子学級開設費補助事業について、まん延防止等重点措置(R3.4.5～)等の影響で、従来の補助要件（基準回数を満たさない場合でも、実施回数に応じて補助が実施できるよう、要件緩和を実施（年間14回以上→年間7回以上）
 - ・ 感染拡大防止対策事業の実施
新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（マスク、消毒液、空気清浄器等）の購入に対する補助を実施

予算措置	予算額（対象園数）	補助額（実施園数）
令和3年度当初	88,669千円（182園）	64,168千円（149園）

【有効であった対応】

- ① ZOOM等による保育参観や懇談の実施
- ② 毎日の検温（体調不良時は登園させない）
- ③ 基本的な感染対策の徹底

【教訓・課題】

- ① マスク着用による意思疎通の問題
- ② 行事や保育環境などを見直す機会となった
- ③ 設置者判断とされることが多く困惑

【今後の感染症に生かすこと】

幼稚園としての判断基準を早期に決め、丁寧な保護者説明に努める

5 学校等（私立幼稚園）

（分野）教育（項目）学校等：第4期

【主な取組等】

- まん延防止等重点措置(R4.1.27～)の施行を踏まえた幼稚園への対応として補助事業の要件を緩和
- 私立の幼稚園における感染防止対策を支援するため、保健衛生用品の購入費用等の支援を継続

【私立幼稚園】

- 感染症対策の徹底
 - ・児童、教職員の感染者数の把握を終了（～R4.9月）
 - ・感染症対策に係る国通知・県の対処方針の周知（随時実施）
- 円滑な事業実施・感染防止対策支援
 - ・補助事業の要件緩和
親子学級開設費補助事業について、まん延防止等重点措置(R3.4.5～)等の影響で、従来の補助要件（基準回数）を満たさない場合でも、実施回数に応じて補助が実施できるよう、要件緩和を実施（年間14回以上→年間7回以上）
 - ・感染拡大防止対策事業の実施
新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（マスク、消毒液、空気清浄器等）の購入に対する補助を実施

予算措置	予算額（対象園数）	補助額（実施園数）
R3年度2月補正	91,000千円（182園）	71,491千円（154園）
R4年度2月補正	90,500千円（181園）	実施中

【有効であった対応】

- ①マスクの自由着用
- ②毎日の検温（体調不良時は登園させない）
- ③感染対策を行った上での各種行事の再開

【教訓・課題】

- ①マスクの自由着用に伴う保護者対応
- ②爆発的な感染下における人員体制
- ③マスクの長期着用や黙食による発達への影響

【今後の感染症に生かすこと】

保護者への適宜、適切かつ丁寧な情報提供

6 学校等（専修学校・各種学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期

【主な取組等】

- 私立専修学校・各種学校に対し、緊急事態宣言発令等に伴う休校を要請
- 国等の通知・県対処方針を周知し、県内大学と同様の対応を要請
- 感染症対策・学校再開に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援を実施

【専修学校・各種学校】

- 休校要請・感染症対策の徹底
 - ・休業要請（期間：R2.3.3～5.15 ※春季休業期間を除く）、学生等の感染数の把握、国通知(教職員用マスク配布等)等の周知
- 感染症対策・学校再開支援 ※専修学校(高等課程)は国実施、専修学校(専門課程)・各種学校は県実施

支援区分	対象校種	支援内容	実施校数
①学校再開に伴う感染症対策等の支援	専修学校（高等課程）	保健衛生用品（マスク、消毒液、非接触型体温計等）購入経費	11校
	専修学校（専門課程）、各種学校		74校
②遠隔授業環境の整備支援	専修学校※事業費200万円以上	家庭学習・遠隔学習使用機器整備経費	11校
	専修学校（専門課程）、各種学校		11校
③学校教育活動継続支援	専修学校（高等課程）	感染症対策・教職員研修経費	12校
	専修学校（専門課程）、各種学校		11校

- 低所得・家計急変世帯支援
 - ・授業料軽減臨時特別補助事業・奨学給付金事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への支援制度を創設 [R2.4月補正]
 - ・奨学給付金事業の給付額を加算（対象:非課税世帯、加算額:1万円） [R2.6月補正]

【有効であった対応】

- ① 国制度の対象外となる学校種（専修学校(専門課程)・各種学校）に対する県独自制度の創設（空気清浄機等の高価な物品購入を実現）

【教訓・課題】

- ① 感染症流行時は対象機器などが品薄で納期に時間を要することから、十分な申請期間の確保が必要
- ② 感染症流行期に備え、保健衛生用品等の備蓄が必要

【今後の感染症に生かすこと】

感染症流行時は保健衛生用品等が入手困難となる可能性があるため、備蓄が必要

6 学校等（専修学校・各種学校）

（分野）教育（項目）学校等：第2期

【主な取組等】

- 私立専修学校・各種学校に国等の通知・県対処方針を周知し、県内大学と同様の対応を要請
- 感染症対策・ICT環境の充実に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援を実施

【専修学校・各種学校】

- 感染症対策の徹底
 - ・ 生徒・学生、教職員の感染者数の把握
 - ・ 感染症対策に係る国通知・県の対処方針の周知（随時実施）
- 感染症対策・ICT環境の充実支援 ※①、③：国実施、②：県実施

支援区分	対象校種	支援内容	実施校数
①安全安心な学習環境確保及び学校教育活動継続支援	専修学校(高等課程) 外国人学校	保健衛生用品・換気設備・保健室等の衛生環境の向上に必要な備品の購入等経費、家庭学習使用機器整備等経費	16校
②安全安心な学習環境確保及び学校教育活動継続支援	専修学校(専門課程) 各種学校	保健衛生用品の購入・遠隔授業の設備整備・教職員研修経費	73校
③遠隔授業環境の整備支援	専修学校 (高等課程・専門課程)	家庭学習・遠隔学習使用機器整備経費	6校

- 低所得・家計急変世帯支援
 - ・ 授業料軽減臨時特別補助事業・奨学給付金事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への支援制度を継続 [R3年度当初]
 - ・ 奨学給付金事業の給付額を加算（対象:非課税世帯、加算額:12千円～26.1千円） [R2年度2月補正]

【有効であった対応】

- 国制度の対象外となる学校種（専修学校(専門課程)・各種学校）に対する県独自制度の創設（空気清浄機等高価な物品購入を実現）

【教訓・課題】

- 感染症流行時は対象機器などが品薄で納期に時間を要する。補助制度の効果的な活用のため、十分な申請期間の確保が必要

【今後の感染症に生かすこと】

感染症流行時は対象機器が入手困難となる可能性があるため、十分な申請期間を確保することが必要

6 学校等（専修学校・各種学校）

（分野）教育（項目）学校等：第3期

【主な取組等】

- 私立専修学校・各種学校に国等の通知・県対処方針を周知し、県内大学と同様の対応を要請
- 感染症対策に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援を実施

【専修学校・各種学校】

- 感染症対策の徹底
 - ・ 生徒・学生、教職員の感染者数の把握
 - ・ 感染症対策に係る国通知・県の対処方針の周知（随時実施）、国による抗原検査キットの配布
- 感染症対策への支援 ※県実施

支援区分	支援内容	実施校数
抗原検査等実施支援	抗原検査キット及び抗原検査の実施に必要な物品等の購入経費	14校

※ その他、修学旅行キャンセル料補助、感染予防やワクチン接種に関する理解促進のための説明会等への専門家派遣事業を県事業として予算化（実績なし）

- 低所得・家計急変世帯支援
 - ・ 授業料軽減臨時特別補助事業・奨学給付金事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への支援制度を継続 [R3年度当初]
 - ・ 奨学給付金事業の給付額を加算（対象:非課税世帯、加算額:12千円～26.1千円） [R2年度2月補正]

【有効であった対応】

- ① 特に寮を備える学校において、アルコール消毒液などの消耗品が寮内での感染症対策に貢献
- ② 抗原検査等実施支援により、実習参加の条件となる陰性証明の取得が促進され、生徒・学生の学習機会確保に貢献

【教訓・課題】

- ① 感染症流行時は対象機器等が品薄で納期に時間を要するため、十分な申請期間の確保が必要

【今後の感染症に生かすこと】

専修学校・各種学校には、外国人留学生も多い。中には、「手を洗う」などの日本の衛生観念の理解に苦勞する学生もいることから、外国人留学生への効果的な指導・注意喚起のための手法の検討が必要

6 学校等（専修学校・各種学校）

（分野）教育（項目）学校等：第4期

【主な取組等】

- 私立専修学校・各種学校に国等の通知・県対処方針を周知し、県内大学と同様の対応を要請
- 感染症対策に向けた支援、家計急変世帯等への修学支援を実施

【専修学校・各種学校】

- 感染症対策の徹底
 - ・生徒・学生、教職員の感染者数の把握（～R4.9月）
 - ・感染症対策に係る国通知・県の対処方針の周知（随時実施）
- 感染症対策への支援 ※県実施
- 感染症対策への支援 ※①、②：国実施、③、④：県実施

支援区分	支援内容	実施校数
①学校等の感染症対策等支援	保健衛生用品（マスク、消毒液等）の追加購入経費等	17校
②感染症流行下における学校教育活動体制整備支援	保健衛生用品（マスク、消毒液等）の追加購入経費等	3校
③感染症対策への支援	保健衛生用品（マスク、消毒液等）の購入経費	51校
④抗原検査等実施支援	抗原検査キット、抗原検査実施に必要な物品等購入経費	17校

- 低所得・家計急変世帯支援
 - ・授業料軽減臨時特別補助事業・奨学給付金事業に加え、高等教育無償化授業料・入学金減免事業においても、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への支援制度を創設 [R4年度当初]

【有効であった対応】

- ①特に寮を備える学校において、アルコール消毒液などの消耗品が寮内での感染症対策に貢献
- ②抗原検査等実施支援により、実習参加の条件となる陰性証明の取得が促進され、生徒・学生の学習機会確保に貢献

【教訓・課題】

- ①学校現場からは、従事者確保の観点から、寮でクラスターが発生した場合、医療従事者に限らず、感染者の発生後に消毒作業等に従事していた教職員に対する諸手当が望まれた

【今後の感染症に生かすこと】

専修学校・各種学校には、外国人留学生も多い。中には、「手を洗う」などの日本の衛生観念の理解に苦勞する学生もいることから、外国人留学生への効果的な指導・注意喚起のための手法の検討が必要

7 学校等（農業大学校・森林大学校）

（分野）教育（項目）学校等：第1期

【主な取組等】

- フェーズに応じ感染防止対策を呼びかけ
- 対応方針やマニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等を行った

【農業大学校・森林大学校】

- ・ 農業大学校は、R2.3.2～5.31、森林大学校は、R2.3.3～5.31の間休校
- ・ 登校・出勤人数を絞る必要が生じたため、感染防止対策を行いながら、学生を含めた当番等の限られた人数で家畜の飼養管理をしていたが、学生への感染防止を優先し、職員のみでシフトを組んで対応（R2.5.7～5.31）
- ・ 海外への渡航制限や県をまたぐ移動の自粛制限を受け、授業内容を変更
- ・ 学生の受講時間を確保するため、WEB会議アプリ等を通じた遠隔授業が実施できる体制を整備
- ・ マスク着用、手洗い励行及び共用スペースの定期的な消毒を徹底

【有効であった対応】

- ①教員等の当番制により栽培管理や家畜の飼養管理を実施
- ②夏期等の長期休暇を削減し、年間の実習時間を確保
- ③テキストによる学習など、実習に代わる自宅での取り組み可能な課題を設定するとともに、学生からの質疑にはメール等で対応することで必要な学習を確保
- ④座学は対人距離を確保（1 m以上、アクリル板設置）
- ⑤実習は小グループに分けて分散実施

【教訓・課題】

- ①職員等に感染者が出た場合に管理の人員が確保できないため、感染症防止対策の徹底に加え、人員体制整備が必要
- ②休校期間中しか経験できない作物等の生育に合わせた管理実習は、YouTube等の自宅で学習可能な内容への切替が必要
- ③資格取得に直結する実習の回数が減り、資格取得へ影響がでるため、代替カリキュラムの検討が必要
- ④感染防止対策資材の確保

【今後の感染症に生かすこと】

対面授業や実習ができない場合に備えたオンライン教育の充実
感染防止対策を徹底した上で、できるだけ早期の対面授業再開

7 学校等（農業大学校・森林大学校）

（分野）教育（項目）学校等：第2期

【主な取組等】

- フェーズに応じ感染防止対策を呼びかけ
- 対応方針やマニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等を行った

【農業大学校・森林大学校】

- ・ 校舎、体育館等の換気設備の整備
- ・ 入学式は人数、規模を縮小して実施
- ・ 特定の季節しかできない実習について、季節を問わない内容に振替
- ・ 海外への渡航制限等を受け、授業内容を振替
- ・ 一部の講義をオンラインで実施
- ・ 空き教室を活用した分散型の同時双方向遠隔授業の実施体制を整備
- ・ 人数制限（時間差体制）による昼食等の実施

【有効であった対応】

- ①テキストによる学習など、実習に代わる自宅での取り組み可能な課題を設定するとともに、学生からの質疑にはメール等で対応することで必要な学習を確保
- ②濃厚接触者となった場合の帰寮マニュアル等の策定
- ③自治会（学生）による感染対策ルール策定
- ④座学は対人距離を確保（1 m以上、アクリル板設置）
- ⑤実習は小グループに分けて分散実施

【教訓・課題】

- ①職員等に感染者が出た場合に管理の人員が確保できないため、感染症防止対策の徹底に加え、人員体制整備が必要
- ②隔離・自宅待機期間中しか経験できない作物等の生育に合わせた管理実習は、YouTube等による学習への切替が必要
- ③資格取得に直結する実習の回数が減り、資格取得へ影響がでるため、代替カリキュラムの検討が必要
- ④学生への効果的な感染対策周知方法の確立
- ⑤学外就業体験、校外学習、インターンシップ受入先の確保

【今後の感染症に生かすこと】

対面授業や実習ができない場合に備えたオンライン教育の充実
感染防止対策を徹底した上で、できるだけ早期に対面授業を再開

7 学校等（農業大学校・森林大学校）

（分野）教育（項目）学校等：第3期

【主な取組等】

- フェーズに応じ感染防止対策を呼びかけ
- 対応方針やマニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等

【農業大学校・森林大学校】

- ・ 特定の季節しかできない実習について、季節を問わない内容に振替
- ・ 海外への渡航制限等を受け授業内容を振替
- ・ 濃厚接触者及び独自基準に基づく体調不良者等の隔離、自宅待機
- ・ 隔離、自宅待機の学生に対するリモート授業の実施
- ・ 人数制限（時間差体制）による昼食等の実施
- ・ 体温、体調のチェック、マスク着用、手指のアルコール消毒、黙食など、感染防止対策の徹底

【有効であった対応】

- ① テキストによる学習など、実習に代わる自宅での取り組み可能な課題を設定するとともに、学生からの質疑にはメール等で対応することで必要な学習を確保
- ② 夏休みなどの長期休暇期間における帰寮前の行動・健康管理チェック
- ③ 濃厚接触者となった場合の帰寮マニュアル等の策定
- ④ 自治会（学生）による感染対策ルール策定
- ⑤ 学生の家族等に対する感染状況、対応等の情報提供

【教訓・課題】

- ① 職員等に感染者が出た場合に管理の人員が確保できないため、感染症防止対策の徹底に加え、人員体制整備が必要
- ② 隔離・自宅待機期間中しか経験できない作物等の生育に合わせた管理実習は、YouTube等による学習への切替が必要
- ③ 学外就業体験、校外学習、インターンシップ受入先の確保
- ④ 信頼性の高い感染検査キットの確保

【今後の感染症に生かすこと】

対面授業や実習ができない場合に備えたオンライン教育の充実
行動指針や行動マニュアルを作成し、速やかに危機管理体制を構築

7 学校等（農業大学校・森林大学校）

（分野）教育（項目）学校等：第4期

【主な取組等】

- フェーズに応じ感染防止対策を呼びかけ
- 対応方針やマニュアルの策定、遠隔授業体制の整備等を行った

【農業大学校・森林大学校】

- ・ 海外への渡航制限等を受け授業内容を振替
- ・ 濃厚接触者及び独自基準に基づく体調不良者等の隔離、自宅待機
- ・ 隔離、自宅待機の学生に対するリモート授業の実施
- ・ 体温、体調のチェック、マスク着用、手指のアルコール消毒、黙食など、感染防止対策の徹底

【有効であった対応】

- ① テキストによる学習など、実習に代わる自宅で取り組み可能な課題を設定するとともに、学生からの質疑にはメール等に対応することで必要な学習を確保
- ② 夏休みなどの長期休暇期間における帰寮前の行動・健康管理チェック
- ③ 濃厚接触者となった場合の帰寮マニュアル等の策定
- ④ 自治会（学生）による感染対策ルール策定の策定
- ⑤ 学生の家族等に対する感染状況、対応等の情報提供

【教訓・課題】

- ① 職員等に感染者が出た場合に管理の人員が確保できないため、感染症防止対策の徹底に加え、人員体制整備が必要
- ② 隔離・自宅待機期間中しか経験できない作物等の生育に合わせた管理実習は、YouTube等による学習への切替が必要
- ③ 学外就業体験、校外学習、インターンシップ受入先の確保
- ④ 信頼性の高い感染検査キットの確保

【今後の感染症に生かすこと】

対面授業や実習ができない場合に備えたオンライン教育の充実
行動指針や行動マニュアルを作成し、速やかに危機管理体制を構築

VII体制

Chapter 03

分野別検証

総括表【体制】

期	第1期	第2期	第3期	第4期
国等の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法の改正(新型コロナに同法の規定を適用) ・特措法に基づく政府対策本部設置 ・軽症者等自宅療養及び宿泊療養の対象者の明確化 ・地方創生臨時交付金を活用した「協力要請推進枠」の創設 ・R2年度1～3次補正予算、R3年度当初予算、予備費使用(国内感染対策の強化等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・VRS(ワクチン接種記録システム)運用開始 ・1日100万回の接種回数目標を表明 ・企業や大学等における職域接種開始 ・自衛隊大規模接種会場の設置 ・予備費使用(地方創生臨時交付金、ワクチン確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗原定性検査キットの薬局での一般販売開始 ・感染防止計画策定やワクチン・検査パッケージによる行動制限緩和 ・予備費使用(子育て世帯に対する給付、ワクチン接種の促進、緊急雇用安定助成金等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養期間の見直し (1/5～:有症状:10日かつ症状軽快後72時間経過、無症状:7日) (9/7～:有症状:7日かつ症状軽快後24時間経過、無症状:7日) ・R3年度補正予算、R4年度当初予算、R4年度1,2次補正予算、R5年度当初予算、予備費使用(ワクチン・治療薬の確保等) ・R5.5.8から、5類感染症とする方針決定
本部運営	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議(1回)→警戒本部(5回、R2.1.28～R2.2.29)→対策本部(81回、R2.3.1～R5.5.7) ・体制の強化を随時実施(入院コーディネートセンター設置(CCC-hyogo)、宿泊療養対策窓口設置、保健所業務支援室設置、兵庫県感染症対策アドバイザー設置(3名)) ・県独自に「兵庫県対処方針」をとりまとめることで、対策全般を網羅的に把握することが可能に。 			
関西広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合のスキームを活用し、適宜課題の共有や共通メッセージの発信などを実施 ・3府県(京都・大阪・兵庫)は、経済や人流の交流圏として特に一体であることから連携し、国に対し緊急事態宣言の発出・延長・解除等の要請や、まん延防止等重点措置の要請等の協議を実施 ・緊急事態宣言対象地域である4府県(滋賀・京都・大阪・兵庫)で、府県域を超える移動の自粛を呼びかける知事メッセージ動画を発信 ・対策本部会議を開催し、関西圏域の感染状況や各構成団体の対策等にかかる情報共有・意見交換を実施するとともに、府県市民向け統一メッセージを発信 ・全国知事会等と連携し、国への要望・提案を実施 ・広域での医療人材や医療物資の融通等、連携・応援の実施 			

期	第1期	第2期	第3期	第4期
市町連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部会議で決定した対処方針等の資料について、迅速に県内市町の保健担当部局だけでなく、防災担当部局へ共有を実施 ・ 県内市町におけるコロナ対策に十分留意した避難所運営を支援するため、令和2年6月に避難所運営ガイドラインを策定するとともに、市町職員を対象とした研修会を開催 ・ 感染が急拡大する中、軽症者の自主療養を促進し、外来医療のひっ迫に対応するため、検査キットを市町に配分し、市町から住民へ配布できるよう住民へのきめ細やかな対応を実施 			
行政機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟な働き方の推進（①在宅勤務の推進、②時差出勤の拡充、③フレックスタイム制の拡充、④サテライトオフィスの増設） ・ コロナ蔓延に伴い、感染症予防のための執務環境整備を実施（来庁者に対する感染症対策、本庁舎清掃箇所の追加、冷・暖房運轉換気対策、県民テレワークルームの開設等） ・ 河川管理施設・水防本部の体制維持 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンディ型サーモグラフィー、非接触型温度計、体表面温度計測機能付き顔認証リーダー等の機器購入 ・ 感染拡大防止の取組に関する所属・職員向け通知の発出等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の対処方針を踏まえた所属・職員向け通知の更新 ・ 職員が新型コロナワクチンを接種しやすいようサービスの整理 ・ 希望する職員に対する新型コロナワクチンの職域接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5類感染症へ変更後の感染拡大対策へ移行（マスク着用の原則個人判断等） 	
予算措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2.2補正、R2.3補正、R2.4補正、R2.6補正、R2.7補正、R2.9補正、R2.10補正、R2.12補正、R3.2補正、R3当初、R3.3補正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.6補正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.9補正、R3.10補正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.12補正、R4.2補正、R4.3補正、R4当初、R4.6補正、R4.9補正、R4.12補正、R5当初、R5.6補正

1 本部体制

(分野) 体制 (項目) 本部体制：第1期～第4期①

【主な取組等】

- 知事を本部長とする対策本部を設置し、多様な課題に対して、全庁体制により対応
- 対策本部会議に保健・医療関係者が参与やアドバイザーとして参画することで、現場意見を県施策に反映
- 県独自に「兵庫県対処方針」をとりまとめることで、対策全般を網羅的に把握することが可能に

1 本部運営体制等

区分	設置者	設置日	設置根拠	会議開催	設置理由
連絡会議	防災監	—	県危機管理基本指針	計1回	国が新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定する方針を示したことを受けて設置
警戒本部	防災監	R2.1.28 ～R2.2.29	県危機管理基本指針	計5回	近畿で初めてとなる感染者が確認されたことを受けて設置
対策本部	知事	R2.3.1 ～R5.5.7	R2.3.1～ 県危機管理基本指針 R2.3.26～ 新型インフルエンザ等対策 特別措置法	計81回	本県で初めてとなる感染者が確認されたことを受けて設置

- 体制の強化を随時実施
 - ・ R2.3～ 入院コーディネートセンター設置 (CCC-hyogo)
 - ・ R2.4～ 宿泊療養対策窓口設置
 - ・ R4.1～ 保健所業務支援室設置
 - ・ R4.4～ 兵庫県感染症対策アドバイザー設置

1 本部体制

(分野) 体制 (項目) 本部体制：第1期～第4期②

2 5類移行後の本部運営体制等

体制・会議	設置者	設置基準等
連絡会議(県危機管理指針に基づく)	防災監	当面の間は、関係者間の情報共有等を図るため、連絡体制を継続
警戒本部設置・会議 (同上)	防災監	急速な感染拡大や変異株の発生等により、医療提供体制の逼迫のおそれがある場合等
対策本部設置・会議 (同上)	知事	急速な感染拡大や変異株の発生等により、医療提供体制の逼迫が生じている場合等

【有効であった対応】

- ① 対策本部への医療関係者の参画
- ② 網羅的な県独自の対処方針の策定・更新
- ③ 体制強化を適切に実施
- ④ 対策本部を非公開で実施することで忌憚のない医療現場の意見を踏まえて議論(会議後、知事会見を実施し、今後の方針等を公表)
- ⑤ 専門家会議や各分野別のアドバイザー設置による段階毎の医療提供体制の専門的見地からの検討

【教訓・課題】

- ① 感染症対策や社会活動制限に対する専門家の助言を得られる体制の確立
- ② 全庁横断的な体制の構築
- ③ 緊急事態宣言及び解除等は国が判断すべき事項

【今後の感染症に生かすこと】

感染症対策や社会活動制限等について、今後の対策を検討するにあたり、専門的な見地から助言を得られるような体制を早期に構築

2 県内市町との連携

(分野) 体制 (項目) 県内市町との連携：第1期～第4期①

【主な取組等】

- 県の対処方針等について、迅速に県内市町へ共有を実施

1 対処方針等の共有

県対策本部会議で決定した対処方針等の資料について、迅速に県内市町の保健担当部局だけでなく、防災担当部局へ共有を実施

2 避難所運営支援

県内市町におけるコロナ対策に十分留意した避難所運営を支援するため、令和2年6月に避難所運営ガイドラインを策定するとともに、市町職員を対象とした研修会を開催

[対策の目標]

- ① 避難所で集団感染(クラスター)を発生させない
- ② 避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらず、犠牲になることを防ぐ

2 県内市町との連携

(分野) 体制 (項目) 県内市町との連携：第1期～第4期②

【感染症対策課における政令・中核市との連携実績】

実施回数	開催日	内容	方法
	R4.4～5	神戸市・姫路市・西宮市・尼崎市・明石市へのヒアリング	保健所訪問
1	R4.8.26	発生届の限定化について	WEB会議
2	R4.9.15	フォローアップ体制整備について	WEB会議
3	R4.10.11	新体制の共有と今後の対策について	WEB会議
4	R4.10.21	外来医療体制等の整備、陽性者登録センターの統合について	WEB会議
5	R4.11.10	インフル同時流行対策について	WEB会議
6	R4.12.22	年末年始に向けての医療提供体制について	WEB会議
7	R5.2.8	感染症法の位置づけ変更等に関する説明会	WEB会議
8	R5.3.15	5類移行に伴う医療提供体制について	WEB会議
9	R5.9.8	10月以降に医療提供体制について	WEB会議

【有効であった対応】

- ① 県内市町との情報提供体制の構築
- ② コロナ対策に留意した避難所運営支援

【教訓・課題】

- ① 平時からの県内市町との情報提供体制の構築

【今後の感染症に生かすこと】

県内市町への迅速な情報提供や情報共有をめざし、平時から情報提供体制を構築

3 市町と連携した抗原検査キットの配布

(分野) 体制 (項目) 県内市町との連携：第4期

【主な取組等】

- 感染が急拡大する中、軽症者の自主療養を促進し、外来医療のひっ迫に対応するため、検査キットを市町に配分し、市町から住民へ配布できるように**住民へのきめ細やかな対応**を実施
- 市町からも検査キットを入手できるようにすることで、検査キットの早期入手を希望する方に、可能な限り**即日配付できる体制**を構築

配分・配付状況

※1 神戸市は国から直接配分
※2 提供体制が整った市町から順次開始

【市町への配分状況】	配分市町：県内全市町（神戸市除く※1）						
	配分数：169,600キット	配分開始：令和4年8月5日（金）から					
【住民への配付状況】	配付期間：令和4年8月8日（月）※2～9月30日（金）						
	配付方法：ドライブスルーや庁舎玄関での受け渡し、配送・郵送、職員訪問、予約来庁等						
配付実績：		8/15時点	8/22時点	8/29時点	9/5時点	9/12時点	9/16時点

市町への配分数	161,500	161,500	168,150	169,600	169,600	169,600
住民への配付数	24,914	48,992	66,297	82,491	88,207	90,173
配付率	15	30	39	49	52	53
使用不可・滅失等	57	85	129	158	166	228
残キット数※3	136,529	112,423	101,724	86,951	81,227	79,199

※3 残キットは、市町で活用するものを除いて県が回収

【有効であった対応】

- ① 市町の配付協力を得たことにより、住民への即日配付が可能な体制を構築

【教訓・課題】

- ① 検査器具がバラバラの納入で別途袋詰め作業が必要
- ② 各市町の実情に応じた柔軟な対応

【今後の感染症に生かすこと】

検査キットを必要とする多くの住民にいきわたるよう、各市町の実情に応じた柔軟な対応と、他部局とも連携した体制構築や効果的な広報の実施等が必要

4 他府県との調整

(分野) 体制 (項目) 関西広域連合及び他府県との調整：第1期～第4期

【主な取組等】

- 関西広域連合のスキームを活用し、適宜課題の共有や共通メッセージの発信などを実施（全期）
- 3府県(京都府・大阪府・兵庫県)は、経済や人流の交流圏として特に一体であることから連携し、国に対し緊急事態宣言の発出・延長・解除等の要請や、まん延防止等重点措置の要請等の協議を実施
- 緊急事態宣言対象地域である4府県(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県)で、府県域を超える移動の自粛を呼びかける知事メッセージ動画を発信

3府県知事による協議

開催日	概要
R3.1.9	感染急拡大、医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえ、国へ緊急事態宣言の発出を要請することを協議し、3府県で要請
R3.2.1	緊急事態宣言の延長が決定される見通しを受けて、国への要請（期間内の解除、協力金の財政措置）について協議し、大阪府が代表して要請
R3.2.23	新規感染者の減少、病床使用率低減の傾向を踏まえ、国へ緊急事態宣言の解除を要請することを協議し、3府県で要請
R3.5.26	新規感染者は減少傾向にあるが、第3波の緊急事態宣言解除時と比較すると感染状況は感染状況は芳しくないため、国へ緊急事態宣言の延長を要請することを協議・決定
R3.6.16	人流を抑える観点から、それぞれの府県の措置内容等をすりあわせ
R4.1.19	今後の感染状況を踏まえたまん延防止等重点措置の要請等をすりあわせ

4府県知事による メッセージ動画協議



【有効であった対応】

- ① 3府県が密に連携した国への要請
- ② 感染状況や医療提供体制等の情報共有

【教訓・課題】

- ① 平時からの情報共有など連携体制の構築
- ② 緊急事態宣言及び解除等は国が判断すべき事項

【今後の感染症に生かすこと】

- ① 関西広域連合のスキームを活用した共通メッセージの発信
- ② 3府県（京都府・大阪府・兵庫県）は、経済や人流の交流圏として特に一体であるため、平時から連携体制の構築が必要

5 関西広域連合及び他府県との調整

(分野) 体制 (項目) 関西広域連合及び他府県との調整：第1期～第4期

【主な取組等】

- 対策本部会議を開催し、関西圏域の感染状況や各構成団体の対策等に係る情報共有・意見交換を実施するとともに、府県市民向け統一メッセージを発信
- 全国知事会等と連携し、国への要望・提案を実施
- 広域での医療人材や医療物資の融通等、連携・応援の実施

1 対策本部会議等の開催

- ① 対策準備室
 - ・ 関西圏域で1例目の患者が確認されたR2.1.28に設置
 - ・ 国内の発生状況、各構成団体における検査可能検体数、入院可能病床数等の情報共有を実施
 - ② 対策本部会議
 - ・ 政府対策本部及び各府県対策本部の設置状況と感染動向を踏まえ、R2.3.2に設置し、R5.5まで、概ね毎月、計43回開催
- 関西圏域の感染状況や各構成団体の対策等にかかる情報共有及び意見交換

【有効であった対応】

- ① 定期的な情報共有・意見交換による連携の強化
- ② 複数府県市に共有する対策等に係る統一的な発信
- ③ 関西圏域が一丸となった要望・提案
- ④ 関西全体の経済界との連携

- 関西府県市民に対し、効果的に情報提供及び注意喚起を行うための統一メッセージを発信

2 国への要望・提案

- 感染症対策の現場で直面する課題について、全国知事会等とも連携を図りながら、適時に国へ要望・提案を実施（計18回）

3 広域での連携・応援

- 医薬品・医療資器材・医療専門人材の広域融通調整、検査機関の広域連携、広域的な患者受入体制の連携の仕組みを構築。
- 関西圏の経済団体と連携した医療物資・資器材の確保

【教訓・課題】

- ① 対策本部の設置時期
- ② 構成府県市が発出するメッセージとの内容の重複
- ③ 各構成団体の保有する物資等の事前の情報共有

【今後の感染症に生かすこと】

- 感染症の早期の封じ込めのための、初動体制の見直し
- 府県市民が感染予防に役立てられる情報の効果的な情報発信
- 各府県が社会活動制限を行う場合の、府県間連携・調整の場としての広域連合委員会の有効活用
- 「応援・受援調整支援システム」を活用した、より円滑な物資の調整・配布
- 感染症に特性に応じた広域支援の検討（余力のある構成団体が支援するスキームが機能しづらい等）

6 柔軟な働き方の推進

(分野) 体制 (項目) 行政機能維持：第1期～第4期①

【主な取組等】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、行政機能を維持するために職員の在宅勤務や時差出勤等、柔軟な働き方を推進

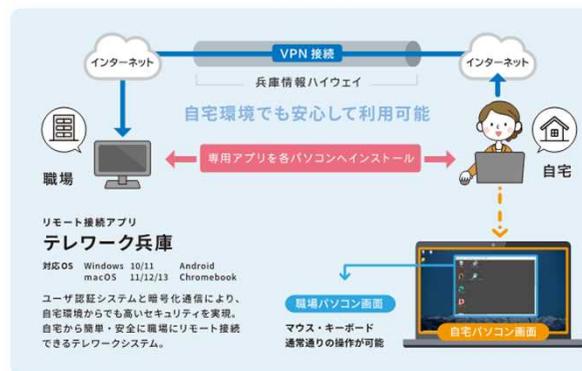
1 在宅勤務の推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、職員の在宅勤務を活用

※R2.4.14～5.21（第1波・緊急事態措置期間中） 出勤削減率△57.5%、うち本庁△65.8%
（県立病院、警察、県立学校、感染症対策業務従事者は除く）

在宅勤務システム「テレワーク兵庫」の整備

- 自宅から簡単・安全に職場パソコンを利用できる在宅勤務システム「テレワーク兵庫」を構築（令和2年11月から利用開始）
- 県職員の利用のほか、市町・中小企業等に無償提供
（中小企業等への提供は、令和5年12月末まで。
市町は、令和6年1月以降、一部経費を負担）



2 時差出勤の拡充

所属職員数の概ね2割を上限としていたE・L勤務について、満員電車等による出退勤を避けること等を目的に上限設定を廃止（R2.2.28～）

E勤務	A勤務	B勤務	L勤務
8:15～17:00	8:45～17:30	9:00～17:45	9:30～18:15

3 フレックスタイム制の拡充

育児・介護を行う本庁の職員のみに対象を限定していたが、対象を全ての職員に拡充（R4.4.1～）

	拡充前	拡充後
対象職員	育児・介護を行う職員	全ての職員
対象勤務地	本庁	本庁・地方機関

6 柔軟な働き方の推進

(分野) 体制 (項目) 行政機能維持：第1期～第4期②

4 サテライトオフィスの増設

従来、出張時等における県庁WAN接続パソコン等の利用のため、2箇所で開催していたサテライトオフィスを20箇所に増設し、感染症拡大防止を図りながら業務を継続できる環境を確保

時期	箇所(席数)	設置庁舎
コロナ拡大前 (～R2.3)	2箇所(6席)	本庁2号館(7階)、自治研修所
コロナ拡大期 (R2.4～) ※R2.4当時	20箇所(63席)	本庁2号館(7階・12階)、自治研修所、新長田総合庁舎、西宮庁舎、宝塚総合庁舎、伊丹庁舎、三田庁舎、加古川総合庁舎、社総合庁舎、三木庁舎、姫路総合庁舎、西播磨総合庁舎、龍野庁舎、豊岡総合庁舎、新温泉庁舎、和田山庁舎、柏原総合庁舎、篠山庁舎、洲本総合庁舎

※ 職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、現在も20箇所に開設(設置場所は上記から一部変更あり)

【利用実績】

時期	利用者数/日	稼働率	参考
R2年度	17.6人	27.9%	第1回緊急事態宣言(出勤率7割削減)期間
	21.4人	34.0%	第2回緊急事態宣言期間
R3年度	10.8人	19.0%	うち緊急事態宣言・まん延防止等重点措置期間:14.0人/日、24.5%
R4年度	3.7人	6.4%	

【有効であった対応】

- ① 職員間の接触機会減による感染拡大防止への寄与
- ② 在宅勤務や時差出勤等、多様な働き方の推進

【教訓・課題】

- ① 円滑に在宅勤務を行うためのICT環境の整備
- ② 在宅勤務環境の格差(PCやネットワーク環境の有無)
- ③ 秘匿性の高い業務や専用回線によるシステム利用は実施困難
- ④ ペーパーレス、ストックレスの推進

【今後の感染症に生かすこと】

- ① 感染症のまん延時に有効となる在宅勤務の円滑な実施に向けたICT環境の整備やペーパーレス・ストックレス化を推進
- ② サテライトオフィスについては、秘匿性の高い業務を実施できるスペースの確保や機能向上の検討が必要

7 執務環境整備

(分野) 体制 (項目) 行政機能維持：第1期～第4期①

【主な取組等】

- 会議室・研修室を利用する県民の感染防止のため、県立施設の会議室等にアクリル板を設置するとともに、消毒液・マスク等の衛生資材を整備 [R2年度9月補正]

○県立施設会議室等におけるアクリル板の設置 (155,000千円)

- ・ 設置施設 県庁舎、県民利便施設など239施設
- ・ 設置枚数 机上設置型 (60cm×55cm) : 約22,000枚
演題設置型 (90cm×55cm) : 約700枚
- ・ 設置単価 机上設置型 (60cm×55cm) : 6,600円/枚
演題設置型 (90cm×55cm) : 10,450円/枚

○県庁舎等における消毒液等の衛生資材の整備 (52,000千円)

- ・ 設置施設 本庁舎、各総合庁舎、各集合庁舎、その他単独庁舎、教育研修所、警察署等
- ・ 設置単価 250千円/庁舎

7 執務環境整備

(分野) 体制 (項目) 行政機能維持：第1期～第4期②

【主な取組等】

●コロナ蔓延に伴い、感染症予防のための執務環境整備を実施

実施内容	実施日	理由・具体的実施内容等
来庁者に対する感染症対策	—	各号館のメイン入口への消毒液の設置、みどり展望園及び3号館喫茶室における接触制限対策、来客用喫煙所の閉鎖を実施
本庁舎清掃箇所の追加	R2.6.8	ドアノブ・スイッチ等を介した接触感染を予防するために、自販機ボタン・共用部椅子・机の消毒箇所を追加
冷・暖房運轉換気対策の実施	R2.12.27 R3.6.2	感染症予防対策として、暖房運転時の共用部換気ルールを制定。気温・風雨状況に応じて適宜変更するよう保安室と連携（実施日上段は暖房、下段は冷房）
県民テレワークルームの開設 (県政改革課と共同実施)	R3.1.19	緊急事態宣言期間中の「出勤者7割削減」を目指し、テレワークの一層の推進を図るため設置。設置に際しテレワークルームの環境整備・利用管理を実施
敷地内全面禁煙の実施	R5.5.31	健康被害の防止の観点から敷地内の全面禁煙を実施。感染症対策にも繋がっている

【有効であった対応】

- ① 衛生資材の供与、清掃・換気対策により、県庁利用者の感染予防と安心して勤務できる執務環境作りができた
- ② 敷地内全面禁煙の実施は、密な空間での喫煙による感染症蔓延予防にも貢献

【教訓・課題】

- ① 結果的にテレワークルームの利用は非常に少なく、県民への周知方法に課題
- ② 状況に応じた臨機応変な対応
- ③ 培ったノウハウの継承

【今後の感染症に生かすこと】

国・他自治体の実施例を参考にしながら、あらゆる対策を早急を実施
実施している対策の効果を検証しつつ、継続・非継続を判断

8 河川管理施設・水防本部の体制維持

(分野) 体制 (項目) 行政機能維持：第1期～第4期

【主な取組等】

- 水防時に確実な施設稼働・操作が必要となる河川管理施設（ダム、排水機場等）の体制維持
- 水防本部体制の維持

項目	取組内容
河川管理施設 の体制維持	① 在宅勤務や執務スペースの分離により、施設管理者の集団感染を抑止
	② 万が一対応困難となった場合に備え、近隣施設および本庁との応援体制を確立
水防本部 の体制維持	① 平日勤務時間中の水防活動を在宅勤務者が水防室に出てきて対応
	② 水防待機者は、執務室に入らず水防室に直接出勤し、集団感染を防止
	③ 水防班は3班体制の同じ班内で調整し、複数人と接触しないよう工夫して集団感染を防止
	④ 水防室入室時は手指のアルコール消毒、マスク着用、机にはアクリル板を設置し、感染予防

【有効であった対応】

- ① 複数人との接触を避けることで、感染拡大を防止
- ② 手指をアルコール消毒、マスク着用等の感染予防

【教訓・課題】

- ① 河川管理施設管理者の人材育成
施設管理および操作可能な職員の拡大を図る
- ② DXを活用した負担軽減策の検討
- ③ 水防業務簡素化の検討

【今後の感染症に生かすこと】

9 行政機能維持（購入機器）

（分野）体制（項目）行政機能維持：第1期～第2期

【主な取組等】

- 感染防止対策として、サーモグラフィー等を購入し、当県が主催する会議や各種イベント等で活用
- 検温機能付顔認証リーダーを各庁舎に設置し、職員の出勤時等や入庁者向けに検温を実施

名称・使用方法	画像
【ハンディ型サーモグラフィー】 ※三脚付き <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者が1人ずつカメラの前を通り、その様子を、モニター越しに監視者が確認 	
【非接触型温度計】 <ul style="list-style-type: none"> ● 機器を、対象者の額や腕に近づけ、測定レバーを引き、体温を測定 	

名称・使用方法	画像
【体表面温度計測機能付き顔認証リーダー】 <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者が1人ずつカメラの前を通ることで、自動的に顔を認識し、表面温度を測定。高温度判断やマスク未着用判断の機能あり。 	

【有効であった対応】

- ① 各庁舎への検温器付顔認証リーダーの設置、サーモグラフィー等の全庁的な配布・貸し出し

【教訓・課題】

- ① 在庫不足等による、納入・設置時期の遅れ

【今後の感染症に生かすこと】

感染が拡大した際などに早急に設置・貸し出しできるように、機器を適切に保管

10 行政機能維持（通知内容）

（分野）体制（項目）行政機能維持：第1期～第2期

【主な取組等】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組に関する所属・職員向け通知の発出
- 職員が感染した場合等の報告書による感染者の把握、及び感染した場合等の対応方法の明示

1 職場における対策の基本的な考え方

3密（密閉・密集・密接）の禁止

2 職場内での感染防止行動の徹底

換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止、必要に応じたマスク着用の徹底
職員に発熱等の風邪症状が見られる場合の特別休暇の承認

3 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底

咳エチケットの徹底、時差出勤の活用

通知日	理由等
R2.4.8	国が新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を示したことによる
R2.5.22	国が緊急事態宣言の解除及び職場における感染予防についての通知を発出したことによる
R2.7.31	国が職場に関連したクラスター発生を防止する旨の通知を発出したことによる
R3.1.13	新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針が改定されたことによる
R3.3.8	新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針が改定されたことによる

【有効であった対応】

- ① 職員が感染した場合等の対応におけるフロー図での説明
- ② 感染拡大防止に向けた庁内放送の実施

【教訓・課題】

- ① 職員の感染者が急増した状況における注意喚起通知等の発出
- ② 感染拡大時にも業務が的確に行えるようBCPを改定

【今後の感染症に生かすこと】

国や当県の感染症対策本部の動向を注視し、適宜、通知を改定

11 行政機能維持

(分野) 体制 (項目) 行政機能維持：第2期～第3期

【主な取組等】

- 第1・2期からの所属・職員向け通知は、県の対処方針を踏まえつつ適宜更新
- 職員が新型コロナワクチンを接種しやすいようサービスを整理
- 国の通知を受け、希望する県職員に対し、新型コロナワクチンの職域接種を実施

1 服務

以下に該当する場合、職員の職務に専念する義務を免除（R3.5.31～）

- ① 勤務時間内にワクチンを接種する場合
- ② 接種後、接種との関連が高いと認められる症状（発熱等の風邪症状除く）により療養が必要となった場合

2 職域接種

項目	内容
実施期間	R3.9.10～R3.11.24（基本は1人あたり2回接種）
実施場所	職員健康管理センター職員診療所内
対象者	本庁及び地方機関に勤務する県職員（会計年度任用職員・市町からの派遣職員を含む）
予定者数	約2,000人
希望者数	約300人※
実施体制	1日あたり医師1名（予診）、1日あたり看護師2名（接種補助、ワクチン分注）
使用したワクチン	武田／モデルナ社製ワクチン

※ 希望者数が予定者数を大きく下回っている要因は、ワクチン供給量の不足により、当初の予定より職域接種の実施開始日が後ろ倒しとなったため、それを待たずに各自で市町や大規模種会場等において接種するよう、担当課から通知したことが大きいと考えられる。

【有効であった対応】

- ① 直営での実施
- ② 残余ワクチンの他部局への接種案内
- ③ 選択肢の増加による接種機会の拡大

【教訓・課題】

- ① 医師・接種会場の確保
- ② 県民局・県民センターでの実施

【今後の感染症に生かすこと】

ワクチンの供給が遅れる場合を想定し、職域接種によらない方法で早急な接種を促すなど、適宜対応

12 行政機能維持（通知内容）

（分野）体制（項目）行政機能維持：第4期

【主な取組等】

- 新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ移行したことにより、兵庫県対応方針も廃止
- これにより、当課から発出していた通知を一旦廃止し、新たな対応方針を通知

[5類感染症へ変更後の感染拡大対策]

1 サーモグラフィー

庁舎入口におけるサーモグラフィー等による検温の実施は一律には行わず、各地域等の感染状況によって適宜実施

2 消毒・パーティション

設置等については各庁舎管理者または各所属の判断で実施

3 マスクの着用

着用については個人の判断に委ねるが、重症化リスクの高い方と接する可能性の高い医療機関等の従事者、医療機関や高齢化施設等への出張時については、引き続きマスクの着用を原則
なお、着用を原則としていた県税事務所や健康福祉事務所などの通常の窓口業務時においては個人の判断

【有効であった対応】

- ① 県対応方針廃止後の所属・職員向けへの対応方針の整理

【教訓・課題】

- ① 感染症の動向等を踏まえた的確な対応方針の通知

【今後の感染症に生かすこと】

国や当県の感染症対策本部の動向を注視し、適宜、通知を改定

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第1期①

【主な取組等】

- 地方創生臨時交付金等の国の対策を活用し、感染症の拡大防止対策のほか、県民生活の安定化支援、地域経済の活性化・地域の元気づくり、県民の安全・安心の基盤づくりなど、市町とも協調しながら、適宜必要な予算を措置

1 国の予算措置の状況

■ 予 算

区 分	予算成立	内 容	金 額
R2年度1次補正	R2.4.30	感染拡大防止策と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続、新型コロナウイルス感染症対策予備費 等 [新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設]	25兆6,914億円
R2年度2次補正	R2.6.12	資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、地方創生臨時交付金の拡充、持続化給付金の対応強化 等 [地方創生臨時交付金(協力要請推進枠)の創設(11/17)]	31兆9,134億円
R2年度3次補正	R3.1.28	新型コロナ感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 等	21兆8,353億円
R3年度当初予算	R3.3.26	新型コロナウイルス感染症対策予備費	5兆円

■ 予備費使用

閣議決定日	内 容	金 額
R2.2.14	国内感染対策の強化、水際対策の強化 等	104億円
R2.3.10	感染防止対策と医療提供体制の整備、事業活動の縮小や雇用への対応 等	2,272億円
R2.4.24	後期高齢者医療給付費負担金 等	260億円
R2.5.19	学生支援緊急給付金	531億円
R2.5.26	医療用マスク・ガウン等の優先配布、診療報酬上の特例的な措置	1,839億円

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第1期②

1 国の予算措置の状況 (つづき)

閣議決定日	内 容	金 額
R2.8.7	持続化給付金、個人向け緊急小口資金等の特例貸付	1兆1,257億円
R2.9.8	ワクチンの確保	6,714億円
R2.9.15	医療提供体制の確保、個人向け緊急小口資金等の特例貸付 等	2兆2,226億円
R2.10.16	雇用調整助成金の特例措置、国内投資促進事業費補助金 等	5,492億円
R2.12.11	ひとり親世帯臨時特別給付金、Go To トラベル	3,856億円
R2.12.25	更なる病床確保のための緊急支援、地方創生臨時交付金	4,862億円
R3.1.15	地方創生臨時交付金	7,418億円
R3.2.9	地方創生臨時交付金、一時支援金、PCR検査による感染拡大の早期探知	1兆1,373億円
R3.3.23	地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金 等	2兆1,693億円

2 県の予算措置の状況

※1 金額はコロナに関連する予算を抜粋して記載

※2 下線事業は市町との協調事業

区 分	内 容
R2.2月補正① 【1.3億円】	① 感染対策の強化 (帰国者・接触者相談センターの設置、帰国者・接触者外来の設置) ② 中小企業等への支援 (経営円滑化貸付の強化、金融対策特別相談窓口の設置 等)
R2.2月補正② 【3.9億円】	① 感染拡大防止と医療・検査体制の充実 (医療機関で受入体制強化、検査体制の強化、相談窓口の拡充)
R2.3月補正 【25.9億円】	① 感染拡大防止と医療・検査体制の充実 (入院病床の確保、施設の衛生管理体制強化 等) ② 県民生活の安心確保 (生活福祉資金の拡充、デイサービス利用者負担支援 等) ③ 事業活動への支援 (中小企業への運転資金等支援)

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第1期③

2 県の予算措置の状況 (つづき)

区 分	内 容
R2.4月補正 【3,916.3億円】	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染拡大防止対策の強化と医療・検査体制の充実 (医療提供体制の整備、学校の臨時休業等対応 等) ② 地域産業・県民生活への支援 (休業要請事業者経営継続支援事業、無利子貸付資金の創設 等) ③ 収束後における地域の元気づくり (Welcome to Hyogoキャンペーン、商店街お買い物券事業 等)
R2.6月補正 【1,120.7億円】	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療提供体制・感染拡大防止対策等の充実 (医療提供体制の強化、各施設等の感染防止対策支援 等) ② 地域経済の活性化・地域の元気づくり (中小企業等事業再開支援、保証料応援貸付の創設 等) ③ ポストコロナ社会を見据えた兵庫の基盤づくり (スマート兵庫基盤の整備 等)
R2.7月補正 【473.3億円】	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化 (入院病床の確保、感染症対応従事者慰労金の支給 等) ② 地域経済の早急な活性化・地域の元気づくり (生活福祉資金の拡充、緊急対応型雇用創出事業 等)
R2.9月補正 【1,900.7億円】	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療提供・検査体制及び感染拡大防止対策の充実 (外来検査体制の拡充、庁舎等の感染防止対策 等) ② 地域経済の活性化・地域の元気づくり (中小企業への運転資金支援、商店街お買い物券事業の拡充 等) ③ 県民の安全・安心の基盤づくり (社会基盤等の防災機能の強化・充実、流域下水道の地震津波対策 等) ④ 新時代に向けた情報基盤・交流基盤等の構築 (情報通信ネットワーク基盤の整備 等)
R2.10月補正 【216.1億円】	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療提供体制の充実 (重点医療機関(特定機能病院等)の病床確保料の引き上げ) ② 県民生活の安定化・地域経済の活性化 (生活福祉資金の拡充、中小企業事業再開支援事業の拡充)
R2.12月補正 【12.4億円】	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療提供体制等の充実 (臨時重症専用病棟の整備、保健所体制の強化 等) ② ポストコロナ社会における兵庫モデルの構築 (兵庫情報ハイウェイの拡充 (東京APの設置))

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第1期④

2 県の予算措置の状況 (つづき)

区 分	内 容
R3.2月補正 【2,279.1億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進 (入院医療体制の強化、感染症拡大防止協力金の支給 等) ② 地域経済の活性化・地域の元気づくり (産業教育設備の整備、生活福祉資金の拡充 等) ③ 県民の安全安心の基盤づくり (防災・減災、国土強靱化の推進 等)
R3当初予算 【2,951.8億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進(入院医療体制の強化、施設等における感染防止対策 等) ② 地域経済の活性化・地域の元気づくり(制度融資(コロナ関係資金)、緊急対応型雇用創出事業 等) ③ 県民生活の安定化に向けた支援(県立大学入学料減免、就職氷河期世代等就労支援 等)
R3.2月補正② 【3.4億円】	① 高齢者施設の従事者への検査の実施 ② 避難所における物資の備蓄
R3.3月補正 【152.0億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進 (感染症拡大防止協力金の追加支給)

【有効であった対応】

- ① 臨時交付金や包括支援交付金など、国の対策を活用し、感染状況に応じて機動的に予算措置
- ② 市町と協調した支援の実施
※兵庫県独自の取組として、市町負担金を得ながら支援を実施 (休業要請事業者経営継続支援事業、感染症拡大防止協力金)
- ③ 国への要望等により交付金等の制度が都度改善

【教訓・課題】

- ① 財政基金等を活用し、早急に独自の対応を実施する団体がある中、財政基金残高が少額の本県では、県独自の早急な対応が困難
- ② 事業実施が交付金内示額の範囲で制約
- ③ 変異など感染症の特性に応じた柔軟な対応が必要

【今後の感染症に生かすこと】

地域の感染状況に即した機動的に必要な予算措置を行うため、国制度基金を県に設置したうえで、あらかじめ十分な額を国費により積み立てるなど、予見可能性及び自由度の高い財政制度の創設や初動対応のための県独自財源の確保

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第2期

【主な取組等】

- 地方創生臨時交付金等の国の対策を活用し、感染症の拡大防止対策のほか、県民生活の安定化支援、地域経済の活性化・地域の元気づくり、県民の安全・安心の基盤づくりなど、市町とも協調しながら、適宜必要な予算を措置

1 国の予算措置の状況

■ 予備費使用

閣議決定日	内 容	金 額
R3.4.30	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金 [地方創生臨時交付金(事業者支援分)の創設]	5,000億円
R3.5.14	ワクチンの確保	5,120億円

2 県の予算措置の状況

※1 金額はコロナに関連する予算を抜粋して記載

※2 下線事業は市町との協調事業

区 分	内 容
R3.6月補正① 【1,875.0億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進 (ワクチン接種体制等の整備、酒類販売事業者への月次支援金支給等) ② 地域経済の活性化・地域の元気づくりへの対策準備 (地域観光支援、宿泊業者への事業継続支援等) ③ 県民生活の安定化の推進 (生活福祉資金の拡充、ひとり親世帯等臨時特別給付金の支給等)
R3.6月補正② 【505.1億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進 (感染症拡大防止協力金の支給、酒類販売事業者への月次支援金支給、コロナワクチン個別接種促進への支援)

【有効であった対応】

- ① 臨時交付金や包括支援交付金など、国の対策を活用し、感染状況に応じて機動的に予算措置
- ② 市町と協調した支援の実施
※市と連携した大規模接種会場設置 (ワクチン接種体制の整備)
- ③ 国への要望等により交付金等の制度が都度改善

【教訓・課題】 (第2期～第4期共通)

- ① 事業実施が交付金内示額の範囲で制約
- ② 変異など感染症の特性に応じた柔軟な対応が必要

【今後の感染症に生かすこと】 (第2期～第4期共通)

地域の感染状況に即した機動的に必要な予算措置を行うため、国制度基金を県に設置したうえで、あらかじめ十分な額を国費により積み立てるなど、予見可能性及び自由度の高い財政制度の創設

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第3期

【主な取組等】

- 地方創生臨時交付金等の国の対策を活用し、感染症の拡大防止対策のほか、県民生活の安定化支援、地域経済の活性化・地域の元気づくり、県民の安全・安心の基盤づくりなど、市町とも協調しながら、適宜必要な予算を措置

1 国の予算措置の状況

■ 予備費使用

閣議決定日	内 容	金 額
R3.8.27	ワクチン接種の促進、緊急雇用安定助成金、緊急小口資金等の特例貸付 等	1兆4,226億円
R3.11.26	子育て世帯に対する給付	7,311億円

2 県の予算措置の状況 ※1 金額はコロナに関連する予算を抜粋して記載

区 分	内 容
R3.9月補正 【1,577.9億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進（入院医療体制の強化、感染症拡大防止協力金の支給 等） ② 県民生活の安定化に向けた支援（生活福祉資金の拡充 等） ③ 地域経済の活性化・地域の元気づくり （旅しようキャンペーンのプレ実施、中小企業ポストコロナ出口戦略の構築 等） ④ 県民の安全・安心の基盤づくり（社会基盤の強化・充実 等）
R3.10月補正 【495.6億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進（感染症拡大防止協力金の支給、酒類販売事業者に対する月次支援金の支給）

【有効であった対応】

- ① 臨時交付金や包括支援交付金など、国の対策を活用し、感染状況に応じて機動的に予算措置
※旅しようキャンペーンのプレ実施（関西府県で初）
- ② 国への要望等により交付金等の制度が都度改善

【教訓・課題】 【再掲】（第2期～第4期共通）

- ① 事業実施が交付金内示額の範囲で制約
- ② 変異など感染症の特性に応じた柔軟な対応が必要

【今後の感染症に生かすこと】 【再掲】（第2期～第4期共通）

地域の感染状況に即した機動的に必要な予算措置を行うため、国制度基金を県に設置したうえで、あらかじめ十分な額を国費により積み立てるなど、予見可能性及び自由度の高い財政制度の創設

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第4期①

【主な取組等】

- 地方創生臨時交付金等の国の対策を活用し、感染症の拡大防止対策のほか、県民生活の安定化支援、地域経済の活性化・地域の元気づくり、県民の安全・安心の基盤づくりなど、市町とも協調しながら、適宜必要な予算を措置

1 国の予算措置の状況

■ 予 算

区 分	予算成立	内 容	金 額
R3年度補正予算	R3.12.20	新型コロナウイルス感染症拡大防止、社会経済活動の再開と次なる危機への備え、新しい資本主義の躍動等 [地方創生臨時交付金(検査促進枠)の創設]	35兆9,895億円
R4年度当初予算	R4.3.22	新型コロナウイルス感染症対策予備費	5兆円
R4年度1次補正	R4.5.31	コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策	2兆7,009億円
R4年度2次補正	R4.12.2	物価高騰・賃上げへの取組、新しい資本主義の加速 新型コロナウイルス及び物価高騰等対策予備費等	28兆9,222億円
R5年度当初予算	R5.3.28	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	4兆円

■ 予備費使用

閣議決定日	内 容	金 額
R4.3.25	ワクチンの確保、治療薬の確保、抗原検査キットの確保等	1兆4,529億円
R4.4.28	地方創生臨時交付金、中小企業等事業再構築促進事業等 [地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設]	1兆1,171億円
R4.7.29	電気利用効率化促進対策事業、肥料価格高騰対策事業	2,572億円
R4.9.20	地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等 [地方創生臨時交付金(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金)の創設]	3兆4,846億円
R5.3.28	地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等	2兆2,226億円

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第4期②

2 県の予算措置の状況 ※1 金額はコロナに関連する予算を抜粋して記載 ※2 下線事業は市町との協調事業

区 分	内 容
R3.12月補正 【721.2億円】	<ul style="list-style-type: none"> ①感染症の拡大防止対策の推進（入院医療体制の強化、保健所体制の強化、PCR検査等の無料実施等） ②県民生活の安定化に向けた支援（生活福祉資金の拡充等） ③地域経済の活性化・地域の元気づくり（旅しようキャンペーン期間延長、中小企業等への一時支援金支給等）
R4.2月補正 【995.1億円】	<ul style="list-style-type: none"> ①感染症の拡大防止対策の推進（自宅療養者等相談支援センターの設置、感染症拡大防止協力金の支給等） ②地域経済の活性化・地域の元気づくり（旅行・宿泊割引支援事業の展開、商店街お買い物キャンペーン等） ③県民生活の安定化に向けた支援（支援の必要性の高い妊産婦への臨時支援等） ④県民の安全・安心の基盤づくり（防災、減災、国土強靱化の推進等）
R4.3月補正 【351.0億円】	<ul style="list-style-type: none"> ①感染症の拡大防止対策の推進（感染症拡大防止協力金の支給）
R4当初予算 【1,991.6億円】	<ul style="list-style-type: none"> ①感染症の拡大防止対策の推進（入院医療体制の強化、PCR等無料検査、ワクチン接種支援等） ②地域経済の活性化・地域の元気づくり（中小企業経営改善・成長力強化支援、制度融資（コロナ関係資金）等） ③県民生活の安定化に向けた支援（県立大学入学料減免、自殺対策強化関連事業等）
R4.6月補正 【142.5億円】	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者の経済活動の支援（原油価格・物価高騰対策一時支援金の支給、省エネ化・新事業展開への支援等） ②県民生活の安定化に向けた支援（ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給、ヤングケアラーに対する配食支援等） ③感染症の拡大防止対策の推進（ワクチン接種体制等の整備等）
R4.9月補正 【649.0億円】	<ul style="list-style-type: none"> ① 県民生活の安定化に向けた支援（ひょうごで食べようキャンペーン、社会福祉施設等利用者負担軽減支援等） ② 感染症の拡大防止対策の推進（陽性者登録支援センターの設置、<u>抗原検査キットの配布（自主療養制度）</u>等） ③ 事業者の経済活動への支援（原油価格・物価高騰対策一時支援金の支給、公共交通事業者省エネ化支援等）

13 国及び県の予算措置

(分野) 体制 (項目) 国及び県の予算措置：第4期③

2 県の予算措置の状況 (つづき)

区 分	内 容
R4.12月補正 【1,006.5億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進 (夜間救急外来の強化、妊婦対応入院医療体制の強化等) ② 県民生活の安定化に向けた支援 (医療機関等における物価高騰対策、出産・子育て世帯の支援等) ③ 事業者の経済活動への支援 (旅しようキャンペーン・ワイドの延長、農林水産業の省エネ化支援等) ④ 県民の安全・安心の基盤づくり (防災、減災、国土強靱化の推進等)
R5当初予算 【1,939.7億円】	① 感染症の拡大防止対策の推進 (入院医療体制の強化、抗原検査キット配布等) ② 地域経済の活性化・地域の元気づくり (制度融資(コロナ関係資金)、ポストコロナチャレンジ支援等) ③ 県民生活の安定化に向けた支援 (県立大学入学料減免、自殺対策強化関連事業等)
R5.6月補正 【164.1億円】	① 県民生活の安定化に向けた支援 (ひょうご家計応援キャンペーン、LPガス利用者負担軽減対策等) ② 事業者の経済活動の支援 (特別高圧電力を利用する中小企業等支援、中小企業等新事業展開支援等) ③ 感染症の拡大防止対策の推進 (下水サーベイランス実証実験の実施、ICTを活用した感染拡大の前兆把握等)

【有効であった対応】

- ① 臨時交付金や包括支援交付金など、国の対策を活用し、感染状況に応じて機動的に予算措置
- ② 市町と協調した支援の実施
※県と市町が協力して自主療養制度開始 (抗原検査キット配布)
- ③ 国への要望等により交付金等の制度が都度改善

【教訓・課題】 【再掲】 (第2期～第4期共通)

- ① 事業実施が交付金内示額の範囲で制約
- ② 変異など感染症の特性に応じた柔軟な対応が必要

【今後の感染症に生かすこと】 【再掲】 (第2期～第4期共通)

地域の感染状況に即した機動的に必要な予算措置を行うため、国制度基金を県に設置したうえで、あらかじめ十分な額を国費により積み立てるなど、予見可能性及び自由度の高い財政制度の創設

● 国への要望状況（第1期） （地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関係）

区 分	要望先	内 容
新型コロナウイルス感染症に関する緊急提案 (R2.5.1)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	1 地方創生臨時交付金・緊急包括支援交付金の増額等 ① 交付金の大幅増額 ② 柔軟な制度設計 ③ 事業内容の速やかな提示、提出書類・申請手続き等の簡素化等
新型コロナウイルス感染症に関する緊急提案 (R2.5.21)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	1 地方創生臨時交付金・緊急包括支援交付金の増額と柔軟な運用 ① 両交付金の大幅な増額とハード事業への活用 ② 感染症緊急包括支援交付金の柔軟な運用 ③ 感染症予防事業費等国庫負担金の県費負担分に対する財政措置
令和3年度国の予算編成等に対する提案 (R2.9.2)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 ① 地方の実情を踏まえた追加予算措置 ② 令和3年度における交付金の継続措置と必要な予算額の確保 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 ① 所要額の確保 ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等
令和3年度国の予算編成等に対する提案 (R2.11.25)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 ① 地方の実情を踏まえた追加予算措置 ② 令和3年度における交付金の継続措置と必要な予算額の確保 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 ① 所要額の確保 ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等

● 国への要望状況（第2期） （地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関係）

区分	要望先	内容
新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言 (R3.5.19)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者支援分の早期の追加交付 ② 緊急事態宣言下で休業要請等の上乗せ措置等を実施する都道府県への事業者支援分の重点配分 ③ 即時対応特定経費交付金の適用期間延長 ④ 地方の必要額を踏まえた更なる増額 ⑤ 大規模施設等の協力金に関する事務費の措置 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 <ol style="list-style-type: none"> ① 所要額の確保 ② 対象事業の拡充
令和4年度国の予算編成等に対する提案 (R3.7.26)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者支援分の早期の追加交付 ② 緊急事態宣言が発令された都道府県への事業者支援分の重点配分 ③ 地方創生臨時交付金の更なる増額 (令和3年度における増額、令和4年度における継続・充実) ④ 即時対応特定経費交付金の適用期間の撤廃 ⑤ 大規模施設等の協力金に関する事務費の措置 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 <ol style="list-style-type: none"> ① 所要額の確保 ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃
新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の財政措置について (R3.7.30)	内閣府	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 <ol style="list-style-type: none"> ① まん延防止等重点措置区域における飲食店等に対する規模別協力金に係る単価の増額 ② 事業者支援分の早期の追加交付

● 国への要望状況（第3期） （地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関係）

区分	要望先	内容
令和4年度国の予算編成等に対する提案 (R3.11.17)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 ① 令和3年度における更なる増額 ② 令和4年度における継続・充実 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 ① 交付金による入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援の継続・充実 ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃

● 国への要望状況（第4期） （地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関係）

区分	要望先	内容
令和5年度国の予算編成等に対する提案 (R4.7.20)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 ① 令和5年度以降における支援の継続・充実 ② 柔軟な枠の見直しや機動的な運用、手続きの簡素化 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 ① 交付金による入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援の継続・充実 ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃
令和5年度国の予算編成等に対する提案 (R4.11.22)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 ① 令和5年度以降における支援の継続・充実 ② 対象事業の拡大や機動的な運用、手続きの簡素化等 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 ① 交付金による入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援の継続・充実 ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃
令和6年度国の予算編成等に対する提案 (R5.6.28)	内閣官房 内閣府 厚生労働省	1 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 ① 令和6年度以降における支援の継続・充実 ② 対象事業の拡大等 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 ① 対象事業の追加

VIII 広報

Chapter 03

分野別検証

総括表【広報】

期	第1期	第2期	第3期	第4期
情報の総合的発信	(1) 感染者発生状況の公表 ・ 県が政令市・中核市から情報を収集し、県内の感染状況を一元的に毎日公表 ・ 感染状況の公表にあたり、発表時間や問い合わせ方法をルール化 (2) 県の対処方針等総合的な情報の発信 ・ 感染状況に応じた県の対処方針をわかりやすく県民に発信するため、①医療提供体制の確保状況や今後の対応策をフェーズに応じて整理、②学校活動や社会福祉施設等の分野ごとに対応状況を整理して発信 ・ 対策本部会議終了後、①速やかな知事会見の実施、②県の対処方針や協力依頼事項等の特に重要な内容を「知事メッセージ」として発信			・ 第6波以降、感染者が大幅に増加した一方で重症化率や死亡率が低下したことを踏まえ、報道発表資料の項目を県全体の感染者数と居住地域、年代等に絞った様式に変更
メッセージ発信強化	(1) 県民に対する迅速な情報発信 ・ 対策本部会議終了後の知事記者会見、定例・臨時記者会見でコロナ関連情報を発表(知事記者会見の告知はホームページやSNS等で実施) ・ 県の対処方針や協力依頼事項等の特に重要な内容を「知事メッセージ」の形で要約して動画で発信 ・ 記者会見の発言録を遅滞なくホームページに掲載するため、記録作成の応援職員を配置 (2) 公表資料の見える化 ・ 全ての知事記者会見でインターネット中継・アーカイブ配信を実施、記者会見時に大型モニター等に記者会見資料等を表示、ホームページにすべての記者会見資料を速やかに掲載 (3) メディア媒体の活用 ・ フェーズが変わるタイミング等で知事がテレビ番組やラジオ番組に出演し、県民や事業者へメッセージを発信 ・ 報道機関への対応として、①県の対処方針についてのマスコミ向け勉強会を実施、②宿泊療養受入先等での現地取材機会の設定、③正確な報道についての報道機関への申し入れを実施			
情報の一元化	(1) ホームページの緊急時用への切り替え ・ 県ホームページのトップページを新型コロナ関連情報に特化した緊急時用に切り替え、専門人材のアドバイスを得ながらページの構成・配置・配色等を機動的に更新 (2) 危機管理情報・各種支援情報の一元化 ・ 県ホームページに新型コロナ特設サイトを開設し、政令市・中核市分も含めた県内の感染状況や相談窓口、県の対処方針や支援策などをホームページ等に一元的に集約 ・ 県民だよりひょうご等各種広報媒体にQRコードをつけ、新型コロナ特設サイトに誘導 ・ 各種相談窓口(健康相談、支援事業等)について、ホームページ、テレビ、ラジオで案内			
全世代への情報発信	(1) 広報媒体の特性を生かした多様な情報発信 ・ 県政情報番組「ひょうご発信！」(サンテレビ)、ラジオ、県広報紙「県民だよりひょうご」、SNS、YouTube動画、ひょうご防災ネット、繁華街での啓発動画、自動車啓発、新聞紙面購入、インターネット広告、展示広報、ポスター作成・掲出 ・ 民間企業等と協働した発信 (2) 障害者や外国人への情報発信 ・ 障害者への情報発信として、点字広報紙「広報ひょうご」や声の広報「愛の小箱」による県施策の解説、知事記者会見や知事メッセージ動画に手話通訳を導入 ・ 外国人への情報発信として、緊急時用トップページに7か国語対応の自動翻訳機能へのリンクを設定、知事メッセージを7か国語に翻訳しホームページに掲載 ・ 外国人旅行者向けに、旅のエチケットや体調不良時の相談窓口をまとめた情報サイトを開設			

1 感染者発生状況や対策等の情報を総合的に発信

(分野) 広報 (項目) 広報：第1期～第4期①

【主な取組等】

- 政令市、中核市と連携し、発表時間や問い合わせ方法をルール化して県内の感染状況を正確に提供
- 県の対処方針等の総合的な情報を、感染状況に応じてわかりやすく効果的に発信

① 感染者発生状況の公表

- 県が政令市・中核市から情報を収集し、県内の感染状況を一元的に毎日公表 (R2.3.1～R5.5.8)
- 感染状況の公表にあたり、発表時間や問い合わせ方法をルール化 (R2.3.1～)
- 第6波以降、感染者が大幅に増加した一方で重症化率や死亡率が低下したことを踏まえ、報道発表資料の項目を県全体の感染者数と居住地、年代等に絞った様式に変更 (R4.1.21～)

② 対処方針等、総合的な情報の発信

- 感染状況に応じた県の対処方針をわかりやすく県民に発信するため、医療提供体制の確保状況や今後の対応策をフェーズに応じて整理するとともに、学校活動や社会福祉施設等の分野ごとに対応状況を整理して発信 (R2.4.7～R5.4.26)
- 対策本部会議終了後、速やかに知事記者会見を実施し、県の対処方針や協力依頼事項等、特に重要な内容を「知事メッセージ」として、県民・事業者等へ発信 (R2.3.1～R5.4.26)

記者発表資料 (資料配付)

月/日 (曜日)	担当部署名	発表者名 (担当部署名)	その他 配布先
5/8 (月)	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 対策推進課	対策推進課長 青川 康輝 (副課長 田本 聡夫)	—

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

本日、新たに県内で 408 人 (神戸市 176 人、姫路市 3 人、尼崎市 86 人、西宮市 58 人、明石市 4 人、県 81 人) の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。

県感染症患者総数 1,480,153 人 直近1週間平均患者数 361.4 人
 [内、療養フォローアップセンター等 63,714 人] 直近1週間患者数(10万対) 46.2 人

1 新規感染症患者数 計 408 人 (①+②)

(1) 医療機関からの総数報告集計 (PCR・STSIによる前日24時時点の集計)

0歳	1~4歳	5~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	不明	合計
県			12	9	9	11	14	9	1	3	4			72
神戸	1	2	5	13	26	20	19	28	7	13	12	8		154
姫路										2				2
尼崎	1		2	13	23	11	9	11	6		1	3	1	81
西宮			1	7	13	10	4	14	3		3	1		56
明石			1	1	1	1	1							4
計	2	2	8	46	72	50	44	68	25	18	18	11		369

(2) 療養フォローアップセンター等の新規登録患者数
(医療機関を受診せず、自己検査又は無料検査事業の結果をもって登録された者)

0歳	1~4歳	5~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	不明	合計
県			1	2	2	2	2			9
神戸			2	5	3	7	3	2		22
姫路										1
尼崎			1		3	1				5
西宮					1	1				2
明石						1				1
計			4	7	14	11	5	2		39

1 感染者発生状況や対策等の情報を総合的に発信

(分野) 広報 (項目) 広報：第1期～第4期②

Chapter 03
分野別検証

240

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第81回・4/26開催)	
記者会見資料	
資料1	県内の患者の状況
資料2	5類移行に伴う医療提供体制
資料3	5類移行に伴う主な事業等の取扱い
資料4	5類移行に伴う県対策本部等の取扱い
資料5	自主的な感染対策により、新たな日常生活の創造を！
資料6	新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

記者会見資料 (表紙)

令和2年4月7日 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部 (令和5年4月26日改定) ※下線は前回からの変更箇所	
新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針	
<p>兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針(以下「本方針」という。)を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。</p> <p>令和2年5月21日をもって緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。</p> <p>令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。</p> <p>令和3年2月28日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4月5日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされた。その後、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されたが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施した。</p> <p>令和3年7月11日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7月28日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より緊急事態措置を実施した。</p>	

兵庫県対処方針

【有効であった対応】

- ①県、政令市、中核市間でメーリングリストを作成し、感染者数等の発表内容を互いにチェックすることで、メディアに正確な情報を提供
- ②毎日の感染状況の公表時間や問い合わせ方法をルール化することにより、不要な問い合わせを防止
- ③第6波以降の状況変化を踏まえ、報道発表資料の項目を重点化することで、県内の感染状況を端的かつ分析しやすいよう発信
- ④兵庫県ホームページへの「特設サイト」の整備、SNSの活用や民間の大型ポータルサイトへの広告掲載、外国人に配慮した英文や「やさしい日本語」の使用により、効果的に情報発信

【教訓・課題】

- ①感染防止対策のための情報公開と個人情報保護のバランスの確保
- ②感染者の居住地を保健所管内を基準に公表していたが、管内市町毎の感染者数の情報共有
- ③記者発表資料の元資料を保健所(健康福祉事務所)で作成することによる現場への過度な負担
- ④分かりやすい情報発信の一層の工夫
- ⑤発表資料作成における作業のデジタル化
- ⑥兵庫県ホームページの充実
 - ・迅速な特化ポータルサイトの立ち上げ
 - ・関係課と連携したサイトの一元管理
 - ・通訳サイトへのリンクや分かりやすいバナー表示等、平時から外国人に配慮した工夫

【今後の感染症に生かすこと】

県内の感染状況に関する総合的な情報を、誰にでも分かりやすく発信することが必要

2 メッセージ発信強化

(分野) 広報 (項目) 広報：第1期～第4期①

【主な取組等】

- 知事記者会見やメッセージ作成、メディア出演などにより、県民に直接、タイムリーに発信
- マスコミ向け勉強会や現地取材の実施により、報道機関に対して正確な情報を発信

① 県民に対する迅速な情報発信

- 対策本部会議終了後の知事記者会見、定例・臨時記者会見でコロナ関連情報を発表 (R2.2.10～R5.4.26 計246回)
- ホームページの他、SNS等で知事記者会見を告知
- 県の対処方針や協力依頼事項等、特に重要な内容については、県民・事業者へ呼びかけるべきポイントを「知事メッセージ」の形で要約して動画で発信 (R2.2.10～R4.1.27 計78回)
- 記者会見の発言録を、遅滞なくホームページに掲載するため、記録作成の応援職員を配置

② 公表資料の見える化

- 全ての知事記者会見でインターネット中継、アーカイブ配信を実施 (R2.2.10～R5.4.26 計246回)
- 記者会見時には大型モニターやバックパネルに記者会見資料等を表示 (R2.3.16～)
- ホームページにすべての記者会見資料を速やかに掲載 (R2.2.10～)

令和5年4月26日

自主的な感染対策により、新たな日常生活の創造を！

5月8日からの5類感染症への位置づけにより、新型コロナ対策は大きな転換点を迎えます。これまでの3年超にわたる感染拡大防止へのご協力について、改めて感謝申し上げます。
位置づけの変更に伴い、基本的な感染対策は、個人や事業者の判断に委ねられることとなります。これまでの取組を生かし、基本的な感染対策に取り組みつつ、新たな生活を築いていきましょう。

1 これまでの取組を生かした自主的な感染対策を

- ・手洗いや手指消毒、効果的な換気、マスクの適切な着用などは、新型コロナの特徴を踏まえた基本的な感染対策として、引き続き有効です。
- ・発熱やのどの痛みなどの症状がある方や、新型コロナの検査で陽性となった方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控えてください。通院等でやむを得ず外出する時は、人混みは避けてマスクを着用（陽性となった方は発症翌日から10日間）するようお願いいたします。
- ・医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時には、高齢者や基礎疾患を有する方などを守るためにも、マスクを着用するなどの感染対策をお願いします。

2 重症化リスクの高い方や症状が強いなど受診を希望される方は、事前に相談・連絡したうえで受診を

- ・重症化リスクの高い方や症状が強いなど受診を希望される方は、事前にかかりつけ医や24時間対応の健康相談コールセンター等に相談するか、県ホームページで公表しているリストを参考に**対応医療機関に連絡したうえで受診**するようお願いいたします（5月8日以降は、一部を除き医療費等に自己負担が生じます）。
- ・体調不良時に備えて**自己検査キットや常備薬等を準備**してください。重症化リスクが低く、かつ症状が軽い場合は**セルフメディケーション**に取り組みましょう。
- ・重症化リスクの高い方は、県接種会場（6月設置予定）等での**積極的なワクチン接種**をご検討ください。
- ・5月8日以降の療養期間は自主判断に委ねられますが、**発症翌日から5日間を目安**としてください。

「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧」
「発熱等の症状が重い方へ（医療機関受診方法の案内）」

兵庫 県

第81回対策本部会議(R5.4.26)で決定した知事メッセージ

2 メッセージ発信強化

(分野) 広報 (項目) 広報：第1期～第4期②

③ メディア媒体の活用

- 知事のメディア出演
 - ・フェーズが変わるタイミング等で知事がテレビ番組やラジオ番組に出演し、県民や事業者へメッセージを発信 (R2.4～R4.8 計26回)
- 報道機関への対応
 - ・医療体制や検査体制など県の対処方針についてのマスコミ向け勉強会を実施
 - ・宿泊療養の受入の様子など現地での取材機会を設定
 - ・発表内容の誤解を受けかねない断片的な報道に対し、正確な報道について報道機関に申し入れ

【有効であった対応】

- ①知事記者会見で大型モニターやバックパネルを活用し、公表資料をわかりやすく発表
- ②知事が積極的にメディアに出演し、県民へ直接、タイムリーにメッセージを発信
- ③マスコミ向け勉強会や現地取材の実施による正確な情報発信

【教訓・課題】

- ①マスメディアとの連携の必要
 - ・記者が県の対策等の理解を深めるための工夫
 - ・報道機関の正確かつ適切な情報発信 など

マスメディアは、話題性のあることだけに集中することがあるため、県の対策が県民に十分伝えられない状況が発生

【今後の感染症に生かすこと】

知事から積極的な情報発信を行うとともに、県の対策等が正確かつ適切に県民に伝わるよう、マスメディアとの連携が必要

3 情報の一元化

(分野) 広報 (項目) 広報：第1期～第4期

【主な取組等】

- ホームページを緊急時用トップページに切り替え、専門人材を活用し見やすいページづくりを実現
- 特設サイトや支援情報まとめページを開設し、情報を一元的に集約してワンストップで情報発信

① ホームページの緊急時用への切り替え

- ・ 県ホームページのトップページを、感染状況や各種支援・相談窓口等の新型コロナ関連情報に特化した緊急時用に切り替え (R2.4～R3.11)
- ・ 県対策のフェーズに応じて、ホームページの構成・配置を機動的に更新
- ・ 広報プロデューサー等の専門人材のアドバイスを得ながらページの構成・配置・配色等を工夫

【有効であった対応】

- ① 緊急時用トップページへの切り替えや支援情報まとめページの開設によるわかりやすい情報発信
- ② ワンストップで情報発信することで県民が求める情報や県が伝えたい情報をまとめて発信
- ③ ページデザインに専門人材を活用し見やすいページづくりを実現

② 危機管理情報・各種支援情報の一元化

- ・ 県ホームページに新型コロナ特設サイトを開設 (R2.2.19)
- ・ 個人向け・事業者向けの支援情報を分かりやすくまとめたページを開設 (R2.4.22～)
- ・ 政令市・中核市分も含めた県内の感染状況や相談窓口、県の対処方針や支援策などをホームページ等に一元的に集約 (R2.2.19～)
- ・ 県民だよりひょうご等各種広報媒体にQRコードをつけ、新型コロナ特設サイトに誘導 (R2.3～R5.5)
- ・ 各種相談窓口(健康相談、支援事業等)について、ホームページ、テレビ、ラジオで案内 (R2.3～)

【教訓・課題】

- ① 感染症と自然災害が同時発生した場合の一元的でわかりやすい情報発信手法の検討

【今後の感染症に生かすこと】

緊急時においては、ホームページでわかりやすく情報提供するため、情報の一元化が必要

4 全世代への情報発信

(分野) 広報 (項目) 広報：第1期～第4期①

【主な取組等】

- 県の各種広報媒体の特性を活かし、多様な手法で情報発信
- 民間企業との連携等により、フェーズに応じて県民に身近な媒体を活用した積極的な広報を展開
- 幅広い世帯に向け、一斉に必要な情報を届けるためのプッシュ型情報発信を展開

① 広報媒体の特性を生かした多様な情報発信

- 各種広報媒体の特性を生かし以下の取組みを実施

項目	詳細
県政情報番組 「ひょうご発信！」 (サンテレビ)	<ul style="list-style-type: none"> ・番組冒頭（約7分）に新型コロナに関する注意喚起を行うコーナーを設定（R2～R3 ※R3.4～11は月1回） ・L字画面で相談窓口情報を案内（R2.3～R4.3のうち緊急事態・まん延防止等重点措置期間） ・県ホームページのQRコードを画面に常時表示（R2.3～R5.5のうちL字画面のない期間） ・「お知らせコーナー」（120～150秒）を設け、注意喚起や県の取組みを告知（R3.4～）
ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ関西「こちら知事室！」「GO! HYOGO!」の中で、注意喚起や県の取組みを告知 ・ラジオ関西・兵庫エフエム放送「兵庫県からのお知らせ」の中で、新型コロナに関するお知らせを告知
県広報紙「県民だよりひょうご」	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時号の発行（R2：6回、R3：1回） ・通常号に1～4頁の範囲で新型コロナに関する記事を掲載（R2.4～R5.6）
SNS	<ul style="list-style-type: none"> ・Twitterを中心に、感染状況（毎日）や知事定例会見のお知らせ、知事メッセージ等を発信（R2.2～）
YouTube動画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報専門員が県の新型コロナ対策を紹介する動画を発信（R2.8～R4.9 計64動画）
ひょうご防災ネット	<ul style="list-style-type: none"> ・県の対処方針や協力依頼事項等を知事メッセージとして発信（R2.3～R5.4 計93回）

4 全世代への情報発信

(分野) 広報 (項目) 広報：第1期～第4期②

Chapter 03
分野別検証

245

② フェーズに応じた情報発信の工夫

- 多様なツールの活用や民間企業との連携により積極的に情報発信

項目	詳細
繁華街での啓発動画の放映	<ul style="list-style-type: none"> ・三宮センター街や神戸国際会館、ミント神戸のスクリーンで感染拡大防止を呼びかける動画を放映 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 三宮センター街・神戸国際会館 (R2.8～R3.3、R3.6～R4.3 計2回) ✓ ミント神戸 (R3.1～R3.12 計7回)
自動車啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の繁華街や住宅街において感染拡大防止を呼びかける自動車啓発を実施 (R2.4～R3.9 計9回)
新聞紙面購入	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策の呼びかけやワクチン接種のお知らせ等を新聞紙面広告に掲載 (R2.3、R2.7、R3.6 計3回)
インターネット広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種等を呼びかけるインターネット広告を実施 (R3.3、R4.12～R5.3 計2回)
展示広報	<ul style="list-style-type: none"> ・JR元町駅西口広報板、地下鉄県庁前駅の広報ショーウィンドーに感染対策を呼びかけるポスター等を掲示 <ul style="list-style-type: none"> ✓ JR元町駅：R2.4～R5.3 ✓ 地下鉄県庁前駅：R2.10～R3.3
ポスター作成・掲出	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうごスタイル」を紹介するポスターを作成し、県内主要駅やショッピングモール等で掲示 (R2.6、R2.11 計2回) ※ ポスターのデータを県ホームページ上で提供



「ひょうごスタイル」を紹介するポスター

なんだ？

兵庫県

4 全世代への情報発信

(分野) 広報 (項目) 広報：第1期～第4期③

項目	詳細
民間企業等と協働した発信	<ul style="list-style-type: none"> ・コープ、イオン各店で感染拡大防止を呼びかける館内放送を実施 (R2.4～R3.6 計6回) ・スーパーマルアイでチラシに県民だよりひょうごを転載 (R2.4) ・ヤマト運輸の宅配物に感染防止行動などを盛り込んだ啓発用付せんを貼付 (R3.1～R3.3)

③ 障害者や外国人への情報発信

- 障害者への情報発信
 - ・点字広報紙「広報ひょうご」、声の広報「愛の小箱」により県の施策を解説 (通期)
 - ・知事記者会見や知事メッセージ動画に手話通訳を導入 (R2.4～)
- 外国人への情報発信
 - ・緊急時用トップページに英語、仏語等7カ国語対応の自動翻訳機能へのリンクを設定 (R2.4～)
 - ・知事メッセージを7カ国語に翻訳しホームページに掲載 (R2.5～)
 - ・外国人旅行者向けに、旅のエチケットや体調不良時の相談窓口をまとめた情報サイトを開設 (R4.12～)

【有効であった対応】

- ①スーパーや宅配事業者など県民に身近なサービスを提供する民間企業との連携による情報発信
- ②SNSや動画を活用し、感染状況や感染拡大防止対策をリアルタイムで発信
- ③自動車啓発や新聞掲載、大型ビジョン等を活用し、県民に直接的な訴求が可能
- ④ポスターのデータ公開による幅広い普及啓発

【教訓・課題】

- ①感染状況に応じたタイムリーな発信のための効果的な手法の検討
- ②直接的に感染拡大防止を呼びかけるためのさらなる取り組みの検討
- ③公民連携による広報の取り組みの一層の推進

【今後の感染症に生かすこと】

感染状況に応じた効果的な広報媒体や手法を活用した上で、情報発信することが必要

今後、下記について記載予定

- ・ 県民モニター(R5.9.29～R5.10.9)結果
- ・ 県民アンケート(R5.11.1～R5.11.14)結果
- ・ 有識者や各種団体等(市町会、町村会、経済団体等)等の意見
等

Chapter 04 総括検証

Chapter 05

検証を踏まえて

今後取り組んでいく事項

検証を踏まえて今後取り組んでいく事項

※ 今後、有識者や各団体等からの意見を踏まえ、内容等はブラッシュアップしていく予定

- 検証結果及び専門家等の意見を踏まえ、新たな感染症に備えるため、今後への備えとして必要となる対策をとりまとめ

項目	具体的な対策（例）
①医療提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関間の入院調整機能や情報共有の強化、入院調整困難時の行政の支援体制（保健所や入院調整センター等）の充実 ・ 平時からの体制確保による重症患者等の速やかな受け入れ
②高齢者施設をはじめとする要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設等における感染拡大防止や業務継続に対する支援 ・ 平時からの高齢者施設等と医療機関の連携体制の構築
③人材・物資の備えと確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策に関する専門性の高い人材の計画的育成 ・ 医療資器材などの物資を確保する体制の整備 ・ 職員欠勤時の診療体制確保のための実効性の高いBCP作成支援
④保健所業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所業務を支援する組織の迅速な設置及び柔軟な運用 ・ 保健所業務の一部集約による効率化
⑤各種情報の共有、的確な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と市町、各保健所間などにおける各種情報の円滑な共有 ・ SNS等の多様な媒体を活用した県民への迅速・効果的な情報発信
⑥デジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル化の推進による業務や情報共有等の効率化・迅速化 ・ 救急搬送時の調整の効率化
⑦実効性ある社会活動制限の実施と広域連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ エビデンスに基づく社会活動制限の要請 ・ 平時からの近隣府県等との連携強化



兵庫県